

令和 2 年

第 3 回西原村定例会会議録

令和 2 年 8 月 1 8 日

令和 2 年 8 月 2 4 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 2 年第 3 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
8月18日	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
8月19日	水		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会 	
8月20日	木	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（2名） ・議案審議 （認定第1号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算
8月21日	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （認定第2号～ 認定第6号） （報告第4号） （承認第9号～ 承認第10号） （議案第81号～ 議案第84号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算 ・予算 ・条例 ・一般議案
8月22日	土		休 会		
8月23日	日		休 会		
8月24日	月	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第85号～ 議案第91号） （同意第2号～ 同意第16号） ・発議第3号～発議第4号 ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続調査申出 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算 ・一般議案

ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程は9月24日までとする。

提出議案等

(令和2年8月18日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|--------|---|
| 認定第 1号 | 令和元年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 2号 | 令和元年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 3号 | 令和元年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 4号 | 令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 5号 | 令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 6号 | 令和元年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 報告第 4号 | 令和元年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 承認第 9号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第9号) 令和2年度西原村一般会計補正予算(第5号) について」 |
| 承認第10号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第10号) 令和2年度西原村一般会計補正予算(第6号) について」 |
| 議案第81号 | 西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第82号 | 西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第83号 | 西原村ねたきり老人等介護者手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第84号 | 村道の路線認定について |

- 議案第 85号 令和2年度西原村一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第 86号 令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 87号 令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 88号 令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 89号 令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 90号 令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第 91号 工事請負変更契約の締結について
- 同意第 2号 西原村教育長の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 3号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 4号 西原村農業委員の認定農業者等の数につき同意を求めることについて
- 同意第 5号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 6号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 7号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 8号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 9号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 10号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 11号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 12号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて

- 同意第13号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第14号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第15号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第16号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて

(令和2年8月20日提出)

(一般質問)

1番 上野正博君 2番 桂 悦朗君

(令和2年8月24日提出)

(議員提出議案)

- 発議第3号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について
- 発議第4号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第5号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」について

目 次

第1号（8月18日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	6
日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～第6号、報告第4号、承認第9号～第10号、議案第81号～第91号、同意第2号～第16号）	6
日程第 5 休会の件について	15
散 会	15

第2号（8月20日）

議事日程第2号	17
応招議員氏名	18
出席議員氏名	19
事務局職員出席者	19
説明のため出席した者の職氏名	20
開 議	21
日程第 1 一般質問	21
（上野正博）	21
・有害鳥獣駆除対策について	
（桂 悦朗）	27
・夢のある村づくりについて	
日程第 2 認定第 1号 令和元年度西原村一般会計歳入歳出 決算の認定について	38
散 会	74

第3号（8月21日）

議事日程第3号	77
応招議員氏名	79
出席議員氏名	80

事務局職員出席者	8 0
説明のため出席した者の職氏名	8 1
開 議	8 2
日程第 1 認定第 2 号 令和元年度西原村国民健康保険特別 会計歳入歳出決算の認定について	8 2
日程第 2 認定第 3 号 令和元年度西原村介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について	8 4
日程第 3 認定第 4 号 令和元年度西原村後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算の認定について	8 7
日程第 4 認定第 5 号 令和元年度西原村中央簡易水道事業 特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	8 8
日程第 5 認定第 6 号 令和元年度西原村工業用水道事業会 計決算の認定について	9 0
日程第 6 報告第 4 号 令和元年度西原村健全化判断比率及 び資金不足比率の報告について	9 1
日程第 7 承認第 9 号 専決処分の報告及び承認について 「(専第9号) 令和2年度西原村一 般会計補正予算(第5号) について」	9 4
日程第 8 承認第10号 専決処分の報告及び承認について 「(専第10号) 令和2年度西原村 一般会計補正予算(第6号) につ いて」	9 6
日程第 9 議案第81号 西原村手数料徴収条例の一部を改正 する条例の制定について	9 8
日程第10 議案第82号 西原村特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条 例の制定について	9 9
日程第11 議案第83号 西原村ねたきり老人等介護者手当支 給に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	1 0 1
日程第12 議案第84号 村道の路線認定について	1 0 2
散 会	1 0 4
第4号(8月24日)	
議事日程第4号	1 0 5
応招議員氏名	1 0 8

出席議員氏名	109
事務局職員出席者	109
説明のため出席した者の職氏名	110
開議	111
日程第1	議案第85号 令和2年度西原村一般会計補正予算 (第7号) について 111
日程第2	議案第86号 令和2年度西原村国民健康保険特別 会計補正予算(第2号) について 119
日程第3	議案第87号 令和2年度西原村介護保険特別会計 補正予算(第2号) について 120
日程第4	議案第88号 令和2年度西原村後期高齢者医療特 別会計補正予算(第1号) について 121
日程第5	議案第89号 令和2年度西原村中央簡易水道事業 特別会計補正予算(第1号) につ いて 123
日程第6	議案第90号 令和2年度西原村工業用水道事業会 計補正予算(第1号) について 125
日程第7	議案第91号 工事請負変更契約の締結について 129
日程第8	同意第2号 西原村教育長の選任につき同意を求 めることについて 130
日程第9	同意第3号 西原村固定資産評価審査委員会委員 の選任につき同意を求めることにつ いて 132
日程第10	同意第4号 西原村農業委員の認定農業者等の数 につき同意を求めることについて 133
日程第11	同意第5号 西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて 134
日程第12	同意第6号 西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて 134
日程第13	同意第7号 西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて 134
日程第14	同意第8号 西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて 134
日程第15	同意第9号 西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて 134
日程第16	同意第10号 西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて 134
日程第17	同意第12号 西原村農業委員の任命につき同意を

		求めることについて ……………	1 3 4
日程第 1 8	同意第 1 3 号	西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて ……………	1 3 4
日程第 1 9	同意第 1 4 号	西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて ……………	1 3 4
日程第 2 0	同意第 1 6 号	西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて ……………	1 3 4
日程第 2 1	同意第 1 1 号	西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて ……………	1 3 7
日程第 2 2	同意第 1 5 号	西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて ……………	1 3 9
日程第 2 3	発議第 3 号	西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴 う議員派遣について ……………	1 4 0
日程第 2 4	発議第 4 号	西原村議会委員会条例の一部を改正 する条例の制定について ……………	1 4 0
日程第 2 5	発議第 5 号	「新型コロナウイルス感染症の影響 に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書」 について ……………	1 4 1
日程第 2 6		組合議会報告について ……………	1 4 3
日程第 2 7		委員会の閉会中の継続調査申出について ……………	1 4 4
閉 会		……………	1 4 4
署 名		……………	1 4 5

第 1 号 (8 月 1 8 日)

令和2年第3回西原村議会定例会会議録

令和2年8月18日、令和2年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和2年8月18日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～第6号、報告第4号、承認第9号～第10号、議案第81号～第91号、同意第2号～第16号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第3回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和2年第3回西原村議会定例会を開会します。

会議に入ります前に、去る7月4日から、県南の人吉市、球磨村をはじめとした球磨地区、八代市、芦北町、津奈木町など記録的な豪雨に見舞われました。さらに阿蘇郡小国郷など県北部、九州各県、その後全国へと広がり、河川の氾濫等による甚大な災害が発生いたしました。県内では、死者65名、行方不明者2名など多数の犠牲者が出ております。

西原村及び西原村議会も、この被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた皆様方にお悔やみ申し上げますという意思を込めまして、黙禱をささげたいと思います。

全員、起立をお願いいたします。

（全員起立）

○議長（宮田勝則君）黙禱。

（黙禱）

○議長（宮田勝則君）黙禱直れ。

ご着席ください。

（全員着席）

○議長（宮田勝則君）また、新型コロナウイルスについて、全国的に拡大傾向にあります。熊本県では、8月11日よりリスクレベル4特別警報が発令されております。現在の累計感染者数は400名を超える状況となっております。3密の回避、手洗い及び消毒、マスクの着用など、基本的な感染防止の励行をお願い申し上げます。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番議員、村上高志君、3番議員、坂本隆文君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、8月7日に行われました議会運営委員会でも本日18日より24日までの7日間と想定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を9月24日までの38日間とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日18日より9月24日までの38日間とすることに決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣についてを報告いたします。

7月1日から阿蘇市町村議長会研修が計画されておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となっております。

また、先般8月3日に行われました阿蘇市町村議長会総会において、今年度10月に西原村で開催予定されておりました阿蘇市町村議員研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして来年度に延期することとなりました。

今後、感染症拡大に伴い、研修等が余儀なく変更されることが考えられますので、注視していただきたいと思えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

令和2年第3回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会は、9月が村長・村議選挙ということで8月に開催をさせていただくものであります。議員の皆様におかれましても私にとりましても本定例会が今期最後の議会となりますが、議員の皆様におかれましては、4年間大変お世話になり、心よりお礼と感謝を申し上げます。

今期4年間は、熊本地震からの復旧・復興ということで大変な4年間でありました。特に被害の大きかった6集落との協議を重ね理解をいただくまでは、職員も苦労が多かったと記憶しております。その後、設計、発注と準備が整ったところから順次工事に着工し、今年度末までには全ての工事が完成する運びとなっております。完成した宅地の姿と住民の方の喜びの声を聞きますと、私どももやりがいと達成感を感じるものであります。また、総合運動公園の体育館建設においても、いよいよ着工することができました。

これも、議員の皆さん全員との要望活動が国へ受け入れていただき、予算措置ができました。長年の懸案事項が一步一步前に進んでいることに感謝を申し上げます。

前年度も全国的に災害の多い一年となりました。台風15号では、千葉県を中心に関東地方で猛烈な風が吹き、観測史上最強の風速を観測し、甚大な被害が発生しております。台風19号の豪雨では、死者90名と極めて大きな被害となっております。また、8月26日は九州北部で前線を伴う大雨があり、佐

賀県を中心に災害警戒レベル5となり、甚大な被害でありました。

また、今年になり先月上旬は、県南の人吉球磨地方で梅雨末期の大雨で球磨川沿線で大水害となり、65名の尊い命が犠牲となっております。

私どもは、いつ発生するか分からない水害に備えなければと、防災意識を再認識する必要があると思います。今後の発災対応型防災訓練にも取り組んでいかなければならないと強く思っております。

さて、本定例会は令和元年度決算認定が主な議題となっておりますが、河上代表監査委員、西口監査委員におかれましては、7月9日から7月31日までの23日間、暑さ厳しい中慎重に審査をしていただき、その後の決算意見書作成まで大変ご苦勞をおかけしました。決算においては、決して満足ではありませんが、まずまずの決算と思っております。

いただきましたお褒めの言葉を励みとして、ご指摘の言葉は今後の課題として、さらに補助金・交付金を活用して行財政運営に努力してまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、今後ともご指導とご協力を賜りますようお願いをいたします。

次期選挙に出馬される議員の皆さんにおかれましては、全員が当選されることをご祈念申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

認定第1号、令和元年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

令和元年度当初予算は、宅地再生・集落再生を主とし、創造的復興を実感できるような年になるよう事業を進めることを最優先としつつも、厳しい財政状況の中、財源確保と歳出抑制を徹底しながら、第5次西原村総合計画の政策分野別施策に基づき予算編成をしたところであります。

熊本地震関連事業として、各種生活再建支援事業、集落や宅地再生のための宅地耐震化推進事業や小規模住宅地区改良事業、崖地等復旧における地域防災がけ崩れ対策事業、村指定文化財保存管理事業や木造応急仮設住宅改修事業等の様々な事業において、スピード感を持って進めてまいりました。

そのような中、住民の皆様のご理解、ご協力、議員各位のご指導により、令和元年度の決算を行うことができました。

令和元年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入で108億996万8,674円、歳出では101億158万2,711円、歳入歳出差引額7億838万5,963円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は5億3,963万2,088円となりました。

歳入決算額では、村税は株式譲渡益等による個人村民税の増により3.4%の増、使用料・手数料は保育料無償化に伴う公立保育園保育料等の減、公営住宅戸数増に伴う家賃増により3.2%増、財産収入は熊本空港ビルディング株券売払い等により466.2%増、寄付金はふるさと納税等により261.5%増、国庫支出金は社会資本整備総合交付金（宅地耐震化推進事業・小規模住宅地区改良事業）の増、災害公営住宅整備事業補助金の減等により20.5%減、県

支出金は震災復旧緊急対策経営体育成支援事業県補助金の減、地域防災がけ崩れ対策事業補助金の減等により59.1%減となりました。また地方債では、公共事業等債や宅地耐震化推進事業債の増、災害対策債の減等により7.7%の増となりました。

歳入総額におきましては、前年対比で13億9,584万円、11.4%の減額となりました。

歳出決算額は101億158万円で、うち熊本地震関連費が50億8,897万円であり、決算額の50.4%を占めることとなりました。主なものは、ふるさと納税関連経費増により物件費22.8%増、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業費減等による補助費等28.4%減、災害公営住宅整備事業や地域防災がけ崩れ対策事業の減及び宅地耐震化推進事業や小規模住宅地区改良事業の増により普通建設事業費16.8%減、公債費においては、償還金元金の増等により50.9%増となり、歳出総額における前年度対比では11億5,831万円、10.3%の減額となりました。

特に熊本地震関連費においては、普通建設事業費が45億5,744万円、災害復旧費が1億976万円、物件費が5,572万円、補助費等が3億2,937万円等となりましたが、その財源としましては、国の激甚災害指定や熊本地震における特別措置により補助率等のかさ上げや起債の交付税措置率のかさ上げが行われ、それにより国・県における補助金・交付金、災害復旧事業債等を最大限活用しながら、予算執行を図ってまいりました。

積立基金については、平成16年度末残高8億2,713万円から年々増加傾向にありましたが、平成27年度においては特定地区公園事業を主な要因として、現在高においては11年ぶりの前年度比減となりました。

また、平成28年度から令和元年度にかけては、熊本地震関連事業の財源として財政調整基金の取崩しを行いました。今後の起債元利償還金を鑑みて、その財源として繰越金の2分の1を財政調整基金へ積み立て、また、今後の公共施設整備に係る財源として公共施設整備基金に積み立てることから、現在は基金残高が8億4,300万円、今年度の全ての基金残高が39億1,401円となり、前年度と比較すると9億568万円の増となりました。財政調整基金19億4,300万円を含むと、基金残高も過去にない高額な残高となっております。

地方債におきましては、平成15年度末現在高49億8,903万円をピークに年々減少傾向にありましたが、平成27年度においては特定地区公園事業を主な要因として、現在高においては12年ぶりの前年度比増となりました。

また、平成28年度から平成30年度にかけて、主に熊本地震復興事業費の財源として65億1,930万円、うち熊本地震関連分56億6,450万円を借り入れており、令和元年度においても24億1,540万円、うち熊本地震関連分22億40万円の借入れを行いました。これにより、令和元年度末の現在高は過去最大の94億7,576万円となりました。

決算につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会の認定を必要としますので、ご提案させていただきました。

詳細につきましては会計管理者よりご説明申し上げます。

認定第2号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額9億9,901万1,196円に対し、歳出総額9億1,138万2,525円で、歳入歳出差引額8,762万8,671円でございます。

歳入におきましては、保険税調定額2億587万円に対し歳入済総額1億7,359万円で、収納率は現年度97.2%、滞納繰越分で14.7%、全体で84.3%であり、収納率は前年度比0.5ポイント増となっております。

歳入の主な内訳としましては、県支出金、うち普通交付金6億2,602万円、特別交付金3,353万円があり、歳入総額の66%を占めております。また、一般会計からの法定繰入金は7,086万円、繰越金9,007万円となっております。

歳出の主なものは保険給付費6億3,360万円で、歳出全体の69.5%を占めております。国民健康保険事業費納付金のうち医療費給付費につきましては1億9,196万円、後期高齢者支援金等につきましては5,077万円、介護納付金につきましては1,765万円の支出となっております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明申し上げます。

認定第3号、令和元年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額8億253万709円に対し、歳出総額7億1,481万5,467円で、歳入歳出差引額8,771万5,242円でございます。

令和元年度末の人口6,736人に対し、65歳以上の人口は2,058人、高齢化率は30.6%、介護保険被保険者数は2,053人という状況にあります。令和2年3月末現在で330人が介護認定を受け、そのうち288人が介護サービスを受けております。内訳としましては、居宅介護サービス190人、地域密着型サービス32人、施設介護サービス66人で、居宅介護サービスの利用率は、地域密着型サービスを含め77%となっております。

歳入におきましては、保険料調定額1億7,148万円に対し収入済額1億6,906万円で、収納率は現年度99.6%、滞納繰越分で28.6%、全体で98.6%であり、収納率は前年度に比べ0.2ポイントの増となっております。

歳入の主な内訳といたしまして、国庫支出金1億8,103万円、支払基金交付金1億8,082万円、県支出金1億1,225万円で、歳入総額の59.1%を占め、一般会計からの繰入金が1億728万円で13.4%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費6億4,133万円で、歳出総額の89.7%を占めております。

詳細につきましては会計管理者よりご説明いたします。

認定第4号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

定についてご説明申し上げます。

歳入総額 1 億 6,144 万 242 円に対し、歳出総額 1 億 5,754 万 6,062 円で、歳入歳出差引額 389 万 4,180 円でございます。令和元年度末の人口 6,736 人に対し、被保険者は 1,013 人でございます。

歳入につきましては、保険料現年度調定額 4,684 万円に対し、収入済額 4,684 万円であり、現年度収納率は 100% となっております。

歳入の主な内訳としまして、一般会計からの繰入金 1 億 926 万円で、保険料収納額と合わせ、歳入総額の 96.7% を占めております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 5,525 万円、内訳として、保険料負担金 4,681 万円、保険基盤安定負担金 2,314 万円、事務費負担金 467 万円、療養給付費負担金 8,033 万円で、歳出全体の 98.5% を占めております。後期高齢者の療養給付費の法定負担金につきましては、一般会計より繰り入れて拠出してしております。

詳細につきましては会計管理者よりご説明申し上げます。

認定第 5 号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額 1 億 1,160 万 4,068 円に対し、歳出総額 8,829 万 1,515 円となり、歳入歳出差引額は 2,331 万 2,553 円でございます。

主な内容としましては、歳入では水道事業収益の営業収益 7,785 万 7,001 円、営業外収益 1,789 万 7,650 円、繰越金 1,583 万 9,733 円、財産収入 9,684 円、歳出におきましては、人件費 468 万 5,601 円、電気料等光熱水費 730 万 6,358 円、工事請負費 2,272 万 9,092 円、企業債償還金 3,458 万 5,528 円などとなっております。

令和元年度末の給水人口は、村人口の 60.4% の 4,070 人となっており、年々増加傾向にあります。

なお、水道料金の収入状況は、収納率 99% とすることができました。

詳細につきましては会計管理者よりご説明いたします。

認定第 6 号、令和元年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

収益的収支におきましては、水道事業収益は 2,119 万 4,724 円で、前年度に比べ 32 万 5,744 円の増収となりました。

水道事業費におきましては 1,063 万 5,750 円となり、前年度に比べ 315 万 8,951 円の減額となりました。

なお、剰余金については 3,328 万 9,236 円で、前年度に比べ 1,696 万 9,224 円の増益となっております。

詳細につきましては復興建設課長よりご説明申し上げます。

報告第 4 号、令和元年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員に審査を付した上で議会に報告するとともに、村民に対し公表することが義務づけられております。

公表するのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率となっており、監査委員からは、特に問題はないとの意見をいただいております。

詳細につきましては総務課長よりご報告いたします。

承認第9号、専決処分の報告及び承認について、（専第9号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億6,574万3,000円とするものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、独り親世帯における子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより困難が生じていることを踏まえ、支援を行う取組として給付金事業を早急に実施する必要性がありました。また、休業や外出自粛等により、学びや生活等に支障を来している学生への支援として、支援金事業を早急に行う必要性がありました。

このような必要な措置を講じるため予算補正が急遽必要であったことから、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては総務課長よりご説明申し上げます。

承認第10号、専決処分の報告及び承認について、（専第10号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億6,964万3,000円とするものでございます。

令和2年7月3日から14日にかけて発生した豪雨災害により村道、河川、農地及び農業用施設が被災し、8月下旬から10月上旬にかけて災害査定を受けるための測量設計や崩土撤去の委託、またのり面増破を防ぐための緊急的な復旧事業を早期に実施する必要性がありました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であったことから、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては総務課長よりご説明申し上げます。

議案第81号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことに伴い、再交付手数料に関する規定を削除するため、西原村手数料

徴収条例の一部を改正する必要がございます。

詳細につきましては住民福祉課長よりご説明申し上げます。

議案第82号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたため、本条例の関係する規定について所要の改正を行う必要がございます。

詳細につきましては住民福祉課長よりご説明申し上げます。

議案第83号、西原村ねたきり老人等介護者手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

西原村ねたきり老人等介護者手当支給に関する条例中の用語を訂正をする必要がございます。

詳細につきましては住民福祉課長よりご説明申し上げます。

議案第84号、村道の路線認定についてご説明申し上げます。

今回上程いたしました路線につきましては、主に熊本地震により被災した集落の復旧工事に伴い新設した6路線及び古閑・大切畑集落を結ぶ2路線、合計8路線を認定するものでございます。

詳細につきましては復興建設課長よりご説明申し上げます。

議案第85号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億9,575万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億6,540万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では国庫補助金1億6,398万3,000円の増額補正、寄付金2億4,100万円の増額補正、繰越金4億3,963万2,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費を7億5,946万円増額しております。土木費の道路橋梁費を1億1,245万1,000円の増額、道路新設改良工事費の増額補正でございます。

公債費では、元金を2億159万3,000円の減額、財政融資資金等の減額補正でございます。

そして、予備費を9,466万3,000円増額補正しております。

詳細につきましては総務課長よりご説明いたします。

議案第86号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,300万

4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,484万4,000円と定めるものとごさいます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、令和元年度決算に伴う繰越金5,262万8,000円の増額補正でございます。歳出につきましては、諸支出金78万7,000円の増額補正、予備費5,184万1,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては保健衛生課長よりご説明申し上げます。

議案第87号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,914万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,885万2,000円と定めるものとごさいます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては令和元年度決算に伴う繰越金8,771万4,000円の増額補正でございます。歳出につきましては、総務管理費256万3,000円の減額補正、諸支出金2,003万7,000円の増額補正、予備費7,023万5,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては保健衛生課長よりご説明申し上げます。

議案第88号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,978万6,000円と定めるものとごさいます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては令和元年度決算に伴う繰越金389万3,000円の増額補正でございます。歳出につきましては、諸支出金10万1,000円の増額補正、予備費379万2,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては保健衛生課長よりご説明申し上げます。

議案第89号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ834万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,914万6,000円と定めるものとごさいます。

主な内容について申し上げますと、歳入におきましては令和元年度決算により繰越金831万2,000円の増額補正、歳出におきましては業務費に946万2,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては復興建設課長よりご説明申し上げます。

議案第90号、令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入支出は当初予算と変わらず、1,843万5,000円と

定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、支出につきまして、営業費用のその他営業費用14万7,000円の増額補正、予備費14万7,000円の減額補正となっております。

詳細につきましては復興建設課長よりご説明申し上げます。

議案第91号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）。

以上1件につきましては、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては復興建設課長よりご説明申し上げます。

同意第2号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現教育長の竹下良一氏が令和2年9月30日に任期満了となりますので、引き続き教育長をお願いしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意をお願いするものであります。

詳細につきましては総務課長よりご説明申し上げます。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の西岡哲也氏が令和2年10月18日に任期満了となりますので、引き続き委員をお願いしたく、地方税法の規定により議会の同意をお願いするものであります。

詳細につきましては総務課長よりご説明申し上げます。

同意第4号、西原村農業委員の認定農業者等の数につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村農業委員会委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第5項に基づき西原村農業委員会委員の過半数を認定農業者等とすることとすれば、委員の任命に著しい困難を生じることとなるため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号により西原村農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれに準ずる者の数の割合を4分の1とすることについて、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては産業課長よりご説明申し上げます。

続きまして、同意第5号から同意第16号までの西原村農業委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現農業委員は令和2年10月17日をもって任期満了となりますので、新たに農業委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項により議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては産業課長よりご説明申し上げます。

以上、認定6件、報告1件、承認2件、議案11件、同意15件、合計35件でございます。

議員各位におかれましては、全案件とも慎重審議をしていただき、何とぞ議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日19日は本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、明日19日は本議会を休会にします。

ただいま執行部村長より訂正があるということですので、発言を許します。村長。

○村長（日置和彦君）5ページでありますけれども、今年度末の基金残高39億1,401円と申しました。原稿では1,401円となっておりますが、これは1,401万円でございますので訂正いたします。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

（「はい」の声）

○議長（宮田勝則君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は20日午前10時より行います。本日はこれをもって散会します。

午前10時48分 散会

第 2 号 (8 月 2 0 日)

令和2年第3回西原村議会定例会会議録

令和2年8月20日、令和2年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和2年8月20日（木曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

日程第 2 認定第 1号 令和元年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定
について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	榎原加奈子君
代表監査委員	河上勝彦君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、8月7日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、6番議員、上野正博君、件数1件、発言を許します。

（6番議員 上野正博君 登壇 質問）

○6番議員（上野正博君）おはようございます。6番議員、上野です。

有害鳥獣駆除対策についてお伺いします。

この件につきましては以前、堀田議員も質問されたと記憶しておりますが、まず初めに、本村では鹿、イノシシを有害鳥獣駆除動物として、猟友会に補助金を支給して捕獲を依頼しておりますが、動物の減少や農作物の被害等の効果は上がっているのか、現況はどのようになっているのでしょうか。

野生動物による農作物の被害は年々全国的に広まり、深刻化しています。本村は猟友会に駆除をお願いしているが、自分の所有地であれば免許を持たなくても箱わなをかけることができると私は理解しておりますが、殺傷する場合は銃を使わず、猟友会に頼るか、また、かわいそうであれば離れた山に逃がすしかないというようなことでございます。

現在、県からの有害鳥獣駆除の補助金は鹿1頭1,000円、猿1匹1万1,000円であり、村の補助金を含めると鹿が1万1,000円、イノシシが1万円になっている。猿は南阿蘇村と高森町が適用しているかと思えます。また、昨年は鹿の補助金64万9,000円、イノシシが141万円の捕獲補助金が出ています。また、このほか1件とあるのは、経済課長に後でお尋ねしますが、何でしょうかということですが。

また、本村の有害鳥獣駆除補助金の予算は足りているのか、これまでの駆除対策について現況と課題等があればお伺いします。お願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）有害鳥獣駆除対策についてというご質問でございます。

お答えをさせていただきます。

野生鳥獣による農作物被害は全国的な課題となっており、その生息範囲は

農村のみならず、都市部周辺まで及んでいる状況でございます。本村では特にイノシシ、鹿による被害が顕著であり、中山間部を中心に活動範囲の拡大が見られる状況になっております。

村では、国の鳥獣被害防止総合対策事業を軸に、捕獲補助金の交付や西原村鳥獣被害防止対策協議会による電気柵の設置、新規免許取得者への箱わなの貸付け等により対策を講じ、一定の効果をj得ているものと考えております。

被害の状況、対策のj効果等詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）農作物被害等のj効果は上がっているのか、予算は足りているのかというようなお尋ねかというふうに思jいます。

イノシシは、ご存じのとおりおおむね1年に1産いたします。1回のお産で平均約4.5頭を出産するということが分かっておるjそうです。ただし、近年の温暖化によりまして生後1年以内の個体が越冬する確率が上昇している、これがイノシシが増加している要因の一つというふうにも言われております。

お尋ねにありますような農作物に被害を及ぼす野生鳥獣の頭数の増減、これについては若干把握し難い部分がございますので、ちょっと数字を申し上げることはできませんが、特に熊本地震以降、その生息範囲や活動範囲、これが拡大傾向にあるということは言えるというふうjに考えております。その傾向は、中山間地域もさることながら、宅地復旧等により地域の大半が避難生活をされている、そういう地区に顕著に表れております。人が住まなくなったことに伴う野生動物の活動範囲の拡大は全国的に見られるところで、本村においてもそれらの例にたがうことはありません。また、大字小森字谷、それからため池など新たに被害が発生し始めた地域があることから、野生鳥獣の生息範囲の拡大は否めないという状況ではなかつろうかなというふうに思っております。

本村では、議員おっしゃいますとおり、従来から獵友会の協力の下、有害鳥獣捕獲を行ってきたところですが、その高齢化に伴う会員の減少というのが非常に懸念されてきたところでした。しかし、平成25年度から国の鳥獣被害防止総合対策事業、この取組を境に捕獲頭数が飛躍的に増加してまいっております。平成23年には捕獲数がイノシシが11頭だったんですけれども、その捕獲数が平成25年度には83頭、昨年度は147頭、今年度も上半期で既に95頭というふうjに飛躍的に拡大をしているというふうな状況でございます。これは、何よりも捕獲隊員の皆さんのご努力によるということが大きゅうございますが、あわせて、以前は捕獲隊員に村内の方しか入れておりませんでしたけれども、近年では村外の方にもご協力をいただいて隊員になっていただくというようjなことで、十分な数の確保ができるようになったことも要因の一つではなかつろうかなというふうに思っております。

また、あわせまして、国の対策を活用いたしまして電気柵の設置も拡大してきております。平成25年度の11か所1万2,250mの導入を皮切りに、現在までに47か所、総延長3万9,200mの設置が完了しており、それぞれの導入時には設置講習会を行うなどしまして、一定の効果が発揮されているというふうに理解をしておるところでございます。

それから、特に申し上げるべきは、近年では農家の方がわな免許を取得するというケースが非常に目立ってきております。新規免許取得者がその集落の農家の依頼に対応する、いわゆる地域ぐるみの防除というのが根づきつつあるという印象であります。

その中でもとりわけ大切畑地区におきましては、捕獲の依頼があった場合にわなの設置は免許取得者が行われます。けれども、毎日の見回り、これは依頼者、農地の所有者の方が見回りを行うということで活動されております。わなを設置した場合、毎日見回るということが義務づけられておりまして、この見回りが大変な負担になっております。数が増えれば増えるほどその労力も増加するというので、当然1人当たりの設置数はおのずと限られてきたということでもありますけれども、大切畑地区ではその労力を分散するというような活動をなさっております。そういう仕組みになっております。さらに、中山間地域直接支払制度を活用してわなの購入費用を賄うことで、わな設置者の負担も分散されるというような仕組み、目指すべき地域ぐるみの防除を見事に実践されているというような例ではなかろうかなというふうに思います。

補助金につきましては、議員おっしゃるとおりの単価で交付をしております。当初予算で毎年度、防除計画に記載しておりますようなイノシシ150頭、鹿50頭で予算を計上しております。これまではその範囲内で足りておりましたが、先ほど申し上げましたように今年度、上半期で既に95頭に達しております。恐らく予算が足りないんじゃないかなと思うところでございます。国の補助事業は町村に割当てという形で上限がございますけれども、村のほうでは1頭1万1,000円、鹿です。それからイノシシについては1万円ということで、頭数に応じて交付をこれまでもしてきたところですので、今年度については、このまま捕獲が順調に進めば12月補正で予算の計上をお願いしないといけないかなというふうに考えておるところでございます。

いずれにしましても、適切な防除が行われない圃場においては被害はもう免れないという状況になっておりますし、捕獲隊の捕獲のみでは被害を食い止めることはもう難しくなっているというふうに言えると思います。やはり電気柵等による自衛と追い払い、そして捕獲、これらがきちんと機能するような総合的な取組が求められており、今後も私どもはその普及を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○6番議員（上野正博君）今の答弁によりますと、一定の効果を上げていると。でも、イノシシの場合にはやはり繁殖率が高いということで、かなり駆除をしても、防護柵、電気柵をしてもかなりの被害が出ているというようなことで、今年も上半期で90頭近いイノシシが捕獲されたということで、年々増えるばかりでありまして、予算の計上もやむを得ないと思います。何とかまた猟友会にもお願いして、駆除対策をしっかりとやっていただきたいと思います。

次にいきます。

次に、近年アナグマ、タヌキ等による農作物や田畑の被害が深刻な問題になってきているが、有害鳥獣駆除動物として村独自に補助金の支給はできないのか、また、今後の対策を伺いたいということです。

さきの熊本地震後、アナグマの徘徊が民家の庭先にまで見受けられるようになりました。田畑の休耕によって、給排水口のトンネル状態の向きが格好の繁殖場所になって増殖したのではないかと思います。

アナグマの被害状況は、主に落花生、蜜蜂の巣箱などであったが、最近はずまいも、トウモロコシ、ブドウ、桃に及んでいる。山原というのは地名ですけれども、山原の桃畑においては、木に登るのか、枝折れが多発しています。特に、大峯山から布田の上原にかけて被害状況が大きいようです。写真がその状況でございます。

また、多々良方面では、高土手に巣穴を作ったため、その巣穴が梅雨どきに陥没し、畑に大きな穴が開いたということも聞いております。捕獲を頼まれた猟友会の方のお話によりますと、現在2件の農家により依頼を受けて捕獲中ということですが、多々良方面で5匹、小森方面では15kg程度のアナグマを2匹捕獲されたとのこと。農家の方が、タヌキに食われてしまうのでもう落花生作りはやめたと言われますが、恐らくタヌキではなく、アナグマだと思われ。捕獲された方によりますと、多々良方面で捕獲した5匹のうち3匹は部分的脱毛があり、皮膚病であったということです。

このような状態で徘徊されれば犬や猫に伝染はしないのか、畜産農家の多い本村では心配であります。事態が悪化する前に早めの警鐘を鳴らすものがありますが、今後の対策をお伺いします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）アナグマ、タヌキ等の被害ということでございます。

アナグマ、タヌキ等の農作物をはじめとする被害というのは、平成30年頃から報告があるようになりました。その中で、本年度は甘藷、サトイモ、落花生という被害が発生したという状況に鑑みまして、対処捕獲という方向で開始をしたところであります。おっしゃるように、私のほうで把握しているのは、現在までにアナグマ5頭、それからタヌキ1頭の捕獲があったということで猟友会から報告を受けております。補助金対象にしておりませんので、

そこら辺の若干の誤差はあるかなというふうに思いますけれども、そこはご了承くださいたいと。

有害鳥獣捕獲は、鳥獣保護法、それから西原村有害鳥獣捕獲実施要領などに基づいて実施しております。現在行っておりますイノシシ、鹿の捕獲は、農作物の被害をあらかじめ推察し防止する発生予察に基づく捕獲というふうに位置づけられております。これは、狩猟期間の前後15日間を除いた期間で許可することができるということになっております。

発生予察による捕獲といいますのは、過去3年間の継続した被害等を基に作成した予察表というのが必要になりまして、その予察表に基づいて行うこととなっております。イノシシ、鹿については従来から継続した被害が発生しているということから、発生予察による捕獲を行っているというところでございます。

一方、アナグマ等は近年被害の報告が見られるようになった動物でございますけれども、これまで聞かれておりましたのは畦畔を荒らすというような被害が大半でありましたので、捕獲許可の前提となる農作物被害の報告についてはほとんど上がってこなかったという状況でございます。しかし今年度は、さきに申しあげましたように甘藷、サトイモ等への作物被害が発生したということから、被害に対処して捕獲を行う対処捕獲という形で開始をしたところ です。

この対処捕獲は、被害の報告を受けて現地確認を行い、期間と地域を限定して捕獲を許可するという内容になっております。この被害が継続して発生した場合、早ければ令和5年から発生予察に基づく捕獲、すなわち農作物被害を予防するための捕獲、イノシシ、鹿と同じような捕獲の仕方が可能になるということでございます。

今年度はそういった形で捕獲されておりますが、さきに述べましたように補助金等を計上しておりません。国庫の補助金が対象になっておりませんので予定はありませんけれども、令和3年度、来年度からは国庫補助金の対象になるということでございますので、その国庫補助金を活用した捕獲補助金の交付を予定したい、考えたいということで、現在、近隣町村の額を参考に単価の設定を行うよう準備を進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）上野議員、続けてください。

○6番議員（上野正博君）今年からアナグマ、タヌキ等も捕獲の対象になるということで、来年から国庫補助金もつくというようなことでございます。村としても、どのくらい出るか分かりませんが、付け加えていただきたいと。

本村は農業が基盤産業であり、アナグマの増殖と農作物の被害の拡大を防がなければならないということです。補助金については、ボランティアで捕

獲するよりも、やはり懸賞金をかけたほうが捕獲に対しての熱も入り、成果も上がるのではないかと思います。金額は、個人的な考えで、燃料代ぐらいあれば十分ではないでしょうか、検討をお願いしたいと。今、産業課長が言われますとおり、捕獲の対象となるということでお願いします。

そのグラウンド通りに落花生畑があるんですよ、グラウンドの手前のほうに。そこにもやはりアナグマが来まして、その落花生畑の周りはずっと赤と白のビニールテープで3つぐらいずっと取り囲んであるんです。これは効果があるかないか分かりませんが、アナグマが来ているというような証拠でございます。アナグマ対策ということで、その農家の人はやられております。

私も最近、布田の集会所の近くで夜、大きなタヌキがはねられておりました。よく見ますと顔がちょっと細長いような感じで、これはもうタヌキでなく、アナグマだなというふうに見ておりました。もう民家の近くまで来るようになっております。やはりさっき言いましたように伝染病のあれもありますので、何とかアナグマ対策にもちょっと力を入れていただいて、対策をお願いしたいと、対策をするべきと私は思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）答弁要りませんか。

○6番議員（上野正博君）答弁をお願いします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）おっしゃるとおり、畦畔に穴を開けるといような被害は以前から、あちこちから聞かれておりました。何とかしたいという思いは強うございましたけれども、先ほど述べましたように、やはり農作物被害が前提であり、自衛があつて、それでも防除できない場合にわなとか猟銃による捕獲といようなのが有害鳥獣捕獲の前提となっておることから、今まで作物被害がないということで正直、我々も手も足も出ないという状況でありましたけれども、今年度そうやって作物被害が出たということで、逆に我々は今年からこの問題に対して取り組むことができるようになったといようなスタンスでございます。

ただ、農家さん方の中には、イノシシとか鹿、猿については捕獲できるけれども、タヌキ、アナグマなんかの捕獲はできんのじゃなかろうかなといような思いももしかしたらあるかもしれないということですので、そういったところについても捕獲が可能であるといようなことも周知を図る必要があるかなと。

先ほど申しました、1番目の質問でございました被害の状況を把握できないかといような質問でございましたけれども、以前は被害があると必ず役場に電話がかかって、それに応じて現場を確認しまして面積を確認し、それから被害額を算定しておったといようなところでありますが、近年はイノシシ、鹿の被害の報告が減ってきております、被害は増えているはずなのに。もう

直接猟友会等をお願いされているケースが多いのかなという状況です。アナグマ等の被害については、そういった報告をしても何もなかろうなというふうに思っている方もあるかもしれんというふうに思いますので、やっぱり報告をいただくような、被害の状況ですね。イノシシ、鹿もそうです。被害の状況をより正確に把握するために、被害の報告あたりもお願いするような周知も図っていかなければならないのかなというふうに思うところがございます。以上です。

○議長（宮田勝則君） よございますか。

○6番議員（上野正博君） はい。ありがとうございました。

○議長（宮田勝則君） 受領番号2番、9番議員、桂悦朗君、件数1件、発言を許します。

（9番議員 桂 悦朗君 登壇 質問）

○9番議員（桂 悦朗君） おはようございます。

1年ちょっと一般質問をしていなかったのでもちよっと今緊張しておりますけれども、今日は村長にいろいろと聞きたいというふうに思っております。

9番議員、桂です。通告しておりました1件についてご質問させていただきたいというふうに思います。

地震後この4年間は、村長を中心に職員、議会が一丸となって、住民の皆さんが一日も早く元の生活を取り戻せるように、被害が大きかった集落を中心に、宅地再生事業をはじめ水道や道路等のライフラインの復旧・復興に向けて取り組んでまいりました。これらの再生事業も本年度中には完了するという予定になっております。

今、仮設住宅で生活を余儀なくされている皆様も、工事完了次第、自宅再建に向けて準備ができるのではないかと思います。一日も早く元の生活を取り戻されることを願っております。

それでは、9月には村長、議会議員の選挙がございます。これまでの4年間何をしてきたのか、これからの4年間何をするのかを村民は評価するというところでございます。村長は、6月の定例会で4期目に挑戦することを表明されました。熊本地震からの完全復興、そして新たな西原村を目指した「夢ある西原村に」を掲げておられます。住民にどのような取組を示されるのか、お聞きしたいと思います。

創造的復興の確立、そして未来への展望について、2番目が若者世代、子育て世代が安心して定住できる環境づくり、3つ目が子どもから高齢者まで安心して快適に生活できる「夢あるむらづくり」について、この3件について、村長が描いておられる夢もあると思います。また、村民も描いている夢があります。全ての夢をかなえるということはできないかもしれませんが、一つ一つかなえられるようにみんなで努力してもらいたいというふうに思いますし、村長の意気込みをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）桂議員にお答えをさせていただきます。

夢のある村づくりについてという質問で3点ほどお尋ねでございますが、夢とは何か。いろんな夢があると思われま。一般的には、睡眠中にあたかも現実の経験であるかのように感じる一連の観念や心象、視覚像として現れることが多い夢、時には聴覚、味覚、運動感覚を伴う夢もございます。その中には、政治家になるのが夢だとか少年の頃の夢がかなう、成功すれば億万長者も夢ではないとか、また、私もいつも思いますけれども、年末ジャンボ宝くじで1等前後賞つきに当たった夢等々、夢を見るのは簡単でありますけれども、かなえるのは大層難しいものでございます。

私は常日頃から、夢は見るものではない、夢はかなえるものと申しております。だから、現実的な今のプランを立てることが大事であります。夢には希望、望み、期待がありますので、そんな村民の思いをできる限りかなえられるような夢を描くならばと思っております。

災害から復旧で宅地の造成、すばらしい宅地ができつつあります。議員がお住まいの風当地区も情感漂う宅地ができております。これも、自宅を再建するための宅地の再生事業という可能性のある夢でありました。また、集落内には新しい道路ができ、公園ができ、防火水槽ができ、集会所もできており、今までよりも利便性のよい集落となっております。

地震直後、私が避難所を回っていれば、住家が倒壊したという方が多くおられ、悲痛な思いで私に声をかけられますが、慰めの言葉も出ないほどであり、逆に私に、村長さん、あんたが病気せんようにせんといかんよと声をかけていただきました。自分が被災しているのに私のことを気遣ってくれる、そんな方がいるのであれば、私は必ず復興すると、いや、そうさせなければならぬと強く思ったところであります。それも私の一つの復興への夢でありました。その夢が、今となってみれば現実となりつつあります。

夢のある村づくり、抽象的な言葉ではありますが、その内容は今申しましたとおり、いろんな夢が考えられます。

今回の桂議員の質問、私の4期目に向けた選挙用のリーフレットの中の言葉と思われま。創造的復興の確立、そして未来への展望ですが、熊本地震が発生し、宅地の再生事業を進めてまいりました。宅地の再生、集落内の道路等の整備も夢を描き、今までよりも利便性等、生活しやすい集落づくりはどうしたらいいか、設計図面はできたけれども形はどうなるのかと頭の中で描き求めてまいりました。結果は、私たちが描いた夢よりもはるかにすばらしい石垣、道路、施設ができております。まだ完成はしてありませんが、誰もがこんなによくなると思ってなく、喜びの声を聞くものであります。

桂議員のところもそうではなかったかと思ひます。宅地の再生は他力であ

りますが、自宅の再建をし、元のように家族とともに楽しい家庭生活をと夢を描いてこられたことと思います。今回の質問、先ほど申しましたが、私の4期目に向けてのリーフレットの内容と同じであります。ということで、私自身、自問自答しているような気がいたします。

桂議員は今期で勇退されると聞いておりますが、最後まで村のことを思っていたら質問とありがたく思っているところでもあります。しかし、もしできれば再度出馬を考えていただいて、ぜひ村づくりの夢と一緒に語ればと願っております。

宅地の再生が終わり住宅が建設され、大切畑ダムの復旧も終わり総合運動公園が完成すれば、想像するだけで未来の展望は開けてくると考えます。全てが明るくなり、住民の方々も完全に復興した西原村を見れば、元気と勇気と活力が湧くのではないかと思います。まだそこまでたどり着くにはもう少し時間がかかりますが、私たちもできる限りの努力をしまいるところでもあります。

次に、2番目の若い世代、子育て世代が安心して定住できる環境づくりをどのように考えておられるかというお尋ねですが、これも夢のある村づくりについてのの中の問題点であります。

安心して定住できる環境づくりと申しましても大変難しい問題があります。何をもって安心とするのか、やはり安心とするのは宅地の確保や住まいの拠点の利便性、その利便性についてもいろいろございます。学校に近いのか、生活用品の買物の店が近くにあるのか、病院の件、交通の利便性、生活する中で集落の方々との付き合い、また集落の行事、村の行事、区役の件等々、我々にとっては当たり前のことが転入者においては想像もしない多くの諸問題があります。

先ほど申しましたとおり、夢には希望、望み、期待がありますが、現実的な夢のプランを立てることが大事であり、その先で転入者が現在住んでおられる方々の期待に応えることであり、いかにお互いが意思疎通し、親睦を深めるかであると思います。

若者世代、特に子育て世代については、村としても何らかの支援も必要になってくると考えるものでありまして、そういった方々からの要望、要求にも対応するならばと思います。移住・定住を増やして、人口増は村にとって大きな問題であり、今後の課題として今後さらに前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

それから、3番目の子どもから高齢者まで安心して快適に生活ができる「夢ある村づくり」に新しい取組を考えているのかという質問も、1番目の質問と重複し、これも私のリーフレットの内容と同じであります。お答えをさせていただきます。

集落の復旧が終わろうとしている今、次の段階として復旧から復興へ、そ

して創造的復興として、復興のあかしとして体育館建設に着手しております。総合運動公園の完成は以前から計画していたもので、地震からの復興のあかしとして、子どもから高齢者まで村民全てが集える施設になるよう計画しております。体育館は、地震を経験し、その中で反省を生かし、当初の設計とは異なっておりますが、子育て世代は芝生広場で親と子が自然と触れ合う遊びの場として、子どもたちはキッズサッカー、大人たちはテニスやウオーキングコースで体力づくり。体育館の中ではバドミントン、バレーボール、雨の日は体育館2階のウオーキング、高齢者の方はグラウンドゴルフ、また、体育館の外ステージでは夏祭りやふれあいまつりなど、いろいろな行事にも利用できると思います。そんなことを考えるだけで、私の現実的な夢は膨らむものであり、完成が楽しみでもあります。

そのほかにも、体育館の利活用は、郡の大会あるいは県の大会も市内に近い利便性のよい西原村で開催することができればなというふうなことも思っております。

防災の拠点、健康づくりの拠点、そして遊びの場として、想像するだけで夢ある村づくりにつながるものと考えます。全てが総合運動公園に関連した村づくりであります。今度の議員選挙で新しい議会構成が決まりましたら、議員の皆さん方の意見も聞き、参考にして有意義な活用方法を考えたいと思います。私が以前から申しておりました小さな拠点づくりとして目指していた村づくりがいよいよ見えてきたと思っております。

桂議員も、予算要求に東京まで同行していただきました。その思いも大切にして、新しい村のシンボリックなセンターパークを造りたいと思っておりますので、今後ともどうか、辞められましてもご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）桂議員、続けてください。

○9番議員（桂悦朗君）今、村長と一緒にやらないかと、一緒にやっということを言われましたけれども、まだ時間があります。今ここで答えるわけにもいきませんので、その点についてはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

体育館建設、公園整備の本来の目的というのは、これは平成23年か平成24年ぐらいだったと思います。村長の夢ということで最初、始まりました。そのときは地震に備えて、避難所が少ないからということで避難所をということで体育館を計画したと。公園はやはり皆さん方の健康づくりの拠点としてやろうじゃないかということで、動いていったと思います。平成24年から体育館と公園整備の用地獲得もされるということで、本来であれば熊本地震前に建つ体育館でありましたけれども、地震があつてそれに間に合わなかつた。しかしながら、この用地が取得されておつた。これは、熊本地震後の仮設住宅を建てるのに早くできたんだな、これがなかつたら大変ではなかつた

のかなというふうに思っております。それだけ村長も思いがあつて早めに動いておられたから、それができたんだなど。だから、体育館はできていなかったんですが、そこにある土地が皆さんのためになったということではないのかなというふうに思っております。

創造的復興に向けて、村長の夢でもありました体育館も来年には完成するという予定となっております。また、総合運動公園は3年ぐらいかなと、整備される予定ということで進んでおります。村民の健康づくりの拠点として創造的復興の一つと私は今捉えております。

しかしながら、総合体育館と総合運動公園を造ることで維持管理費が発生します。その維持管理費は住民の税金を使うことにもなります。管理しやすい公園、木とかそういうものをされれば、今あちこちの公園を見ますと、その管理というのがかなりかかっているみたいなんです。それと、芝生を管理しなくちゃならないというのかなり維持費がかかっているということを聞いておりますので、そこらあたり、皆さんでちょっと考えていただいて、管理しやすい公園を造ってもらいたいというふうに思います。

また、大切畑ダムも、創造的復興に向けて現在工事が着工し、今進んでおります。昨年私が一般質問しておりますけれども、大切畑ダム周辺の整備について、ダム完成まであと3年余りでありますので、大切畑ダム周辺は本村の観光と活性化には重要な地点であると思っております。近隣の町村から来客があると思っておりますので、その人たちの癒やしの場ということで提供できればなというふうにも思っております。そこで、大切畑ダムの周辺の整備をどのように今進めておられるか、お聞きしたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）後で復興建設課長より答弁をしますけれども、その前に、いろいろ今申されましたけれども、4期目の出馬は6月定例会で表明をさせていただきました。実際、本当の話を申しますと、4期目に出るか出ないかと大分迷い、決断もかかりました。ただ、ひよっとすると辞めるのではなからうかなということも流れたというものもございました。それと同時に、住民の方々からうちに来たり電話がかかったり、そしてまた、うちの後援会は強うございますので、そういった後援会あたりからしかと叱られました。あなたが村長、今やっている仕事が終わったならよかたいと。地震からの完全復興、もう今年で復旧はするかもしれないけれども、ほとんど今30世帯72人が仮設住宅でお住まいでありますけれども、その方々が完全に宅地ができたところに家を建てる、それまでがあなたの仕事だと。そして体育館建設によりやく取りかかれて、これは長年の村長の夢じゃなかったのではないのかと。それが終わったらよかたいと言われてですね、なるほどと。いや、思いはあったんです。

ただ、体力的に少しきついというところもございましたので、出るとなっ

たらば今のうちにちょっと体のほうもリフォームしながら、リフォームと言ったら変だけれども、していきながら4年間進めていくならばなどというふうに思っております。

本来ならば、もう体育館も完成しておる時期でありました、地震がなかったならば。ある方から、村長、あんた運のええなど。何が運のよかですかと。あの土地があったからすぐ仮設住宅ができたでしょうと言われてですね、いや、それは運が悪かほうですばいと。私はそう言いましたけれども、やはりあれは本当に役に立ちました。前の年に買って次の年に体育館に着工するというので、国のほうはもう予算措置はできておりました。けれどもこういった状況で、何よりも被災された方々が第一ということで、あそこに仮設住宅を造って入っていただきました。そして集約したところに今度は今体育館を着工しておるということで、来年の9月がちょうど工期でありますけれども、来年いっぱいひよっとするとかかるかなと思っております。あと3年ぐらいすれば周りの施設もできてしまうということで、その完成を見たいなという思いで、今回、それを見るのが私の仕事として思慮したところでもございます。

大切畑ダムのことにつきましては、復興建設課長がちょっと調べておりますので、そちらのほうから答弁をしますけれども、要は、あそこも県のほうと相談しながら進めなくてはならない件でありますので、あとは復興建設課長のほうから答弁させます。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）大切畑ダムの災害復旧事業に関しましては、令和6年度からの供用開始を目指し、いよいよ本格的に工事に着工するというので聞いております。この事業に伴い、現在のダム堤体から新しい堤体まで約237m南へ移動して、その間が平地になるということで、この平地の用途に関しましては、常に県と連携して今後の利活用について協議を行っているところです。

断層直下ということで建物等の建築物はできないことになっているんですけれども、桂議員が言われたとおり、観光面やスポーツ関係もしくは防災ヘリとかの離発着の防災関係施設等、様々な用途が今後見込まれてくると思われますので、周辺集落や土地改良、商工会とか各スポーツ団体等、できるだけ多くの声を取り入れるような施策を取りたいということで、県のほうで今後、ワークショップだったりイメージの作成図の予算取りを行いたいという話を伺っております。

西原村と県の今後の工程なんですけれども、一応令和2年、令和3年をかけてワークショップやイメージ図の作成を行います。それから令和4年で実施設計を行って、最終年度の令和5年で全ての工事が完了した後に、何らかの施設というか設備ができればということで計画を立てているところでござ

います。

いずれにしましても、県のほうと常に連携を取って、工事にしろこういう施設関係にしろ、供用開始までやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）桂議員、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）大切畑ダムの周辺整備というのは、ダムの周りばかりではないと思うんですよ。西原村の観光というのは、あの線をきちんと整備すればもっともっと多くの人に来てくれる。そしてそこに、この前も言ったんですが、やはり金を落としてもらわないと、管理費というのにもかかりますので、そういうのも賄っていかなくてはならないという状況です。だから、そういうものも考えながら、あそこにどういうふうなのを持っていくのか、少しでも早く計画を立てて、途中では修正とかそういうのも要ると思うんです。しかしながら、やっぱりどういうものを造るのか、どういうものを造ったほうが人に来てくれるのかなというのも考えていかなくてはならないのかなというふうに、あそこに公園を造ってこっちにも公園を造って、2つ公園を造ってどうするのかというのがあります。だから、やはり観光で何とか利用できないかな。

そして、この前も言いましたけれども、泉力の跡地、あそこもうまく利用して、人が来られてあそこで金を落としてもらう。あそこやったら建物を建てられるじゃないですかということを行っているんですよ。だから、そういうものを計画しながらやっていかないと、思いつきでやっておってもなかなかうまくいかないんじゃないかなというふうに思います。

そういうところは、あと3年ですけれども、これを早めに皆さん方が寄ってどういうものを造ろうという計画を早く立ててもらいたいなと。そして、順序よくできるようにやってもらいたいなというふうに思います。

大切畑ダムについては今ので終わらせていただきたいと思います。

次に、若者世代、子育て世代が安心して定住できる環境づくりということちょっとお聞きしたいんですが、2019年の日本の国内出生数は初めて90万人を切っております。下回ったということです。86万4,000人ぐらいとなっていると。出生数が死亡数を下回る人口の自然減も51万2,000人と、初めて50万人を超えましたということで、ちょっと私もインターネットで調べて、これは国のほうで出されているやつですけれども、少子化、人口減が加速している状況です。本村においても、出生数はこの数年間は60人を下回っています。河原校区では7人前後と、少しずつ減少傾向にあるのかなという心配をしております。

本村の人口は、熊本地震後300人前後減少しましたがけれども、現在は外国人を含めて6,860人ぐらいですか、高齢化率が30%を少し超えたというふうになっております。今の状況が続くようであれば少子高齢化は進む一方ではないかなというふうに思っております。そうすると、やっぱり若者世代、子

育て世代が安心して移住・定住できる環境づくりをしなくてはならないのかなと思いましたが、今回質問させていただいております。

移住・定住促進に取り組んでいる和木町は、合併後、2010年の人口は1万1,250人であったんですが、現在では1万人を割り9,750人で、高齢化率も約40%というふうになってきているんです。町が考えたのが、若者世代、子育て世代が移住・定住できる環境づくりに取り組もうということで、旧老人福祉センター跡地に藤田さくらタウンとして19区画宅地分譲地造成を実施して、現在分譲地販売をされております。購入者に対して定住促進事業補助金制度を設けておられます。1世帯、65歳以下の人がおる世帯には25万円、若者世代、町内在住で50歳未満夫婦世帯で小学生以下の子どもを扶養する者の世帯、そこには50万円、町外からの移住者には50万円。また、分譲地購入者には50万円というふうに支援しておられます。子育て支援加算金も支給されております。先ほど言いましたけれども、若者世代、町外からの移住者、それと分譲地購入者には各20万円というふうに、やはり何らかの手を打って、要するに人をそこに呼びたいなというのが和木町ではないかなと。

このように町内外の若者、子育て世代の移住・定住促進に取り組んでおられるというのを私もちょっとインターネットで調べて、これは熊日にも載ってございましたけれども、これは西原村でもどうにかならんかなということで、今回ちょっと質問させていただいております。

本村も河原地区少子化対策特別委員会を設置していますので、地域住民の声を聞き、協力をいただき、移住・定住促進事業として村で宅地分譲地を造成するという、そのような取組はできないのかなと思ひ、質問させていただきます。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 質問の要旨では、これは村全体の問題でもございます。ただ、特に河原校区の活性化については、以前から移住・定住については懸案事項でございまして、今までも検討をしております。ただ、熊本地震がございまして検討も中断しておりましたが、今後は今、議員が申されましたように、村が抱えている大きな問題として、河原校区の議員さんあるいは河原校区活性化対策特別委員会の皆様とともに方向性を進めていくなればなというふうに思っています。まずは河原校区の住民を増やして河原小学校の複式学級の解消にもつなげて、より現実的なプランを立てて検討するならばなとも思っております。手立ては幾つも考えられますので、河原地区にとってできる可能性を見いだして協議をするならばなとも思っております。改選後の検討課題として対処するならばなというふうに思っております。

移住・定住、日本の人口は決まっておりますので、その取り合いっこでありますけれども、いかに西原村が利便性を有効に活用して西原村に来ていただくか、普通、黙って待っておっても人口は増えませんので、来ていただく

方には、例えばの話です。こうするとは言いませんけれども、宅地の造成等を村がやって、そこに家を建てていただく。建ったらば幾らかぽんと出してやるのか。アパートだったらまた出ていかれますので、家を建てたらなかなか出ていく方は少ないだろうということで、ぽんとお金を出して5年、10年はいていただくと、せめて。そういう形でするならばなというふうにも思っております。これはよその自治体でも、例えば甲佐町あたりはやっております。

さっき議員が申されましたのは、50万円とか30万円とか20万円とかいろいろありますけれども、何がインパクトがあるかといったときに、なら100万円といった場合、50万円、30万円、20万円とかいうのと100万円出しましょうかと、甲佐町は100万円ですもんね。そういった形で甲佐町は増えてきたというところもございますので、そういった形で人口の移住・定住を増やすと。

不動産の会社に聞いてみますと、河原地区で人口を増やすのは至難の業と。だから、業者があそこに造成して、その土地を売るのはなかなか売れないだろうということを申されておりました。だから河原地区は、造成して不動産屋が宅地分譲するということは、今の現状を見ると営利企業でありますので難しかりょうという話はしておられましたので、だったらば村がするかということになると思います。

そこら辺も、今後どうするかは検討しながら進めて、河原地区がまだまだ活性化するように、小学校の問題も福祉の問題もありますので、多分お店もなくなりはないかというふうにも思っております。店がないから人が来ないんです。だから、人があるならば店ができると。ニワトリと卵と一緒にですから、そういった形でどこから切り出して進めていかなくてはならないというふうにも思っておりますので、そういったことも含めて何かしら、先ほどまだ可能性があるとおっしゃいましたので、あるんだったらば次期4年間で話をしてまいりましょうか。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、村長が答弁されて、河原地区の活性化というのは、議員の皆さんがやっぱり気にされているし、早くそういうところに手をつけていかなくてはならないのかなと。先ほども言われましたように、村がしなくてはならないのかなというふうにも思っております。これも前向きに考えて、また話合いをしながら、住民の方に入ってもらって話をしていけば少しでも違うのかなというふうにも思いますので、そういう面を進めていってもらいたいというふうにも思います。

次に、子どもから高齢者まで安心して快適に生活できる夢ある村ということで、しております。

これについては、若い世代や子育て世代にとっては、保育園、学校、医療

機関が整っていて食料品やちょっとした生活用品等を買える店舗があれば、生活に困ることはないと思います。しかし高齢者にとっては、安心して快適に生活できる環境といえ、近くに医療機関があつて、近くに食料品や衣料品とか生活用品がまとめて買物できる店舗があることではないでしょうか。

本村にはもう保育園、学校、医療機関というのは整っておりますので、食料品や衣類または生活用品等がまとめて買物できる生活環境及び利便性を提供できる商業施設を計画できないかなど。大型店舗を持ってきてくれというのは、若い人たちにしても高齢者にしても希望があると思います。しかしながら、そういうものはできるものもあるし、できないものもあります。また、相手があつてこれはできるものですから、それを望むわけではないと思いますが、商業施設といったら、専門店のようないくつかの店舗があつて、それをそこに1ヵ所に寄せるといふ考えで、そこで買物ができるという、何かそういうふうな商業施設というのを考えられないかなど。その点について村長はどのように思いますか。考えていますかとは言いませんので、思いますか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）その問題は西原村全体のことで、河原地区ですか。

（「西原村です」の声）商業施設といひますのは集合店舗のようなことですか。（「はい」の声）以前そのような話も私、しておりましたけれども、だからそれを誰がするのか、そういった長屋風に店を造つて、それぞれの商売する方が出資してその店舗を造るのか、商工会がするのか、村がするのか、いろいろありますけれども、そこら辺はよっぽど検討していかないと、その店に入居したけれども途中でやめたとか、店舗なかなか売れないとか、要するに利用料も発生するかもしれないので、店も利益が上がりませんと払うことができません。その方法も、さっきも言いましたように、大型店舗はなかなか厳しい。だから、全体的でみんなで店を造ろうかと。そこには肉屋さんがおつたり魚屋さんがおつたり、衣類屋さんからいろんな店が、そこに行けば買物が大体できるというような店のことを今申されたんだらうと思いますけれども、それも一つの方法であつて、その土地は誰のか、どうするのか、建物はどうするのか、そこら辺はよっぽど検討していかないと、途中で挫折するわけにはまいりませんので、そこら辺は今後の一つの大きな課題ではなかろうかなといふふうに思っております。

そこら辺も含めてどこら辺にするとか、県ともいろんな問題がありますので、その辺も含めて今後検討せねばなといふふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、こういう難しいと言つてしまえば難しい、何もできないといふふうに思います。何らかの形でそういう話合いもするといふのは必要じゃないかなど。もう全く頭から難しかったら何もできませんし、夢がなければ何もできないということですから、夢を持つといふのも、やっ

ぱり住民もそういう夢はあると思うんですよ。だから、住民の夢を少しでもかなえてやればというふうに思っておりますので、村長にしても職員にしても議員にしても、やはりそういう面の住民の暮らしやすい環境づくりというのは必要じゃないかなと。だから、そこに対しては何らかの形で計画し、検討し、それでもできなかつたというんだったらそれは分かるんですが、最初からこれは難しいなと言ってしまったらできないので、そこらあたりを計画を立てながら、話をしながらでもいいですから、商工会とか、ここは観光協会とかそういうものもあります。いろんな人と話をしてもらいたいなというふうに思っております。

何でこれを言ったかという、熊本市近郊の市や町を見ますと、嘉島町、菊陽町、大津町、合志市などでは世帯数、人口は今増えているんですよ。この市町には大型店舗があります。そうすると、生活環境とか利便性を考えると、やっぱりそういうところに人は寄ってきているんです。それと、西原村の人たちはそういうところに買物に行っているから、西原村のお金というのはそういうところに落とされているんですよ。だから、少しでも住民が西原村にお金を落とせるような、そういうふうなことも考えていかななくてはならないのかなというふうに思って、今回質問させていただきました。

これは大きな課題と言われましたので、それを課題として今後みんなで話し合っていける場をつくってもらえればいいのかというふうに思います。その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）申されることは重々分かっております。さっき言いましたように、よっぽどしっかりと計画を立てて進めなければならない。ましてや個人の店がずっと入ってきたならば価格の競争はできるのか、大津町とかの大型商業施設のほうが値段が安い、それに対抗できるのかとか、そういったものも含めながらやっていかななくてはならないんだろうなというふうに思っております。そこら辺が多少なりとも大変厳しいところではないかなと、価格の競争がですね。いろんなことをプランを立てながら、計画を立てながら、どうしたらいいかは検討していかななくてはならないだろうなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）あと3分あります。

○9番議員（桂悦朗君）大津町の店舗とかいろんな店舗へ行ってみたら分かると思います。店舗の中が、今まであったのが変わっていると。それは何でかといったら、やっぱりそこらあたりが商売は売れているか売れていないかの問題が出ています。だから、先ほど私が質問した中でも、やはりそういうものも出てくるというふうに思います。しかし、高齢者からすると、ここで本当に住んでよかったなという、ここにそのまま住めるかなという考えを持っている人が、じゃ利便性のいいところにと出ようかとなれば、人口という

のは自然と減っていくんじゃないかな、また、若い人たちがもうそういうところに行ったほうがいいなと言え、なかなか人口は増えないんじゃないかな。今から先は減っていくという心配を今しているところでございます。

だから、そういうものも考えながら、やはり西原村をどうやっていくのかということをおもひで考えてもらいたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時14分）

（午前11時30分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2、認定第1号、令和元年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 西山春作君 登壇 説明）

○会計管理者（西山春作君）それでは、認定第1号についてご説明いたします。

認定第1号、令和元年度西原村一般会計歳入歳出決算書、開けていただきまして、1ページをお願いいたします。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で朗読いたします。

款1 村税 9億2,335万7,000円、9億9,474万3,398円、9億5,985万3,633円、1,060万8,453円、2,428万1,312円。

款2 地方譲与税 4,380万1,000円、4,380万4円、4,380万4円、0円、0円。

款3 利子割交付金 33万9,000円、33万9,000円、33万9,000円、0円、0円。

款4 配当割交付金 140万7,000円、140万7,000円、140万7,000円、0円、0円。

款5 株式等譲渡所得割交付金 94万4,000円、94万4,000円、94万4,000円、0円、0円。

開けていただきまして、款6 地方消費税交付金 1億2,773万8,000円、1億2,773万8,000円、1億2,773万8,000円、0円、0円。

款7 ゴルフ場利用税交付金 3,117万4,000円、3,117万4,977円、3,117万4,977円。

款8 自動車取得税交付金 516万3,000円、516万3,791円、516万3,791円、0円、0円。

款9 環境性能割交付金 128万8,000円、128万8,000円、128万8,000円、0円、0円。

款10 地方特例交付金 2,484万7,000円、2,484万7,000円、2,484万7,000円、0円、0円。

款11地方交付税19億711万4,000円、19億711万4,000円、19億711万4,000円、0円、0円。

款12交通安全対策特別交付金50万8,000円、50万8,000円、50万8,000円、0円、0円。

款13分担金及び負担金3,765万3,000円、3,750万8,558円、3,735万1,158円、0円、15万7,400円。

款14使用料及び手数料2,748万5,000円、2,798万359円、2,798万359円、0円、0円。

開けてください。

款15国庫支出金48億479万9,000円、25億5,377万850円、25億5,377万850円、0円、0円。

款16県支出金 8億7,537万4,000円、6億9,641万1,023円、6億9,641万1,023円、0円、0円。

款17財産収入 2億833万3,000円、1億7,567万9,941円、1億7,567万9,941円、0円、0円。

款18寄付金 5億1,448万2,000円、5億1,496万9,798円、5億1,496万9,798円、0円、0円。

款19繰入金 1億4,630万7,000円、1億4,631万506円、1億4,631万506円、0円、0円。

款20繰越金 9億4,592万3,391円、9億4,592万4,243円、9億4,592万4,243円、0円、0円。

開けてください。

款21諸収入 1億8,121万7,000円、1億9,972万1,691円、1億9,199万3,391円、186万6,300円、586万2,000円。

款22村債45億4,600万円、24億1,540万円、24億1,540万円、0円、0円。

歳入合計153億5,525万3,391円、108億5,274万4,139円、108億996万8,674円、1,247万4,753円、3,030万712円。

開けてください。9ページの歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順で朗読いたします。

款 1 議会費6,809万4,000円、6,748万1,430円、0円、61万2,570円。

款 2 総務費28億387万2,000円、21億5,405万8,257円、6億1,382万5,000円、3,598万8,743円。

款 3 民生費10億6,387万6,000円、10億4,489万7,355円、0円、1,897万8,645円。

款 4 衛生費 3億6,454万5,000円、3億5,951万2,363円、0円、503万2,637円。

款 5 農林水産業費 3億3,617万1,000円、2億7,452万5,405円、5,896万4,000円、268万1,595円。

開けてください。

款6 商工費4,461万4,000円、4,204万806円、0円、257万3,194円。

款7 土木費84億9,025万9,391円、46億196万3,991円、31億2,500万875円、7億6,329万4,525円。

款8 消防費2億6,920万4,000円、2億2,295万6,797円、4,205万3,000円、419万4,203円。

款9 教育費5億4,134万3,000円、3億8,577万7,961円、1億4,512万5,000円、1,044万39円。

款10 災害復旧費2億9,945万2,000円、1億3,780万9,597円、1億5,024万4,000円、1,139万8,403円。

開けてください。

款11 公債費8億1,127万8,000円、8億1,055万8,749円、0円、71万9,251円。

款12 諸支出金1,000円、0円、0円、1,000円。

款13 予備費2億6,254万4,000円、0円、0円、2億6,254万4,000円。

歳出合計153億5,525万3,391円、101億158万2,711円、41億3,521万1,875円、11億1,845万8,805円。

開けてください。

歳入108億996万8,674円、歳出101億158万2,711円、歳入歳出差引残額7億838万5,963円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額7億838万5,963円。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。認定方よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）ただいま認定第1号の説明は終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に令和元年度の決算について審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 報告）

○代表監査委員（河上勝彦君）改めてこんにちは、皆さん。監査委員の河上でございます。

ただいまから令和元年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計決算並びに基金の運用状況について審査意見書の報告をいたします。

なお、この審査意見書につきましては事前に配付済みでございますので、要点のみの説明にさせていただきます。

表紙の次を開けてください。

西監発第15号、令和2年8月7日、西原村長日置和彦様。西原村監査委員西口義充、同じく河上勝彦。

令和元年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計決算並びに基金の運用状況に係る審査意見書の提出について、地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年7月8日付けで審査を求められた令和元年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計並びに基金の運用状況について、その審査を終えたので意見書を提出します。

次は目次となっておりますが、目次の次をお願いします。

西原村一般会計、特別会計、企業会計決算審査意見書、1ページをお願いします。

審査について。1、審査対象。令和元年度西原村一般会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、工業用水道事業会計歳入歳出決算報告、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び財産管理について、目的基金の管理状況。

2、決算書の調整並びに提出月。決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から村長に対する決算書は法定の期限内に提出されている。

3、審査の期間。令和2年7月9日から同7月31日までの23日間のうち実日数8日。

4、審査の方法。この決算審査に当たっては、監査基準によるほか、次の諸点に重点を置いて審査をした。(1)決算書その他関係書類の計数及び数値は整合しているか。(2)調定額、収入済額等は歳入後と符合しているか。(3)予算現額及び支出収入済額は歳出整理簿と整合しているか。(4)収入支出等の関係書類は法令及び村条例等を遵守しているか。(5)財産管理は法令及び条例に基づき適正に行われているか。(6)財政運営は健全かつ適正になされているか。(7)予算の執行に当たり競争の原理を取り入れ、最少の経費で最大の効果を挙げて経費的に効率的に執行されているか等に主眼を置き、決算書、関係諸帳票及び証拠書類等を審査するとともに、各関係担当職員から内容を詳細に聴取し、それぞれの主管課等における予算と事業運営に係る適正な管理状況を詳細にわたり慎重に審査をした。

続いて、2ページでございます。

審査の結果。令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、各会計とも決算書、関係諸帳票、証拠書類を審査した結果、決算計数はいずれも符合し、正確であることを確認した。また、予算執行、収入支出事務の処理については適正に処理され、財産管理についても後の審査意見に述べているとおり、正確であることを認めた。

次に、第1表歳入歳出決算額でございます。

左から会計別、予算現額、収入済額、支出済額、差引額、執行率の収入、支出の順で朗読をいたします。

一般会計、153億5,525万3,391円、108億996万8,674円、101億158万2,711

円、7億838万5,963円、70.4、65.8。

国民健康保険、10億173万9,000円、9億9,901万1,196円、9億1,138万2,525円、8,762万8,671円、99.7、91.0。

介護保険、8億128万2,000円、8億253万709円、7億1,481万5,467円、8,771万5,242円、100.2、89.2。

後期高齢者医療、1億6,099万6,000円、1億6,144万242円、1億5,754万6,062円、389万4,180円、100.3、97.9。

中央簡易水道事業、1億871万1,000円、1億1,160万4,068円、8,829万1,515円、2,331万2,553円、102.7、81.2。

特別会計の計でございます。20億7,272万8,000円、20億7,458万6,215円、18億7,203万5,569円、2億255万646円、100.1、90.3。

合計、予算現額174億2,798万1,391円、収入済額128億8,455万4,889円、支出済額119億7,361万8,280円、差引額9億1,093万6,609円、収入73.9、支出68.7でございます。

次に、3ページをお願いします。

(一) 決算の概要及び予算執行についてでございます。

1、一般会計、(1) 歳入。歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については第2表及び第3表のとおりであります。歳入総額は108億996万9,000円で、その主なものは国庫支出金25億5,377万1,000円、村債24億1,540万円、地方交付税19億711万4,000円、村税9億5,985万4,000円等となっております。

続いて、中ほどでございますが、歳入決算額状況の財源構成としましては、自主財源、依存財源については第3表のとおりで、自主財源は30億6万3,000円で、決算額の27.8%であります。前年度に比べ4,361万3,000円、1.5%の増である。依存財源は78億990万6,000円で、決算額の72.3%で、前年度に比べ14億3,945万7,000円、15.6%の減であります。歳入決算額の合計は、前年度に比べ13億9,584万4,000円、11.4%の減となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第1款村税、予算現額9億2,335万7,000円に対し、調定額9億9,474万3,000円、収入済額9億5,985万4,000円、不納欠損額1,060万8,453円、収入未済額2,428万1,312円で、徴収率96.5%となり、率として僅かであるが昨年より上昇しており、税額では3,117万7,000円増額となり、3.4%の増加となっております。

第4表村税の決算状況の主な内容でございます。

令和元年度個人村民税3億2,399万5,000円、5,308万9,000円の増となっております。これは、熊本地震に伴い雑損控除の申請件数の減、あるいは譲渡所得に伴う高額納税者の増によるものでございます。法人村民税につきましては1億260万円、4,098万円の減となっておりますが、電気製造業2社に伴

う減収によるものでございます。合計 9 億5,985万4,000円でございます。
3,117万7,000円の増でございます。

続きまして、13ページをお願いします。

(2) の歳出。歳出決算の状況並びに目的別、性質別状況は、第11表、第12表、第13表のとおりであります。

ア) 目的別歳出決算額の状況。歳出総額は101億158万3,000円で、構成比の高い順から列挙してみると、土木費46億196万4,000円、総務費21億5,405万8,000円、民生費10億4,489万7,000円、公債費 8 億1,055万9,000円等となっております。

イ) の性質別歳出の状況(第12表・第13表)。義務的経費は20億3,718万1,000円で構成比は20.1%を占め、前年度に比べ14.9%増であります。次に、投資的経費は49億8,474万3,000円で、前年度に比べ13億9,197万5,000円、21.8%の減であります。そのうち普通建設事業 9 億7,513万4,000円、16.8%の減、災害復旧事業 4 億1,684万1,000円、73.4%の減であります。その他の経費では、増加したものにつきましては積立金10億2,927万円、物件費 7 億7,686万6,000円となっております。

ウ) の不用額。当該年度の不用額は11億1,845万9,000円で、対前年比15億7,159万9,000円減少いたしております。予備費を除いた実質不用額は 8 億5,591万5,000円、前年度は23億6,641万3,000円でございます。大きな要因といたしましては、土木費における震災対策のがけ崩れ対策費、集落復興事業費に伴う不用額 7 億6,179万8,000円であります。

予算執行においては、今後も事業規模を常に把握し、財源の有効活用に向け適切に処理されたいと思っております。

予算の流用及び予備費充用でございますが、目間流用は 1 件、予備費充用は 4 件予算執行がなされております。

続いて、オ) の翌年度繰越でございますが、15ページをお願いします。

継続費繰越事業、区分総務費で特定地区公園事業のうち総合体育館建設事業、継続費の総額が20億2,791万円、翌年度逡次繰越額が 6 億円でございます。

続いて、繰越明許費事業内訳でございますが、総務費の木造仮設住宅利活用事業から災害復旧事業まで17件、繰越明許費総額が19億6,547万4,000円、令和元年度支出額が 8 億6,205万5,000円で、執行率が30.5%でございます。

次に、17ページをお願いします。事故繰越し事業内訳でございます。土木費と災害復旧費、事故繰越し額が15億6,973万8,000円、令和元年度支出額が12億7,308万8,000円でございます。執行率が44.8%となります。

続きまして、21ページをお願いします。

これにつきましては熊本地震関連をまとめたものでございまして、最初が目的別の歳出でございます。令和元年度熊本地震関連が歳出合計で50億

8,896万7,000円でございます。このうち大きいのが土木費44億9,534万5,000円、次に総務費が2億649万3,000円でございます。

次に、性質別内訳としましては、総額は同じ50億8,896万7,000円でございますけれども、普通建設事業が45億5,743万9,000円、うち補助事業費が45億184万5,000円、その次に大きいのが補助費3億2,936万8,000円でございます。主に県復興基金の5,433万7,000円と経営体育成事業の返還金7,855万円となっております。

次に、24ページでございます。

(二)の財政運営についてでございます。審査の結果、財政運営については厳しい財政事情及び社会情勢の中であるが、歳入歳出とも適切な判断の下、予算執行がなされた結果だと推察される。これは、国庫補助金等の財源をいかに効果的に運用して健全財政を図っていくかに相当な努力がなされた結果、実質収支の黒字が確保されたことは成果として評価できます。今後においても、震災復興及び総合体育館建設は村民祈願であると思われるので、その財源確保に向け推進されることを望むところであります。

次に、37ページをお願いします。

37ページは基金の状況でございます。一般会計におきましては、①の財政調整金から⑩の森林環境譲与税基金まで11基金でございますけれども、令和元年度末の現在高が39億1,401万279円でございます。特別会計につきましては、簡易水道基金の1億1,679万7,820円となっております。

次に、38ページの実質収支に関する調書でございます。一般会計の収入総額は108億996万9,000円、歳出総額は101億158万3,000円で、歳入歳出差引額7億838万6,000円、翌年度に繰り越すべき財源は1億6,875万4,000円で、実質収支額5億3,963万2,000円は翌年度繰越しの案である。また、特別会計4会計の歳入総額は20億7,458万5,000円、歳出総額は18億7,203万5,000円で、実質収支額2億255万1,000円は翌年度繰越金としての案である。

以上、実質収支に関する調書を詳細に審査した結果、本調書は正当なものであると認めた。

次に、39ページから54ページは特別会計となっておりますけれども、時間の都合もございますので省略をさせていただきます。

56ページをお願いします。

西原村定額資金運用基金運用状況審査意見書。

第1、審査について。地方自治法第241条第1項の規定による、定額資金を運用するための基金の運用状況調書について計数は正確であるか、法令条例に基づいて適正かつ効率的に運用されているかなどについて、関係諸帳票及び証憑類、預金証書等を詳細に審査した結果は下記のとおりである。

第2、審査の結果及び意見。定額の資金を運用するための4基金の運用状況調書はいずれも正確で、それぞれの目的に従って正確かつ効率的に運用さ

れ、計数及び証憑類、預金貸付証書などと合致していることを認めた。今後ともさらに基金の設置目的に沿って有効な運用を望む。

以上の基金について意見を述べたが、詳細は次のページの表のとおりであります。

最後に、審査のまとめに入ります。

令和元年度、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書及び基金運用状況の審査結果については、各会計決算並びに基金ともに計数に誤りはなく、よく整理され、会計経理は正確であることを認めた。

財政運営については、さきに記述しているとおり、平成28年に発生した熊本地震により、その復旧・復興に繰越し事業を含め50億8,900万円を投じ、復旧・復興事業が実施された。国や県の補助金、交付金を活用し、また、交付税措置のある起債を財源として尽力されたことは大いに評価できる。

この結果、実質収支額として5億3,900万円が確保できたということは、大きな成果であると評価する。

令和元年度の一般会計は前年度と比較し、総括的に述べると次のとおりであり、歳入歳出決算額は地震後の復旧・復興事業により、共に昨年と同様大きな金額となっている。

その収支はまず実質収支で前年度6億8,100万円と比較すると1億4,200万円の減となっている。財政調整基金は6億4,100万円を積み立てているが、7,000万円を取り崩している。これにより実質単年度収支は、4億2,900万円の黒字となり、前年度より2億2,900万円の増である。

歳入決算額では、対前年比13億9,600万円、11.4%の減となっている。要因としては、県支出金10億700万円、59.1%減、国庫支出金6億6,000万円、20.5%減、繰越金5億2,800万円、35.8%減となり、寄付金3億7,300万円、261.5%増、諸収入1億4,200万円、282.4%増、財産収入1億3,200万円、302.4%増、村債1億7,300万円、7.7%増となっている。村債発行については、総額24億1,500万円を借り入れている。そのうちのほとんどが震災復興事業の財源となっている。また、村債には交付税措置がある起債が多く含まれていると思われるが、今後もさらなる措置が講じられることを望むところである。

歳出では、対前年比11億5,800万円、10.3%の減となっている。熊本地震に伴う復興費用及び関連費用に伴う大幅な増減の変動であり、総務費7億8,700万円、26.8%減、災害復旧費4億2,700万円、75.6%減、農林水産業費3億2,700万円、54.4%減、衛生費2億3,300万円、39.3%減となり、土木費1億7,100万円、3.9%増、教育費1億5,100万円、64.4%増、公債費2億7,400万円、50.9%増となっている。

性質別歳出から対比すると、普通建設事業費の買取型災害公営住宅整備事業、地域防災がけ崩れ対策事業等9億7,500万円、16.8%減、災害復旧費4

億1,700万円、73.4%減、補助費等の経営体育成支援事業等の3億4,300万円、28.4%減となり、積立金2億4,300万円、30.8%増、寄付金の増額に伴い物件費のふるさと納税返礼品等1億4,400万円、22.7%増、公債費2億7,400万円、50.9%増となっている。

国民健康保険特別会計においては医療費の高騰が続く中、税収が400万円減となった。これは国保加入者数の減少や所得変動による。

実質収支として8,800万円、対前年度比7.2%減、単年度収支200万円の赤字を計上している。今後、医療費の抑制を進めるには生活習慣病予防対策、特定健診の受診率向上に努力されたい。健康な方も含め日頃からの食生活や運動等について住民全員が見詰め、行動する体制づくりをさらに進めてもらいたい。

介護保険特別会計は、平成30年度介護保険事業計画がされ2年度目となり、保険料は対前年比100万円、0.8%増となった。実質収支8,800万円、単年度収支については3,600万円増の黒字となっている。保険給付費の減少に向けて取り組まれている介護予防事業等により、要介護の認定者が減少し、1,500万円減少している。今後2040年までは被保険者が増加傾向にあり、予防重視型の施策推進をより一層強化し、保険給付費の抑制に努めてもらいたい。

後期高齢者医療特別会計は、保険料として4,700万円、前年度と比較すると、700万円、率で16.6%増加している。実質収支、単年度収支とも黒字決算となっている。現在の被保険者数は1,013名であるが、今後も増加傾向にあると思われるので、新たな取組で医療費抑制を図っていただきたい。

村税・保険料の滞納については、公平負担の原則に鑑み、早急な対応を求めるものである。収納作業は、枠を超えた協力体制を図り、収納向上・財政確保に努力されたい。

中央簡易水道事業特別会計については、実質収支2,300万円の黒字、単年度収支700万円の黒字となっている。今後集落再生事業の進捗状況に合わせて実施予定の配水管布設あるいは組合水道統合による上水道事業移行への準備作業も予定されており、統合後の法適用企業会計として体制強化を図る必要があるのではないかと推察される。

工業用水道事業については、水道事業収益2,100万円、水道事業費1,100万円、それから資本的支出として井戸及び水中ポンプ工事800万円が支出されている。今後とも水質管理、施設管理に注意を図ってもらいたい。

近年は、毎年のように各地で大きな災害が発生している。地震や大雨、台風、異常気象によるゲリラ豪雨など私たちを取り巻く環境が大きく変化している。そうした中、熊本地震後各集落の再生へ向けた宅地の再生工事が終盤を迎え、住宅の再生や地域のコミュニティーの再構築に対する支援や災害公営住宅への支援等がさらに必要とされる。また、地域防災拠点施設西原村運

動公園として総合体育館の建設がスタートした。災害が発生したとき住民の避難拠点となるため、早期完成を望む。

国が進める国土強靱化政策が進められる中、熊本地震で被災した大切畑ダムの復旧工事が始まった。今回のダム本体の復旧に当たっては、利水と治水を兼ね備えた安全・安心なダムの建設が進められております。また、道路、橋梁、学校等のインフラ整備強化が必要となると思われるので早期に計画を立て取組を進めてもらいたい。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、国において経済対策が施されているところであるが、今後も情報をいち早く収集し、住民や企業等に周知、住民が安心して生活できるよう政策を進めてもらいたい。

以上で、決算審査報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（宮田勝則君）以上で、令和元年度決算についての審査報告が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 0時18分）

（午後 1時14分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩前に代表監査の審査報告がございましたが、その中の字句の訂正等がありますので、河上代表監査、訂正箇所を報告願います。

○代表監査委員（河上勝彦君）開会早々でございますけれども、字句の訂正をお願いします。

審査のまとめの中で、59ページをお願いします。

59ページの上から12行目でございますが、実質収支として8,800万円、対前年度比2.7%の減となっておりますが、私、先ほどの説明では7.2%の減と言ったそうでございますので、2.7%に訂正をお願いします。

それから、次の60ページでございますが、上から8行目、工業用水道事業についての次の行でございます。資本的支出として、井戸及び水中ポンプ工事800円となっておりますが、800万円でございます、**「万」**の挿入をお願いします。

以上2点でございます。

○議長（宮田勝則君）今の訂正でよろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（宮田勝則君）それでは、これより質疑に入ります。

認定第1号の質疑におきましては、歳入、歳出に分けて質疑をお受けしたいと思います。

初めに、62ページまでの歳入についてをお受けします。質疑ございません

か。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

42ページ、児童福祉費県補助金の件です。一番上の多子世帯子育て支援事業補助金とありますけれども、実は収入のほうに書いてあります。支出のほうもちょっと見てみたんですが、なかなか項目を私が理解できなくて、それが一つと、実際、何世帯といいますか何人ぐらいおられるのかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

多子世帯子育て支援事業の補助金ということで、事業費につきましては県が2分の1の補助でございます。一応、保育園児3人目、第3子以降が該当ということになりますが、その中でも県の補助要綱がありまして、所得が高い人は補助対象外とかいろんな部分がございます。

今言われました今回、歳入で422万1,000円が入ってきておりますが、歳出については各支出、例えばこのとり保育園に対象者がいるならば、その分はうちのほうが負担ということで、給付費の中で含めて払っているということで、特段、多子世帯の分では多子世帯の歳出があるということではございません。

それと、該当者につきましてはこの補助金の該当者は47名でございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

50ページの土地貸付料の駒城、西原カントリー、熊本県酪農業協同組合連合会、このところに一番最後に萌の里外28件777万5,095円と書いてありますけれども、外5件のほうが大き過ぎるんじゃないか……。もうちょっと项目的にあるやつをあと幾つか載せるというか、分収金に当たる貸付けがありますよね。鉄塔借地料等、裏の支出のほうにも載っておりますが、鉄塔借地料と家畜改良事業団の分収金に関する金額がございますので、それぐらいは載せていただけたらと思いますが、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）載せるということを要望ですか。

○2番議員（村上高志君）そうです、はい。

○議長（宮田勝則君）中身については質疑の……。

○2番議員（村上高志君）納得しております。

○議長（宮田勝則君）納得していますか。載せるということの答弁。

総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

決算書の備考欄に記載すべきところがございますが、余白の関係で幾つかは省略した記載の方式でやらせていただいておりますが、次年度からは記載をしていきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですけれども、歳出に移ってよろじますか。

（「はい」の声）

○議長（宮田勝則君）最後に総括した質疑をお受けいたします。

歳出について、質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本でございます。

155、156ページになります。先日の全協での説明を踏まえての質問でございます。復興建設課長に伺います。

土木費、道路橋梁費の中で、目4がけ崩れ対策費と目5の集落復興事業費についてのお尋ねです。

目4のがけ崩れ対策費の現年度繰越明許、事故繰越の予算の計が155ページの一番右側に書いてあります。それぞれ16億800万円、27億3,500万円と22億5,700万円ほどで、合わせますと合計が大体66億円ぐらいになります。対して、不用額はそれぞれ現年度が約1億200万円ほど、繰越明許が2,400万円と事故繰越が2億8,400万円ほどで、合計が4億1,000万円ほどとなっております。

がけ崩れ対策費の予算が66億円の事業費に対して不用額が4億1,000万円ということで、予算に対する不用額の割合としては6.2%、6.3%というふうな説明で、今調べてみるとそれぐらいだと思いますけれども、この不用額の割合については6.2%というのはいさなにも思われますけれども、金額から見ると4億1,000万円ということで、非常に大きいと思いますけれども、これに対しまして復興課長の認識としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）坂本議員の質問にお答えいたします。

熊本地震発生以降、復興課におきましては、宅地の裏の斜面を保全する地がけ事業、それから宅地、地盤の被害を防止する宅地耐震化推進事業、集落の道路や公共施設等を整備する小規模住宅地区等改良事業、宅地擁壁やジャッキアップなどを行う基金事業を行ってきているところです。

地震関連の事業費の総額は、7月末現在で約129億円、進捗率が現在86%となっております。全ての工事を年度末に完了できますよう、課員一丸となって取り組んでいるところでございます。

坂本議員がお尋ねになりました不用額が4億1,000万円とその割合が6.2%

ということですが、議員が述べられましたとおり、がけ崩れ対策事業費の令和元年度予算の総額は、現年度繰越明許、事故繰越を合わせまして総額66億円になります。被害が大きかった6集落、下小森は既に完了しているんですけども、そのほかの5集落や多くの工事がまだ進捗しているところです。

工事を進めていく上で、2次製品や労務費等の高騰や、工事の場合では日々不測の事態が生じております。例えば、擁壁工事の床掘りや掘削をしたときに湧水が見られたり、基礎下に施工するセメントと土を混ぜて固める固結工法、この工法が湧水で施工できなくなった場合には、その代わりに生コンを打設しなければなりません。また、地盤を強化する固結工や安定処理工で用いていますセメントの量や六価クロムを抑制するために使用するセメントの種類の変更、仮設道路や仮排水、埋設している構造物などの撤去費用を考慮した場合、少なくとも総事業費の10%程度の余裕がないと工事の進捗に支障を来すこととなります。もしその年度で事業費が足りないという事態に陥った場合には、工事を一旦ストップして翌年度の補助を受けて再度工事を行うことになり、住民さんの再建に遅れが生じてしまいます。

通常行います補助事業に関しましては、例えば地震前に行っていました万徳新所線や役場の前の役場堤下線に関しましては、その年度ごとの補助金を頂いて事業費に見合った延長分の工事を行い、精算し、次の年度でまた新たに発注、工事を行うことが一般的な工事の進め方だと認識しております。しかしながら、今回の熊本地震のような住民さんの再建に直結するような工事に関しましては、予算の範囲内で工事を途中で中断し、次の年度で再開することとはなかなか難しくできませんので、県とも協議した上で、このような形で事業を進めているところでございます。

事業費66億円に対し不用額4億1,000万円という、数字を見ますと相当大的な金額であると認識しているところでございます。一方で、その事業費に対する6.2%という数字を見ますと、これまでに職員が経験してきたことがないような莫大な事業費や特殊な工法等を考慮した場合、よく6.2%という数字の精度で課員が頑張ってくれていると思っております。今後も、課員一丸となって一日も早い復興を目指して尽力しておりますので、ご理解いただければと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）内容の説明ありがとうございます。

また次に、ほとんどの予算が繰越明許もしくは事故繰越の予算であると思えますけれども、繰越明許や事故繰越の予算、こちらを基本的に増減できないという説明がありましたけれども、そういう認識で間違いはございませんでしょうか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）繰越明許費や事故繰越予算に関しましては、自

治令第148条、予算の補正は年度を越えては行えないということとなっております。したがって、その増減は基本的にはできないこととなっております。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。前回言われたことと同じことを言われて安心しました。増減できないということですね。

続きまして、次は目5になりますけれども、集落復興事業については、現年度の予算、事故繰越予算ともに不用額の率を見ると、先日の質問では22.9%減と20%を超えておりますけれども、宅地耐震化事業の10%を下回る率と比較した場合には大きいというふうに思いますけれども、そちらの説明のほうもお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）先ほど質問がございました不用額の率が、宅地耐震化推進事業に関しましては6.2%、対しまして小規模住宅地区等改良事業につきましては、ただいま議員さんが言われたとおり20%を超える率となっております。

この主な要因としましては、小規模住宅地区改良事業と宅地耐震化推進事業の実質村負担を比べますと、宅地耐震化は約2.5%、小規模住宅地区改良事業におきましては約40%、補正予算債を使いまして10%という形で、非常に宅地耐震化推進事業のほうの率が低くなっておりますので、小規模住宅地区等改良事業を一部、宅地耐震化推進事業のほうに移行させてもらって削減を図っているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

ページ数は71、72ページになります。目の5、節の15になりますけれども、工事請負費、カーブミラー設置があります。これは、場所はどこで何基設置されたのか教えてほしいんです。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

箇所にはいたしましては2か所でございます、1か所につきましては高遊のコミュニケーションセンターの近くと、もう一か所につきましては西原中学校の裏の入り口と県道部の通学生、生徒が通りますので、その部分のカーブミラーが片面だけでございましたので、残り1面を追加で設置したという工事でございます。

○議長（宮田勝則君）山下君。

○7番議員（山下一義君）このカーブミラーに対しまして、管理といたしますか。村道にカーブミラーがありますけれども、この管理はどこが主体として行わ

れておるものでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

村で設置しましたカーブミラー等につきましては、村のほうで管理するという形になります。

○議長（宮田勝則君）山下君。

○7番議員（山下一義君）私が車で村道走っていると、カーブミラー自体の目的、これが全然なされていない場所があります。それと、割れておるところもあります。そういうところはどのようにされているのか、教えてほしいんです。反対方向を向いたり、目的に対しまして全然カーブミラー自体が目的を果たしていない場所があります。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

村の設置したカーブミラー等の修繕も含めてでございますが、不具合があれば地区の区長さんなり、もしくは住民の方からこちらのほうにご連絡があった分については、私どものほうで当然対応をさせていただいているというところでございます。ただ、定期的に全体の見回りというのがなかなかできておりませんので、今、交通安全のパトロール等を通じながら、巡回しながら気づいたところでは対応していくという形を取らせていただいているところでございます。

○議長（宮田勝則君）山下君。

○7番議員（山下一義君）以前は、道路清掃するときにカーブミラーの磨きも行っておりましたけれども、区長さん方はそういうところは周知徹底されておるのか。それと、不都合なカーブミラーについては区長さんが行政のほうに事前に連絡するというような処置をされているのかをお伺いしたいんです。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

カーブミラーの清掃も含めてでございますが、私の知っている範囲では、区長様のほうにお願いしていただくとところはやっていないかと認識しております。

カーブミラーの清掃につきましては、先般、村の交通安全協会の方々がボランティア的に一部されておりますので、曇りがあるって見えないとか視界が取れないというような向きがあれば、私どものほうで当然対応していくべきかなと思っております。

○議長（宮田勝則君）山下君。

○7番議員（山下一義君）ということは、カーブミラーについては区長さんのほうに連絡しておっていいわけですね。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えします。

そうですね。そこの正式な周知といいますか、区長のほうへの周知はやっておりませんので、今後は区長会議もしくは区長様のほうにお伝えする中で、不具合の箇所があればご報告いただくような形で連絡体制を取りたいと思います。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）次は169ページですけれども、節の13です。委託料、エレベーター保守点検委託料外9件（山小）となっておりますけれども、エレベーターは9件ありますか。367万2,960円。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）今のご質問にお答えいたします。

この表示の仕方に関しましては、エレベーターの保守点検委託料外9件ということで上げていますので、エレベーター以外のやつも入っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）山下君。

○7番議員（山下一義君）さっきの質問じゃないですけれども、もう少し詳しくしてほしいんですが、僕はエレベーターが9件あるのと勘違いしておりましたから。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）次年度からはもうちょっと詳細に書かせていただきたいと思っております。すみませんでした。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

去年の予算審議のときにまちづくり協議会支援委託料というのがあったと思いますが、私が未熟なところで、ちょっと決算のほうで見つけ切れませんので、教えてもらえませんか。教えてください、どこに書いてあるか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）まちづくり推進事業に関しましては、恐らく小規模住宅地区改良、6集落関係のまちづくりだとは思いますが、それに関しましては156ページをお願いします。

その一番下の行で支出済額が6,518万2,705円、この中に含まれております。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）含まれているとおっしゃいましたが、2,400万円という事業的なものは行っておられるのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）まちづくりの内容としましては、2か月に1回お配りしています工事の進捗状況とか各集落の新聞、それから今年にしましては小中高校生、地震当時まだ未成年というか、小さかった子どもたちのお話を集めて文集化しております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）復興の6集落ですか、自分たちも頂きましたけれども、2,400万円といいますと大体何部ぐらいお作りになったんですか。考えてみれば、6集落合わせて240軒とすれば1冊当たり10万円になります。資料的なものはここに持ってきておりますけれども、これが1冊10万円に当たることになってくるんですよ。といったときに、人に見せたときに、やっぱりその人たちが見ればおいおいというような話になりますけれども、どうお考えですか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）まちづくりは全てその金額ではなくて、事業を進めておまして、例えば先ほど申しました小規模住宅地区等改良事業のほうから宅地耐震化推進事業のほうに事業を移行したときに、小規模住宅地区改良事業を行う上で事業計画書というのが要ります。たとえば、例を挙げますと、水道とかいうと、集落の万徳水道が今度加入するときに変更申請というのを出すんですけれども、そういう書類を作ったりとか、全部がその金額に含まれているわけではございません。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）2,400万円というのが、普通ならば丸々2,400万円使われたんですか、この本に対して。いや、そういう細かいところといえますか、下のほうにやっぱり載せるべきじゃないでしょうかと思います。

それと、この事業というのは平成29年度からしておられるんですか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）平成29年度からやっております。平成28年度、地震当時は、都市局の都市防災推進事業というところで国から補助をつけていただいて、最初に集落をどうするかとか、そういう集会とかイメージ図を描いたりとかいう補助金を使っております。それから事業化が決定して、小規模住宅地区等改良事業で用地測量だったり地形測量だったり設計、それから集落に出向いて集会をしたりとか新聞を作ったりとか、これからどうやって集落を維持していくとかいう集会等も含めた金額でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）平成29年度には小規模住宅地区等改良工事業設計及びまちづくり協議会支援事業委託、「料」は書いていないですね。委託まで書いてありますけれども、平成29年度の前算書、決算書を見ても載ってお

りません。

ここには項目が書いてありますが、経過説明書の93ページと92ページのほうに書いてあるはずですが、ありませんか。ありましたでしょうか。これ、まちづくり協議会支援事業委託と書いてありますが、この事業そのものは平成29年度には発生しておりませんが、調べてもらえますか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）まちづくり協議会というのは、平成29年は発生しておりません。ただ、小規模住宅地区改良事業ということで事業をやっております。同じような感じです。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）ということは、この経過報告書というのは誤りということですね。まちづくり協議会支援業務委託と書いてあるじゃないですか。これは、92ページのほうにも同じ文言が書いてあるじゃないですか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）名目、名前のつけ方だと思うんですけども、仕事自体は、まちづくりの協議会はずっと平成29年からやっております。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）だから、前年度の予算書を見ましてもそういう文言はございません。まちづくり協議会支援事業委託というのは載っておりませんでした。私の見間違いでしょうか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）事業としましては小規模住宅地区等改良事業の委託料ということでありまして、その中の業務の一つとしてまちづくりというのが入っているような状況でございます。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）そういたしますと、今年度は2,400万円そういう事業に使っているのに、前年度の繰越金の中にはまちづくり協議会と書いてありますけれども、金額的なものは何もございません。ただ、あるとしますと都市防災推進事業計画基本調査委託料というのが上がっているぐらいのもので、この件に関しましては、林田議員が質問されておりますし議事録的なものも取ってきております。だから、そういう点からすると、この事業的なものはこの年にはなかった文言でありますので、これが間違いなのか何なのかをちょっと正しく説明ください。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時48分）

（午後 1時54分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を行います。

復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）これに関しましてはほかの案件の中に含まれておりまして、その年その年で比重が多かったやつとかそういうやつを一番上段に持ってきて、外何件というふうに示しております。

まちづくりの本だけが2,400万円かかったのでは決してございません。その分の金額ではなくて、ほかの打合せにかかった費用とか変更にかかった費用も含んでいるということを示し上げます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）私としては、平成29年度のまちづくり協議会支援事業委託というのは書き間違えたやつかなと思っておったんですけども、このところがはっきりしなかったものでお尋ねしました。

今日の決算審議に当たりましては、まちづくり協議会支援委託料2,400万円と今お答えになったんですけども、雑誌としてはこれだけの雑誌で10万円、ここにあるというなら60万円、ざっとみんなに説明するときに2,400万円使ったということは、これ1冊に対して10万円ということは、ここにあるだけで60万円というような感覚になります。そういう感覚に取られますので、見積書とかそういうのは取られておるんですか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）見積書の前に、国の指針に沿って積算をしております。その積算を1回県でチェックしていただいて、その範囲内でやってもらっています。また、この事業に関しましては、終わった分だけは定期的に県から来ていただいて確認検査を行って、監査といいますか、きちんと見てもらっているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）ちゃんとやっている、もらっている金額ならば、2,400万円の内訳、幾らかかったというか、ある程度は決算書に書くべきじゃないですか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時56分）

（午後 2時04分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）それでは、何点か質問させていただきます。

まず、66ページ、報酬の産業医の件でございます。

村の事業も大事ですけども、やはり職員の健康管理はかなり大事な、働

くというところで、欠けたら皆責任を持って仕事していますので大変です。一応、13節の中には職員のストレスチェック委託料とか、それで94名の受診、職員健康診断委託料として120万円ぐらいで108人の受診ということで、かなり健康チェックをされております。

産業医を毎回聞いております。所管は副村長でございますが、以前聞いたときには、産業医の報酬を組まれていても一回も労働安全衛生委員会が開かれてなかったということで、金額の無駄ではないかと指摘させていただいておりました。今回は、もうそういう例えば労働安全衛生委員会というのは、やっぱり労働環境のチェック、そういうところが必要なところでございますが、労働安全衛生委員会は何回開かれましたでしょうか。

○議長（宮田勝則君）副村長。

○副村長（目床順司君）ただいまの労働安全委員会の開催についてのお尋ねであります。回答いたします。

令和元年度には、11月20日に1回だけでありますけれども開催しております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）開かれているということで安心しました。やはり職場環境というのも常に変わっておりますので、そういうところのチェックも、本人の健康チェックも大事ですけれども、環境チェックというのも、せっかく産業医ということで組んでありますので、率先してしていただきたいなと思っております。

続きまして、106ページ、負担金、補助及び交付金、手話奉仕員養成研修として7万8,000円支出されております。やはり西原村は熊本地震でかなり、ほかの町村に負けないぐらいの避難所を運営しております。避難所運営においても、健常者の方ばかりじゃなく、私のところもありましたが、手話を必要とする人も必要でありました。ですから筆談でやっておりましたが、そういう技術を持っている人がかなり今後必要になるというところで支出されております。

西原村において手話の今回何名の方が受講されて、今、手話のできる方が何名ぐらいおられるか、お尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

手話奉仕育成研修事業ということですが、これにつきましては阿蘇圏域のほうでやらせていただいております。阿蘇の圏域のほうの負担ということで出しております。昨年は阿蘇市だったと思いますが、去年、西原村のほうから研修に行かれた方はゼロでございます。ただ、今年度は、本来は4月から西原村でやる予定でございましたが、コロナの影響でできないということで、今年度は一応中止という形になっております。

今、手話の必要な方は、ろうし協会とかそういう方のほうに派遣していただいて、その方に対して使われた分はうちのほうから助成しているということでございます。

西原村に何名いらっしゃるかというのは、すみません、今のところ把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）ということは、これは事業に一部負担として払ったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）阿蘇圏域でやる分の負担ということでお考えをいただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）了解しました。今回は残念ながらコロナの影響で中止になったということですが、コロナが終息したら積極的に参加を募って、していただくといいかなと思っております。

続きまして、114ページ、また委託料でございます。保育園警備委託料として31万3,920円支出されております。

保育園においては、万が一の不審者の侵入に対して、保育園の場合は女性職員ばかりということで対処が困難になるということで、ぜひ警備というのは必要になると思います。その警備の内容はどんなのかと、まず、先ほど言いましたとおり、役場の隣に保育園があるということは、非常事態のときにすぐ役場とか駐在所との連携が組めるのではないかと、そういうところで、この連携についてはどのようにされているか、お伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（槇原加奈子君）堀田議員の質問にお答えいたします。

現在、職員が不審者の方を発見した場合ということを経時系列で申し上げたいと思います。

その前に、保育園のほうは毎月、月末ぐらいなんですけれども、いろんな火災の避難訓練であったり地震の避難訓練、それに不審者の避難訓練を交代でやっております、ちょうど先月に不審者の避難訓練を行いました。

その際に、時系列で申し上げますと、まず発見した職員が事務所に連絡いたします。事務所が発見した場合はもうそこから始まります。そこから、まず通報ボタンがありますので、警察、それと総務課に一番に連絡をいたします。そして、ある音楽をかけます。すると、子どもたちは外で遊んでいても、あっお部屋に入るんだというのが分かります。先生たちも慌てずに、さあお部屋へ入るよということで、不審者の方を刺激しないようにしてお部屋に全部入ります。それから、子どもたちのほうはお部屋に避難させまして、カーテンを全部閉めまして戸に鍵をかけて、外からガラスから見えないような場

所に電気を消してみんなで丸くなって、先生と一緒にそこに避難をしておくという形になります。

それと並行しまして、警察、総務に連絡をいたしましたら、まず私と調理師から1名、掃除をしていたふりをして、汚いモップとちょっと長い柄のついたようなものを持って、何かご用ですかということで、あまり刺激しないようにしてお話をしてみます。そこに大原先生に来ていただくようにしております。大原先生には必ず補助、副担任がついておりますので、その場合は副担任が大原先生のクラスは見ております。大原先生と3名、そして、ほかにまた手の空いた職員、給食室等から支援している間に警察や総務課のほうから来ていただくのを待つという、そういった感じにしております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）思ったより用意周到に訓練されているということで、安心しました。やはり総務課とか女性の職場では男性の職員の駆けつけと警察官の駆けつけというのが必要ではないだろうかと思っておりましたが、訓練は、やって悪いものではありません。何回もやって一人でも、今、大原先生の話も出ましたが、大原先生がいないときもあります。そういうときはどうするかということも想定して訓練に励んでいただきたいと思います。

続きまして、128ページ、13節のやはり委託料ですが、妊婦健診委託料428万7,506円の支出、これ、かなり高額だと思います。多分、西原村では妊婦さんというのは六十何名ぐらいしかおられないのではなかろうか、出生率からいくと60名から70名じゃないかと思われませんが、妊婦健診の対象者、また回数、これだけの金額をかける内容のメリットは何かをお伺いしたいと思えます。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員の質問にお答えいたします。

健全な妊娠を継続し健康な赤ちゃんを出産するため、妊婦健康診査が最大でお一人14回受診することができます。妊娠34週目までは一月に1回、その後、妊娠35週から出産するまでは週1回の妊婦健診を行います。

健診内容は、血液検査、尿検査、血圧、体重測定、エコーにて赤ちゃんの発育状況を確認するための検査等を行います。費用は1回の健診で5,060円から2万590円かかり、1人につき最大10万3,390円となっております。

実績としましては、年間の母子発行数は毎年平均で約50人、令和元年度の母子発行者数は48人となっております。また、昨年度の延べ健診者数は585名となっております。

近年は、妊娠の高齢化や妊娠前の肥満により、妊娠中の高血圧症、高血糖、高脂質症が見られております。以前は妊娠中毒症と言われておりましたが、昨今は妊娠糖尿病、妊娠高血圧症候群と言われており、年々西原村において

も、妊婦健診で発見し治療されている妊婦が増えている状況にあります。

また、出産されてからも妊婦糖尿病や妊婦高血圧症候群は継続することも考えられることから、また、将来の糖尿病や高血圧症といった生活習慣病につながる可能性が高いことも分かってきております。妊娠中及び産後にかけて、健康診査及び保健指導を必要に応じて実施してきているところです。

また、令和2年度より、出産後のフォロー生活習慣病予防健診をハイリスク者に対し新しく健診を開始しております。将来の生活習慣病へつながるリスクを早期に予防していけるよう、これからも取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）私も、以前は母子担当をしておりました、議員になってこの金額を見たときにえらい高いなと思ってしまいましたが、今の松下課長の答弁を聞きますと、やはり必要な金額で効果があっているのかなと。昔は妊娠中毒症というのが問題でしたが、今は糖尿病とか近代病が入ってきたのかなと。せっかく西原村に生まれるお子さん、万が一何かがあって障害を持ってしまったら、その家庭、親御さんは非常に苦労されます。不幸になりますので、やはりこの時点で早期発見、必要な金額ではないのかなと今認識したところであります。今後とも充実した健診を行っていただきたいと思えます。

最後になります。168ページ、報酬、学校医の報酬です。学校医の報酬が、山小、河小、中学校は別のところに書いてありますけれども、金額が54万2,000円と、山西小学校と河原小学校の児童数は、350名ぐらいですか、山西が。どのぐらいですか。河原は70名弱ぐらいだったと思いますが、そんな数が少ないのに同額で、先生方の不公平感とかそういう不満は出ないのか。また、そこは不満が出ないために校医をローテーションさせているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまの堀田議員のご質問にお答えいたします。

学校医に関しましては、条例で1校当たり学校医が21万9,000円、歯科医が21万9,000円、薬剤師が10万4,000円ということで、1校当りその値段で条例に載っていますので、それによって支払いをしています。報酬を上げております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）先ほど言いました先生からの不満というのは別に出ない……。以前は、ここの学校はこの先生、ここの学校はこの先生と出ておって、不満が出ていたんですよ、正直言って。1人の健診をするにしても、聴診器を100人当てるのと50人当てるのではえらい差だぞとか言われていたんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）私は昨年から教育委員会に来てはいますが、今の段階ではお話は聞いておりません。

学校に関しましては、学務のほうと話をし、学校の保健師の先生たちと学校医をローテしているところも見受けられるみたいなので、今後、その辺言われたことに関しましてはちょっと調べてみたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

86ページの木造応急仮設住宅利活用ガス配管工事（3件）412万1,040円となっておりますが、これは昨日一応説明を受けましたけれども、再度確認いたします。

配管料としては、民間のガス配管に関しましては無料配管だと思います。住宅、公共物になりますとこのような配管料というのが出てくるというような感じでお答えいただきましたけれども、この配管の範囲内というのはどこまでされているんですか、お願いします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）メーター器までということです。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）自分の感覚でいいますと、メーター器というのは今度入れる業者さんが持ってきて取り付けるべきではないかと思えます。一応メーター的なものは、外まで配管すれば、メーターに取り付ける金具というのは全部ある程度共通になっているかと思えますし、メーターをつけてそれからガスボンベをつけるというのは、それはもう次の業者さんの委託になるべきだろうと思えます。

配管料の中でメーター器の割合というのは相当あると思えます。配管的なものは、幾らもかからんというところとあれですけども、これに3か所というか、工事が3とあります。全体で何所帯分の工事を行われているんですか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）まず、メーターの件なんですけれども、何でつけたかということで調査しましたところ、県のほうに伺って、メーター器プラス配管も民間の個人の頼まれるところの業者さんをお願いしていた場合、入居者さんが違うガス屋さんを変えるときにもトラブルし、入居者さんが変わったところも、元、自分がつけたメーターなんで、これをうちのガスを使ってくれとか、取り外すんであれば2万円返してくれとか3万円返してくれというトラブルが相当あったんで、メーターまでつけましようということで行っているという報告を受けております。（「何件」の声）

何件かということです。全部で41件になります。内訳が、1Kが7、2DKが26、3Kが8となっております。もともと20棟の50戸を今回のこの事業で17棟41戸へ改修しております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）ガスの場合には、世帯、人数じゃなくてやっぱり配管的なものは全部同じようなやり方でありまして、メーター的なトラブルとしていきますと、メーター的なものの取扱いになりますと、多分業者、あれは買取りじゃないと思います。あれは貸付けですので、そういう点は、県のほうはいろいろ言うかと思いますが、もうちょっと詳しく検討して、ガス屋さんの中には多分、入れる人がメーターを持ってきてつけると思います。そういうふうな余分な金というのを少しでもしていくためには、県のほうから言われているというばかりじゃなくて、自分たちでもできるだけ工事のお金が少なくなるような創意工夫をしてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）なるべく少しでも安くなるようにやっていきたいです。ただ、復興基金ですので県の規則とか決まりがございます。例えば、設計会社をお願いしたりとか工事業者をお願いしたりとか、今回のガス工事をお願いしたりするのも、ある程度の資格を持っていないといけなとか、これ以上はやってくださいという要件等がありますので、その中で県ともお願いしながら、できるだけ安くやっていけるようにしたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）もう一点のさっきのやり取りの後日提出させていただきますというのとは。

○復興建設課長（吉井 誠君）もう一点なんですけれども、先ほど村上議員がお尋ねの委託料に関しましては、後日、村上議員のほうに説明させていただきますと思います。よろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村上議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

74ページと136ページ、2点お尋ねいたします。

目7の基金費について、今回、約10億円余りの積立金をそれぞれの基金に振り分けて積み立てておられますが、その中で公共施設整備基金積立金というのがちょっと気になりまして、これ、今どのぐらいたまっておるのか。それと、これは切り崩しはしているんですか。恐らく、これは総合体育館、そして運動公園の基金かと思っております。大体でよろしいですか、金額は。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

公共施設整備基金積立金につきましては、公共施設の整備に要する経費の財源に充てるための基金として設置しておるものでございまして、平成30年度の決算の部分の基金の積立金の内訳といたしましては、利息の確定分と、あと施設利用料ということで、ミルク牧場、萌の里と令和元年度の歳入の剰余金等を充てて基金として上げているものでございます。現在、令和元年度末の当該基金の残高といたしまして約8億4,000万円ほどあるところでございます。

基金の取崩しにつきましては、私の記憶では特になかったのではと思っております、直近では。基金の取崩しについてはちょっと確認させてもらってよろしいでしょうか。

お手元に配付してあります決算書の一番最後のページに、基金ということで表があるかと思えます。2の特定目的基金の一覧の中に公共施設整備基金ということで記載をさせていただいております、決算年度中、昨年度中の増減高は一応ゼロとなっておりますところでございます。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）私がちょっと勘違いしておりました。公共施設というのはほかにもいっぱいありましたね。私は、総合体育館は予算が取れた、その後の運動公園の予算のための専用の基金かと勘違いしておりました。

それから、136ページの負担金、補助及び交付金の農業次世代人材投資資金というのが1,875万円出ておりますが、この金額を見ると、新たに新規農業者が増えたのかなというような感じがいたしまして、大変喜ばしいと思えますが、この数年の新規農業者の状況は大体どのようになっておられますか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）農業次世代人材投資資金のお尋ねでございます。これは旧青年就農給付金でございます。新規就農を行った場合に、個人であれば150万円、夫婦の場合が225万円の年間の交付、5年間の継続交付ができるというような内容でございます。

最近の推移ということでございます。この事業は平成24年度に始まりまして、これまでに延べで、今年度も含めると30名が対象人数になります。昨年度までの総支給額でございますと1億4,900万円余りということですよ。

それぞれの経営について見てみますと、比較的全体の、感覚的なお話ですが、7割ぐらいが親元就農で経営分離をしているというような状況で、親元就農については非常に全体的に安定的な経営につながっているのかなと。5年間の給付対象が切れた後は、もうすぐにも認定農家にできるような、そういう状況かなというふうに感じております。残り2割、3割の全くの新規就農の方については、営農継続はされておるという状況ですが、なかなか定着が厳しいというような状況があるようでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）では、昨年新しく農業を始めたという新規農業者は何名ぐらいか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）昨年度は2名、新規に就農しております。ちなみに申しますなら、今年は6名4組でございます。増えたり減ったりという感じですかね。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

74ページ、これは委員会のおきに話はしておりましたが、西原支部保護司というところで1,500万円ほどあります。これ、外3件ということで出ておりますが、この件については、生活交通維持のためのそこに千三百何十万円か入っていると思うんです。この4件、説明をお願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤博君）お答えいたします。

先般、総務福祉常任委員会の中でその他ということでお尋ねがあった件でございます。補足して説明させていただきますと、西原支部保護司会活動補助金外3件の内訳でございますが、まず西原支部保護司会の活動補助金といたしまして15万円でございます。それと、外3件のうちの1つが、産交バス、中央バス運行に伴います特別対策補助金といたしまして1,331万8,000円でございます。次に、賃貸住宅建築融資の利子補給補助金でございます。これが189万6,882円でございます。最後に、西原村自衛隊家族会活動補助金として3万円、以上の内訳になっております。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）先ほどから外何件というのが問題になっているわけです。ここの場合なんかでいったら、実際に言ったら一番金額が多い1,300万円以上あるのを書かずに、少ない、要するにこれだったら、普通見ている探しださないですよ。1,300万円ということですが、バス、これは以前、村長に一般質問しましたけれども、どういう人が利用しているのか、大体どれぐらいがそれを利用しているのか、そして、ましてやこれがなければ絶対駄目だという人がどれぐらいおるのか、そういうのも調査されておるのかなと。これは、ここにもこれをなくすわけにはいかんというような感じで書いてあるんですが、それなりの理由がないといけないと思いますし、また、これは大津町、益城町からも出されていますので、そちらのほうもどれぐらいの人が利用しているのかなと、そこらあたりが分かるのであれば答弁をお願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）今回の補助金の申請に伴いまして、申請書に基づく様式に基づいてお調べをさせていただきました。

今回の補助金につきましては、一部を県の補助金を財源といたしまして支払っているものでございまして、今現在産交バスのほうで運行しております木山営業所から大津営業所、大津産交まで4路線ございしますが、その分の輸送の人員に基づく料金収入の経常収入と、人件費とか車両修繕の経常費用の差額でございまして経常的な欠損額に対して、路線の沿線自治体でございまして西原村、益城町、大津町によりまして路線の実車走行距離に応じて補助金を交付しているものでございます。

この補助金の申請の計画といいますか実績諸表では、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの4系統路線の輸送人員を基にいたしてございまして、その数値を説明させていただきますが、路線系統の1として木山産交、山西、森、大津産交であれば、これはもう全部の輸送になりますので西原村だけではございませんが、トータルで4,303人、系統2の木山産交、山西、下岩坂、大津産交につきましては5,242人、系統3の土林、山西、森、大津産交につきましては1,456人、系統4の土林、山西、下岩坂、大津産交につきましては1,273人ということでの数字が上がってきているところでございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）これは年間か。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間ということでございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）年間でこれだけの人が乗っているということですよ。ということは、1日に換算したら、私が見るときはいつも乗っておられないんですよ。だから、どこからどこまでが一番乗っておられるのかなと。通学・通勤、そういうので乗っておられるのが多いのかな、それとも病院とか買物に行くとかそういうので乗っておられるのが多いのか、そこらあたりをやっぱりきちんと調べて、大体この金額に、実際に言ったら、私たちから言ったらこの金額が見合うとか見合わんとかそういう問題じゃないんですよ。要するに、それだけの利用価値が今あるのかなというのをやっぱり考えていかなくちゃならないんじゃないかなと。

これ、産交バスさんは廃止路線として出しておられます。要するに自分たちではできないということになっておるわけです。それを西原村は以前から、これはもう何十年というところでバスを木山から大津までありました。当時は自動車も少なかった。そしてこの路線しかなかったんです。だからこれが

必要だったんです。今はもう個人で、家でも1人1台自動車を持っていますよね。今は本当に利用される方が本当にどれぐらいいるのかというのは調べておかななくてはいけないんじゃないかな。やっぱりこれ、税金を使ってやっているわけですよ。

だから、そういう面も考えて、本当に今後これをずっと続けるのか、どこかで考えなくてはならないんじゃないかなというふうに思います。

そこらあたりで、これは福祉タクシー、それとの兼ね合いでも分かるんです。要するに、福祉タクシーも今は西原タクシーさんがされていますが、西原タクシーさんも本当にいつまでされるのか分からない。そうなると、福祉タクシーだって今度は大津か何かに頼まなくてはならなくなるとかそういうふうなのも考えていくと、やっぱり交通とかそういうのも西原村は考えていかななくてはならないんじゃないかな、そういう今、時期にもう来ているんじゃないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

本村の方向性としてしましては、今現在においても本村住民の貴重な唯一残された公共交通であると理解しておりますので、残していく形で考えておりますが、ただ、益城町と大津町とつながっている関係もございまして、本村単独だけでこれを見直しという議論についてはなかなか難しいものがあるのかなと認識しております。ただ、近い将来、そういった議員ご指摘の部分についてはいろいろ念頭に置いていきながら、調査なり検討していくところは必要かなと理解いたします。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）やっぱり西原村が一番この件についてはありがたい、大津町、益城町さんに補助してもらっているということで、それは分かりません。

しかしながら、大津町、益城町さんにしても、要するにここの路線をどうしていったら、じゃ皆さん方も使えるのかという話合いなんかをされたことはあるのかなと。そういう面も考えて、今から先は交通網もだんだん変わってくると思うんです。大津町も今度は空港ができ、今度は空港までのバスとかそういうのも使えれば、今度は逆に言ったら、空港線に行くバスを使ったほうが利用価値が出てくるんです。そういうことを考えたら、ほかのことを考えていかれたほうが住民のためになると。そういうものを考えながら何か今後やってもらいたいなというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えします。

ご指摘の部分については、当然頭に入れておくべきと理解しております。

益城町と大津町さんとの話合いといいますか、これは別件でございました

が、昨年度は1回、益城町さんのほうで町内のバス路線の見直しというのが一つございまして、それがあったものですから産交バスも入れて、益城町、大津町、西原村のほうで1回話合いの場を持ったところでございます。その話合いも、あくまでも今の路線の見直しとか廃止ということではございませんでしたが、今後そういった協議の場は、関係性を持っていきながら、検討していく必要があればやっていきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）休憩後に総括して質疑をお伺いして、採決に入りたいと思っております。

暫時休憩します。

（午後 2時47分）

（午後 3時00分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

まず冒頭、先ほどの上野議員の質疑の中で基金のお話がありました。補足の説明をするということですので答弁を行います。

村長。

○村長（日置和彦君）先ほどの議員の質問の中で、上野議員もちょっと勘違いしておったという話でありますけれども、公共整備の基金はもともと体育館を造るために積み増してきました。年度の途中でも金に余裕があるときにはそちらに回したということで、3年ぐらい前までは3億円ぐらいだったんです。今は8億4,000万円、全ての基金の残高が39億円と財調が19億円という、財調は何に使ってもよろしゅうございますけれども、公共整備基金は公共の例えば体育館とか、あるいは今、給食を作るならということで給食室、公共の仕事には何でもいいということでありますので、近い将来には社協のほうも手狭ということで拡張せんと、団塊の世代が2025年には後期高齢者となりますので、そういったところも今後は考えていかならないということで、公共整備のほうの基金を使わせていただければなというふうに思っております。

ということで、もともとは体育館を造るために始めた基金でございます。おかげさまで、結局8億4,000万円ほどたまっております。全体で39億円、財調が19億円ということでありますので、財政的には少しだけ余裕が出てきたかなというふうな思いも持っております。昨年1年間で9億円ぐらい全体的に基金の残高が増えたというところもございまして、そこら辺は申し上げておきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）上野議員、よございますか。

○6番議員（上野正博君）はい。

○議長（宮田勝則君） それでは、ここで歳入歳出について一括して質疑をお受けします。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君） それでは、決算書の審議はある程度終わったみたいなんで、私のほうからは今度、財産に関する調書、別表のほうから質問と、あとは主要な施策の成果に関する説明書の疑問点をちょっと質問いたします。

まずは、調書の（3）有価証券及び出資による権利ということで、ここには出資金、証券等、出捐金についての記載があります。その中で、出資金は配当とかいうものがある、見返りがあるお金でございますが、出捐金については今は見返りがないお金ということになります。その中で金額の大きい、今は熊本テクノポリス財団出捐金684万円とかありますが、これ果たして、ここに計上してありますが意味はあるのかなど。常にここに計上してあるというのは、単年で出したお金なのか、毎年このお金を出しているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君） 総務課長。

○総務課長（須藤 博君） お答えいたします。

ご質問につきましては、先般の総務福祉常任委員会のほうでお尋ねがあった点でございますので、私のほうでちょっとお調べをさせていただいたものでございます。

この出捐金につきましては、議員の今のご説明の中にもありましたが、行政、地方公共団体といたしまして、公有財産に含まれる出資による権利といたしまして、株式会社等に対する出資と同じく、社団法人や財団法人に対する出捐に伴う地方公共団体の権利とされているものでございます。

決算書記載の熊本テクノポリス財団出捐金につきましては、平成7年度におきまして、本村が当時の財団のほうのバイオ研究開発基金への出捐としたものでございました。本村以外にも益城町、菊陽町、菊池市、旭志村、大津町、民間の同仁化学研究所が出しておるという状況でございました。

当財団につきましては、各自治体等からの出捐金をもちましてバイオ開発研究基金の原資とされまして、その基金を元に県内のバイオ研究開発の関する事業等に活用されてきておるところでございます。

熊本テクノポリス財団につきましては、昭和58年11月に設立をされました以降、平成13年におきまして熊本テクノポリス技術開発基金と熊本県中小企業振興公社と統合されまして、現在はくまもと産業支援財団となっている状況でございます。

今の出捐分の活用状況につきまして財団のほうへ確認いたしましたところ、熊本産業創生基金として継承されまして、引き続きバイオ研究開発に向けた助成事業を中心とした事業を実施されておるというところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）今言われたとおり、今は熊本テクノポリス財団はないのに何でこんなのかということで質問させていただきましたが、まだバイオ開発もされ、名前を変えてでもされているということで納得したところです。もう本当に全然ないような財団については、こういうのがいつまでも必要ではないのかというところの質問でございました。

続きまして、次の物品なんですけれども、下の中通路に置いてありますホイールローダーです。これが、災害時はよそは災害があったら業者に委託しますが、現役のときもうちは資格取得を私も含めて十数名ぐらい職員が持っていて、災害時はいきなり、もうどこかが崩落しているよといったらヘルメットをかぶってすぐその対処をするというところは機動力があって、うちの役場はよそに負けない機動力があるなと思っておりました。

その中で、多分このホイールローダーはナンバーがついて、元税務課ですので、所属は当時は西原村にあったと思います。その中でこの物品が西原村の今も登録であれば、特殊自動車のところは1という計上があるべきではなからうかと思うんですが、ここに計上してない、どういうことかなということと、あとは、やはりいきなり職員が災害現場に乗っていった場合に、保険は自賠責、任意保険、いろいろありますが、掛けてあるのかなということと、昨年度、小型特殊自動車の私、トラクターの質問をしました。小型車の特殊自動車においても、作業機が1m70cmを超したら大型特殊になると、去年変わったということで、先ほど昼休みに作業機であるバケットを測りましたら172cm、170cmを超しておるということであれば、大型免許なのか小型免許そのままでいいのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず、車両の所有者についてでございますが、確認いたしましたところ西原村堆肥センター管理運営組合の所有ということになっております。ただ、課税名義につきましては、当時組合が法人格でないということから、西原村名義として課税台帳で登録を行っていたという経緯がございます。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）ホイールローダーは、堆肥センターの建設の際に導入が行われているというふうに伺っておるところです。保険については、今でも毎年更新されておりました、農協の保険に加入しております。

あと、1.7mを超えるということです。これは大型の対象になると思います。ですので、あのご質問以降、恐らく使っていないんじゃないかなというふうに理解しております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）その当時の堆肥センター所有ということであれば税

務課長にお尋ねしますが、堆肥センターにホイルローダーがあと1台大型があります。あれは課税対象物件なんでしょうか。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君）それをちょっと確認させていただいて、答弁させていただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）堆肥センターにローダーが多分2台あるかなど。1台は大型、すごく大きいやつです。それともう一台は、多分そこにあるのと同じぐらいのサイズかと思いますが、この2台は村の備品ということで備品台帳には登載してございますが、こちらには登載がないということで、これは登載漏れでございます。次年度、計上させていただければというふうに思っております。申し訳ございません。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）堆肥センター所有であれば、今の登録上、課税物件ではなかろうかと思っておりますので、車両の登録変更が必要ではないかと思っております。

あと、今ふと気づいたんですけれども、170cmというのは農作業機というところじゃなかったかと思うんで、ひょっとしたら小型特殊の免許で、そのあたりも、お互いちょっと首を振っていますので、後日でよろしいので、そこらを調べてお答え願えればと思います。

まず、堆肥センターであれば堆肥センターの登録のし直しというのは、それかどっちに所有権を持ってくるかというのはしなければならぬのかなと思います。

続きまして……

○議長（宮田勝則君）堀田議員、ちょっと待ってください。今のは大きなミスにつながりかねませんので。

産業課長。

○産業課長（南利孝文君）登録についてですが、当然、村の備品台帳に載っておるということですので、課税上も村の登録になっております。ですので、大変申し訳ございません、2台備品台帳に載せておりました1台が管理組合の所有ということです。ここは若干違います。堆肥センターの管理組合に委託しているのが今の堆肥センターの運営でございますので、その組合に対して寄附をされたのが今、下にある1台でございます。残りは事業で導入した堆肥センター運営のための2台でございますので、これは村の所有ということで、村の登録になっておるというふうに思います。

それと、1.7mの話ですが、私も申し訳ございません、農家さん中心に物を考えてしまいますので、トラクターのことしか頭にございませんでした。ホイルローダーについてはちょっと勉強させていただいて、またご回答させ

ていただければと思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）では、よろしく願いいたします。

続きまして今度、主要な施策の成果ですけれども、30ページ、（3）企業誘致です。この記載の中で先端設備等導入計画という言葉が出てきています。これはどのような計画なのか。

また、3件認定されてきたとありますが、これは企業さんから申請されたものか、こちらから申請されませんかとお誘いされたものかということと、認定されると3年間の償却資産税が特例で免税されるが、これは村にとっては税収が減るということで、不利益になります。しかし、これを上回るメリットがあるからこそ、この計画があるんだろうと思います。そのメリットというのはどういうものか、お尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの堀田議員のご質問に対してお答えいたします。

これは、30ページのほうにも書いてありますとおり、平成30年に国の税制改正大綱が出されまして、その中での生産性向上の特別措置法という形で出てきた部分でございます。こちらにつきましては、中小企業の実現していくということで、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資の支援をするという形での施策になっております。こちらは、実施事業者から申請が上がってきて、村のほうで認定するという形になっております。

それと、あと固定資産税の償却資産課税の特例ということでございますが、こちらにつきましては一応3年間の減税がなされます。その減税で下がった分につきましては、普通交付税の算定で減収分という形での算入をされて、国からの交付税としての補填があるという形になっております。あと、これが丸々ではございませんが、それで各企業が生産性の向上をされて、あとは法人税等の増収につながっていくというふうに見ております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）心配していた免税分については普通交付税で補填、それに対するメリットは法人税の増収ということで理解してよろしいということですね。了解しました。

それでは、4番です。消費者行政強化事業、これについてですけれども、国・県の交付金を活用して消費生活相談員派遣による相談窓口を設置され、36件の相談があったということですが、私も役場にちょいちょい来ますけれども、たまに見るといつも1人で座っておられるというのしか見ません。もう本当にもったいないなと思っております。

先ほど河上監査委員さんからも報告にありましてとおおり、税務課の徴収、関係課と連携して滞納整理をしなさいというようなご指摘がありました。

税務課でも滞納処分をする中で、本当に悪質なものの、悪質でないもの、生活困窮によって滞納する者という3つのパターンがあります。やはり悪質でない生活困窮者の滞納者は数多くおられます。そういう方について、私たち行政は取るばかりじゃなくて、そういう人たちの生活再建、消費相談、そのあたりをこういう専門家の方と連携していけば、生活苦で最悪自殺というのにも結構ありますけれども、そういう悲しい出来事を防ぐことにもつながりはせんだろうかと思えます。

そういうところで、こういう税務課とのタイアップはできないものかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）それでは、お答えいたします。

一応、企画商工課のほうでは、消費者行政という形で、現在、菊陽町と大津町と広域連携しながら協定を結んで実施している状況であります。今、堀田議員が言われましたように、税務関係の部分等もあるということであれば税務課あたりと協議をしながら進めてまいりたいと思えます。以上です。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君）税務課のほうでも、よく納税が困難な方等の納税相談等があります。その場合も、いろいろ個々の事情を聞きながら、今、要は自営業の方ですとか、個人の方もそうなんですけれども、そういった金融機関からお金を借りていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういう場合、今、企画商工課で行っている消費者相談窓口を案内したりしております。別途、今、熊本商工会議所の中にも中小企業再生支援協議会というのが設けられておまして、経営改善とか事業再生の支援相談窓口も開設されておりますので、併せて案内をしているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）やはり住民の対象者の方はお一人ですので、そういう役場がタイアップした生活再建、生活支援をしていただければよいかなど思っております。

最後になります。63ページ、経済農業委員会でございます。③、先ほど上野議員も一般質問で申されました有害鳥獣、これは非常に困っております。私も前回、先月です。農家をしております関係上、今日も家から唐芋畑に入ったよという、どうかしてというふうにありましたということで、今日1日、林田議員と2人で、やはり農家として自衛しなければいけないということで狩猟免許を取得させていただきました。

取得はしたものの、今回これを取得しただけではわなを設置できません。登録をしないとイケないのですけれども、これが今回西原村で7名受けたのかな。それで6名ぐらい通っています。私は議会があるので登録作業を全然していないんですけれども、ある方から登録するのに2万円かかるぞと、ち

よっと大変ぞという話で、ちゅうちょされておると。取るのは取ったけれどもちゅうちょしておると、登録することをですね。

そういう場合に、③の記述の中に、途中から、また、狩猟者の高齢化の対応をするため、農家ハンターの育成を視野に、新規免許取得者への支援を行いました。これは何かなと思うと、先ほど答弁のあったわなかなと思いますが、私は一瞬、こういう取得するにも2万円ほどかかります。その後、登録に2万円ほどかかります。そこの補助かなと思ったんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）おっしゃるとおりでございます。

他町村の状況を見ますと、免許取得時に1万円補助とか2万円補助とかというのがございます。それはそれでおっしゃるように負担軽減のところかなというふうに思うところなんですけど、その後、わなを購入するといった場合に、大体10万円前後ということで伺っております。安くて8万円とかという話もありますが、いずれにしても、その後の負担のほうが非常に大きいということで、しかも、今のところ検討はしていないところですが、免許を取得する際の他町村がやっている1万円、2万円、これは補助対象ではございません。村の全くの手助けということでございます。

わなの購入につきましては、鳥獣被害防止総合対策事業の中で、ほぼ100%で買うことができます。その年の割当てによって若干の誤差はありますが、ほぼ100%で購入することができますので、それを協議会で購入して、新規免許取得者に貸与するというようなことで対応しておるといようなことでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）了解しました。

ということで、先ほど南利課長が言われた一部の補助が他町村であったということで、うちもあっているのかなという質問でございましたが、うちはわなを貸付け、貸与するということですが、今はじゃんじゃん、先ほどの説明で大切畑地区ですか、非常にいい取組をされておるといということで、今後、やはり河原地区もそういう地域によつての捕獲というのが増えるのか。今回の免許取得もかなりの方が取られていたといということで、今後も増えるんじゃないかならうかと思ひます。その辺の有効活用をしていただひてわなのもう少し購入を、全ての人に貸与ができるような施策をしていただひければと思ひます。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）先ほどの説明の中で一つだけ漏れていることがございます。鳥獣被害防止総合対策事業でわなを購入する、その貸付けの対象者は有害鳥獣捕獲隊ではございません。有害鳥獣被害防止実施隊、これは村が委嘱した対象者の方と。これは猟友会のほうから推薦された者といということで

すので、猟友会の方全員が対象ということになってございます。

ですので、いわゆる自分の敷地を守るためにわな等を設置するという場合は自衛捕獲になります。この場合は、猟友会に入らなくとも一定の条件で設置が可能というふうに理解しております。そこが若干漏れるところかなと思いますので、今後の検討課題ということにさせていただきたいと。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）個人としては自衛捕獲のほうに枠を広げていただきたいと思います。というのが、やっぱり農家の方は農業をしながら自己防衛ということですからわけですけれども、猟友会に所属して、今回一斉捕獲するから出てくれとか、そういうことが頻繁になると我が家の仕事がおろそかになってしまいますので、そういう農家の方の意見があるということも承知していただいて、今後進めていただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）大変理解するところでございます。

ただ、近年免許取得行った方たちは、地域の方たちから依頼があればそこに行って設置をしているというところがございますので、若干もうそこはやっぱり差をつける必要は出てくるのかなというふうに思います。その点についてはご理解いただきたいというふうに思うところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第1号、令和元年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議を21日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 3時30分 散 会

第 3 号 (8 月 2 1 日)

令和2年第3回西原村議会定例会会議録

令和2年8月21日、令和2年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和2年8月21日（金曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 認定第 2号 | 令和元年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 3号 | 令和元年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 4号 | 令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 5号 | 令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 6号 | 令和元年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 6 | 報告第 4号 | 令和元年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 7 | 承認第 9号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第9号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第5号）について」 |
| 日程第 8 | 承認第10号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第10号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第6号）について」 |
| 日程第 9 | 議案第81号 | 西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 1 0 議案第 8 2 号 西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 8 3 号 西原村ねたきり老人等介護者手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 8 4 号 村道の路線認定について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	榎原加奈子君
代表監査委員	河上勝彦君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、認定第2号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 西山春作君 登壇 説明）

○会計管理者（西山春作君）おはようございます。

それでは、認定第2号についてご説明いたします。

認定第2号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額10億173万9,000円、調定額10億3,128万7,735円、収入済額9億9,901万1,196円、不納欠損額135万1,500円、収入未済額3,092万5,039円。

5ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額10億173万9,000円、支出済額9億1,138万2,525円、翌年度繰越額0円、不用額9,035万6,475円。

開けてください。

歳入9億9,901万1,196円、歳出9億1,138万2,525円、歳入歳出差引残額8,762万8,671円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額8,762万8,671円。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目は16ページ、一般被保険者第三者納付金ですけれども、第三者行為による納付金だと思いたしますが、これは交通事故によるものか、その他の第三者行為によるものか、また件数を願いたします。

2点目は30ページです。13節の委託料、特定健診データ分析及び受診勧奨業務委託料318万5,600円の支出がされておりますが、これに対しての内容と成果についてご質問いたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員の質問にお答えいたします。

まず、16ページ、一般被保険者第三者納付金についてですけれども、これにつきましては、内容的には交通事故です。件数1件です。

続きまして、30ページ、特定健診データ分析及び受診勧奨業務委託料についてですけれども、これにつきましては業務内容として、西原村における特定健診受診対象者の過去3年間の受診状況や通院歴を分析し、連続受診者、不定期受診者や通院状況により特定健診のお知らせを作成し、対象者に視覚的に分かりやすい受診勧奨に昨年度は努めております。

成果として、対象者の受診動向や年代別受診状況が確認できたこと、また、視覚的に分かりやすいお知らせをしたことで、受診率が暫定ではありますけれども前年比0.5ポイント上昇しております。今後も、対象者に分かりやすい勧奨方法を検討しながら、疾病の早期発見、重症化予防に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）健康保険というのは、国から言わせるとあめとむちの世界です。頑張ればご褒美としてお金をくれる、頑張らなかつたら交付金を減らされるということで、その目安として徴収率とか特定健診の受診率、こういうのが算定基礎になりますので、300万円を使って効果が出て、そして受診率を上げるということで、できるだけ税金というか自主財源を使わず、交付金を上げるというような努力を今後ともしていただきたいと思いたします。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

24ページ、高額療養費です。一般被保険者高額療養費が当初予算よりも1,486万円ぐらいの補正を組んでおります。前年度よりも23.7%上昇したということではありますが、その内容的なものは、もちろん患者数が増えたことと思いたしますが、それにまた大病の患者が現れたのか、そのところの内容を簡単でよいので願いたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの上野議員の質問にお答えいたします。

昨年度、補正を取らせていただくときにも若干お話をさせていただいておりますけれども、対象者数としては、対前年比であまり変化はございませんでした。ただ、やはり一件一件の費用が高額になっていたというのが現状です。中でも増えていたのが、骨折等による疾病がかなり割合的に高くなっておりまして、高額支払いの。やはり、年々、保険者の高齢化に伴って、そのあたりでの骨折等の疾病が増えてきているのかなというふうにも考えております。

今後、そういうところを含めて、先ほど堀田議員の質問にもありました特定健診等の受診者を増やして、疾病等の早期発見につなげ、重症化予防に今後とも努めていきたいというふうにも考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君） よございますか。

○6番議員（上野正博君） はい。

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第2号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君） 全員起立であります。

よって、認定第2号は原案どおり認定されました。

日程第2、認定第3号、令和元年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 西山春作君 登壇 説明）

○会計管理者（西山春作君） それでは、認定第3号についてご説明いたします。

認定第3号、令和元年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算書3ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計、予算現額8億128万2,000円、調定額8億494万4,809円、収入済額8億253万709円、不納欠損額33万7,900円、収入未済額207万6,200円。

7ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額8億128万2,000円、支出済額7億1,481万5,467円、翌

年度繰越額0円、不用額8,646万6,533円。

開けてください。

歳入8億253万709円、歳出7億1,481万5,467円、歳入歳出差引残額8,771万5,242円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額8,771万5,242円。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）それでは、1点質問いたします。

12ページ、過年度分保険料ですけれども、残念なことに33万7,900円の不納欠損がされております。この理由、条文はどこが使われたか、ご質問いたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員の質問にお答えいたします。

不納欠損3件ございます。うち2件は地方税法第15条の7第1項を適用しております。残りの1件については介護保険法第200条第1項、時効ということで不納欠損しております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）この税については、昨日もありましたが、やはり税の公平性というところから厳正に調査してするという中の猶予というところでございますが、第15条の7第1項ということは滞納処分がなかったということで、この条文を使うときも徹底した調査をしてからだと思います。

あと一つ残念なのが、時効を迎えたということで、これは担当者として恥じるべきところでございますが、介護保険料、後に出ます後期高齢、これも保険料です。時効が税は5年に対して料は2年しかありません。その中で、介護保険担当者と後期高齢、少ない人数の中で給付と徴収業務をやっているということで、非常に忙しい中にも徴収業務をしなければならないということで、時効の2年という短い壁の中でやっていくというのは非常に困難なことだと思いますが、法律である以上は、昨日も言いましたが、税務課と連携して適正なる処分を今後ともお願いしたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）今のはお願いですか。

○1番議員（堀田直孝君）お願いです。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）お答えいたします。

ご指摘ありがとうございます。

一昨年も、不納欠損を計上したときに堀田議員のほうからご指摘を受けておりました。そのときには、不納欠損が時効を迎えた物件でございました。今回、執行停止2件と、残念ながら1件時効を迎えてしまいました。

今後も、税務課等と協力しながら時効にならないように努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

ページは23、24です。款2保険給付費、不用額が1,700万円と出ております。利用したお金が6億4,000万円、つまり、不用額が多いということは、利用する方が少なかったという点からいくと、いいことではなかったのじゃないかと思っています。そこら辺に対して課長としてご見解をお願いします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中西議員の質問にお答えいたします。

おっしゃられるとおりです。福祉サービス諸費というのは介護サービスの利用実績に基づき支出しております。よって、不用額が出たということは、それだけ利用実績がなかったということになります。

考えられる要因として、総合生活支援事業、生活支援サービス事業で行う通所サービス等による予防活動及び一般介護予防事業で行っているミニデイサービス、スーパーサロン、ふれあいサロン等の介護予防拠点活動を充実させることにより、支援対象者の早期発見、また運動機能の維持等の活動を行い、支援区分の維持に努めることで介護サービス費の抑制につながっており、今後も予防事業に力を入れていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）常々大変だと思っておりますが、皆さんと協力してやっていただきたいと思えます。

これは、ともかく、サポーター養成講座等を受けられた村民の方々のご協力があつて成り立っているものだと思います。その会合の中で常に出てくるのが、もうちょっとほかの住民の方をお呼びしたいけれども、車の手配とかいろいろ難しい。今、サポーターの方が自分で運転して自分の車で行くことが難しくなっている時代です。事故等の問題もあります。

やっぱりこれだけ成果が出ているということが数字で表れているわけですから、前回もちょっと言いましたけれども、バス等の活用も今後執行部として考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか、村長。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中西議員の質問にお答えします。

前回、議会のほうで、バスといいますかワゴン車等の利用ということでお話があったかと思えます。今後は、どういう方法が一番、サロン等、要は拠点支援活動をする上で有効な輸送手段があるかというのを検討しながら進めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）よろしくお願ひします。

多分、集落単位でいくと11か12の集落が今スーパーサロン等に取り組んでいると思っております。それを50%以上に増やしていけばもっとこの数字も上がっていくのではないかと思っておりますので、そのところをよろしくお願ひします。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませぬか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませぬか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第3号、令和元年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定されました。

日程第3、認定第4号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 西山春作君 登壇 説明）

○会計管理者（西山春作君）それでは、認定第4号についてご説明いたします。

認定第4号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額1億6,099万6,000円、調定額1億6,144万242円、収入済額1億6,144万242円、不納欠損額0円、収入未済額0円。

開けてください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。一番下の歳出合計でございます。

予算現額1億6,099万6,000円、支出済額1億5,754万6,062円、翌年度繰越額0円、不用額344万9,938円。

開けてください。

歳入 1 億 6,144 万 242 円、歳出 1 億 5,754 万 6,062 円、歳入歳出差引残額 389 万 4,180 円、うち基金繰入額 0 円、翌年度繰越額 389 万 4,180 円。

令和 2 年 8 月 18 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第 4 号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、認定第 4 号は原案どおり認定されました。

日程第 4、認定第 5 号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 西山春作君 登壇 説明）

○会計管理者（西山春作君）それでは、認定第 5 号についてご説明いたします。

認定第 5 号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書 1 ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額 1 億 871 万 1,000 円、調定額 1 億 1,164 万 2,118 円、収入済額 1 億 1,160 万 4,068 円、不納欠損額 4,670 円、収入未済額 3 万 3,380 円。

開けてください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額 1 億 871 万 1,000 円、支出済額 8,829 万 1,515 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 2,041 万 9,485 円。

開けてください。

歳入1億1,160万4,068円、歳出8,829万1,515円、歳入歳出差引残額2,331万2,553円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額2,331万2,553円。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）すみません、毎回同じことの話になると思いますけれども、意見書等にも今回の決算において有収率85%等となって、努力はされていると書いてありますし、地震直後から70%台もあったと思うので、そこは敬意を表したいと思います。

ただ言いたいのは、数字でいくと本当に素晴らしいなと思いますけれども、実際、配水量と有収水量の差額を具体的に出しまして計算しますと、1t当たり200t以上は135円になりますから、それを計算しますと、ざっとした計算ですけれども1,100万2,930円が捨てているお金になるということをパーセントではなくて金額として理解して頑張っていたきたいと思って、一言です。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）漏水の率というかロス率に関しましては、去年より確かに減って、管類に関しては結構直ってきているんじゃないかと思っております。

ロス率の原因としましては、一応ポンプを取り替えたりとかという、14ページですか、工事関係をやっていまして、一回工事をやると洗浄したりとかそういう作業が発生します。そういうのが結構主な内容になっているんじゃないかと思っております。

あと、今後なるべく漏水とかロス率がないように努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第5号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定されました。

日程第5、認定第6号、令和元年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) それでは、認定第6号につきましてご説明いたします。

認定第6号、令和元年度西原村工業用水道事業決算報告書2ページをお願いいたします。

令和元年度西原村工業用水道事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。収入、左から区分、予算額合計、決算額の順で読み上げます。

第1款水道事業収益2,005万7,000円、2,119万4,724円、第1項営業収益1,199万2,000円、1,310万132円、第2項営業外収益806万4,000円、809万4,592円、第3項特別利益1,000円、0円。

下の段、支出でございます。

第1款水道事業費2,005万7,000円、1,063万5,750円、第1項営業費用1,152万4,000円、1,014万1,150円、第2項営業外費用50万円、49万4,600円、第3項特別損失1,000円、0円、第4項予備費803万2,000円、0円。

令和2年3月31日、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

3ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出。

支出としまして、第1項建設改良費、予算額785万7,000円、決算額783万4,750円のための支出です。

上の段の収入としましては、第1項企業債、第2項工事負担金、第3項補助金、第4項他会計補助金はございません。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額783万4,750円は、建設改良費積立金712万2,500円、当年度分損益勘定留保資金71万2,250円で補填しております。

令和2年3月31日、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

次の4ページでございます。

キャッシュ・フロー計算書は、現金の収入と支出の動き、資金として必要な現金の出し入れを表した表でございます。

次ページ以降、5ページに損益計算書、6ページに剰余金計算書、8ペー

ジ、9ページに貸借対照表、10ページに事業報告書を添付しております。

次に、12ページをお願いいたします。

本年度の年間給水量は20万7,809 m^3 で、前年比1万3,191 m^3 の増となっております。

次に、(2) 事業収入に関する事項でございます。

営業収益に関しまして、本年度1,200万6,720円、前年比32万3,280円の増額となっております。営業外収益につきまして、本年度778万341円、前年比37万1,391円の減額となっております。詳細としましては、14ページに収入の明細を記載しております。

戻っていただきまして、13ページをお願いいたします。

(3) 事業費用に関する事項でございます。

営業費用につきましては、本年度994万337円、前年比282万556円の減額となっております。主なものとしましては、15ページをお願いいたします。前年度の業務委託料の減によるものが主な要因でございます。

内容としましては以上でございます。認定方よろしくをお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第6号、令和元年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定されました。

日程第6、報告第4号、令和元年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 報告第4号についてご説明いたします。

報告第4号、令和元年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

令和元年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

ここから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定いたしました令和元年度の決算に係ります健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりましてご報告申し上げます。

次のページをお願いします。

初めに、上段の表、令和元年度西原村健全化判断比率について報告いたします。

健全化判断比率でございますが、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率があり、表の右側の欄に記載しております早期健全化基準に対しまして、中央に令和元年度の比率を記載し、各比率が基準を下回っておれば健全な状態であるということになります。

まず、①実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支額について分析するもので、5億3,963万円の黒字になりましたことから実質赤字比率として数値に表すことができないということでございます。

また、②連結実質赤字比率は、今申しました一般会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、工業用水道事業会計及び中央簡易水道事業特別会計を加えた実質収支額で、全ての会計において黒字でありまして、合計では9億3,124万円の黒字になりましたことから、連結実質赤字比率として数値に表すことができないということでございます。

次に、③実質公債費比率は、公債費充当の一般財源等、公営企業債充当の繰出金、一部事務組合等債充当の負担金等、公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、標準財政規模を分母として割った比率の3年平均で、なお分子、分母ともに普通交付税の基準財政需要額算入分を除いて計算することとなっております。早期健全化基準25%に対して5.4%という結果になりました。

次に、④将来負担比率は、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、一部事務組合等負担等見込額、退職手当負担見込額等の将来負担額から充当可能基金及び基準財政需要額算入見込額を差し引いた額を分子といたしまして、標準財政規模から基準財政需要額算入公債費等の額を差し引いたものを分母といたしまして割った比率でございます。分子がマイナスとなり、将来負担比率として数値に表すことができないということでございます。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますことから、西原村の財政状況は健全段階にあるということになります。

次に、下段の表、令和元年度西原村資金不足比率でございますが、公営企業法適用企業として、工業用水道事業会計の資金不足比率でございます。令和元年度の決算におきまして、貸借対照表の流動資産合計1億8,974万5,000

円に対しまして、流動負債合計が68万5,000円であり、差引額が1億8,906万円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値に表すことができないということでございます。

また、公営企業法非適用企業として中央簡易水道事業特別会計の決算でございますが、歳入総額が1億1,160万4,000円に対して歳出総額が8,829万1,000円であり、歳入から歳出を引きました実質収支額が2,331万3,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値に表すことができないということでございます。

したがいまして、両会計ともに経営状況は安定しているということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告第4号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員河上勝彦君に令和元年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 説明）

○代表監査委員（河上勝彦君）西監発第16号、令和2年8月7日、西原村長日置和彦様、西原村監査委員西口義充、同じく河上勝彦。

令和元年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度西原村健全化判断比率、資金不足比率の状況について、その審査を終えたので別紙のとおり意見書を提出します。

本題に入ります。

令和元年度西原村健全化判断比率審査意見書。

1、審査の概要。この健全化判断比率審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施をした。

2、審査の結果。（1）総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）個別意見。令和元年度の①実質赤字比率、②連結実質赤字比率につきましては、黒字となっておりまして、特に問題はないと認められる。③実質公債費率については、令和元年度は5.4%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回り、特に問題はないと認められる。④将来負担比率については、令和元年度は将来負担額より充当可能財源等が上回り、特に問題はないと認められる。

（3）是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

次に、令和元年度西原村資金不足比率審査意見書。

1、審査の概要。この資金不足比率審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果。（1）総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）個別意見。上記の各会計における資金不足比率について、令和元年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、特に問題はないと認められる。

（3）是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）以上で令和元年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

これで、報告第4号、令和元年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

暫時休憩します。

（午前10時57分）

（午前11時14分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、承認第9号、専決処分の報告及び承認について「（専第9号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）承認第9号についてご説明いたします。

承認第9号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第9号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度西原村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億6,574万3,000円とす

る。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月19日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、独り親世帯における子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより大きな負担が生じていることを踏まえ、支援を行う取組として給付金事業を早急に実施する必要がございました。また、休業や外出自粛等により学びや生活等に支障を来している学生への支援として、支援金事業を早急に行う必要がありました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であったことから、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目3ひとり親家庭等福祉費167万円の増額補正でございます。ひとり親世帯特別給付金の増でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費600万円の増額補正でございます。就学支援金の増でございます。

あと、予備費を767万円の減額補正を計上いたしております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

教育委員会の就学支援のほうで、前回説明を受けたときに県外が60名ぐらいと県内が280名ぐらいいるんじゃないかという話を受けて、地域でも何か連絡を取られたことがあるんですけども、現実にどれぐらいの数の方が、今分からないなら今でなくても結構です。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまの中西議員の質問にお答えいたします。

これにつきましては、7月末現在で一応締切りをしております。先ほど申された人数は予定でありまして、実際に今確定している人数は、1万円が226名、5万円が56名ということで、合計282名ということになっております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

こういうことで、コロナの感染対策ということで急遽やっておられるとい

うことですが、ちょっと見ていて、財源は一応村の一般財源となっておりますが、こういう感染対策は国がいろいろと出しておると思います。それについての財源は後でまた来るのかな、どうかなというところでありまして、村単独でやったのかどうなのかということで、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今回の専決させていただきました分につきましては、緊急を要するという
ことで予備費を充当させていただいておりますが、あとの後日審議させてい
ただきます補正予算の中で、財源の一部としては、国からの新型コロナウイルス
に対します地方創生臨時交付金がございます、その分を一部充ててい
るという形で、後で財源のほうは組み替えるという形を考えているところ
でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）ということは、一応これは国からのお金が充当され
るという解釈でいいですか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）全額の場合もございますし一部充当する場合もござ
いますが、後日の補正予算の審議の中で、またそこら辺の予算の分はご説明
させていただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第9号、専決処分の報告及び承認について「（専第9号）令和2年度
西原村一般会計補正予算（第5号）について」、原案どおり決することに賛
成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第9号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第8、承認第10号、専決処分の報告及び承認について「（専第10号）
令和2年度西原村一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）承認第10号についてご説明いたします。

承認第10号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第10号、令和2年度西原村一般会計補正予算(第6号)。

令和2年度西原村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億6,964万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年7月15日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

令和2年7月3日から14日にかけて発生いたしました豪雨災害により、村道、河川、農地及び農業用施設が被災し、8月下旬から10月上旬にかけての災害査定を受けるための測量設計や崩土撤去の委託、また、のり面増破を防ぐための緊急的な復旧工事を早期に実施する必要がございました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であったことから、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目4災害復旧費県補助金390万円の増額補正でございます。農地等災害復旧事業委託費県補助金の増額でございます。

次に、7ページから歳出でございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費857万9,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧測量設計委託料の増額でございます。款同じく項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費1,370万円の増額補正でございます。道路橋りょう等災害復旧測量設計委託料、道路橋りょう等災害復旧崩土撤去等委託料及び工事請負費の増額でございます。

あと、予備費を1,837万9,000円の減額補正を計上いたしております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員(山下一義君) 今回の豪雨によって農地等の災害復旧費が補正で組

まれておりますけれども、今回の農家での災害によつての負担割合は大体どれくらいになりますか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）お答えいたします。

今年にしましては、7月3日から7月14日にかけての梅雨前線豪雨につきましては、農災にしましてはもう激甚の通知が来ております。したがいまして、今年住民さんに説明するとき、一応農地が90%と施設が95%ぐらい補助があるだろうということでお話をしております。その際、村の負担を除きまして、100万円の場合は農地が大体6万5,000円負担がありますよと、施設のほうは、100万円としたときにはおよそ2万5,000円ぐらいになりますよということの説明をしております。

現在のところ、農地が73件、施設が9件の申請があつております。これにしましては、住民さんから被害届が出た時点で被害の状況を職員が現地確認します。それからもう一回住民さんに来ていただいて、ここはこれぐらいかかりますので負担金が幾らぐらいになりますよという相談をして、初めて査定に出すような形をしております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）よございますか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第10号、専決処分の報告及び承認について「（専第10号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第6号）について」、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よつて、承認第10号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第9、議案第81号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

（住民福祉課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○住民福祉課長（藤吉昌也君）議案第81号についてご説明いたします。

議案第81号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことに伴い、再交付手数料に関する規定を削除するため、西原村手数料徴収条例の一部を改正する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

2枚目に条例の改め文、3枚目に新旧対照表を添付しております。

新旧対照表を見ていただきたいと思いますが、第2条第1項第23号の再交付手数料の規定を削除しております。

施行期日は、公布の日から施行するということになります。

参考資料として、お手元に広報西原6月号を配付させていただいております。村民の方には、廃止という形で6月の広報でお知らせをしております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第81号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第81号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第82号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

（住民福祉課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○住民福祉課長（藤吉昌也君）議案第82号についてご説明いたします。

議案第82号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由としまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、国の特定教育・保育

施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたため、本条例に関する規定について所要の改正を行う必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

2枚目に条例の改め文、新旧対照表を添付しております。

ここからは、皆さん方にお配りしております西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要を基にご説明させていただきます。

まず、1、条例改正の趣旨としまして、昨年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されております。それに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正され、1年を経過するまで市町村条例で定めなさいということになっており、今回、国が定めた基準を市町村基準とみなす経過措置が、申しましたとおり1年間なされております。これに伴い、本条例の関係する規定について所要の改正を行う必要がございます。

2、主な内容としまして、内閣府令による基準府令の改正内容としまして、①幼児教育・保育の無償化に伴う食事、副食費ということでありますが、副食の提供に要する費用の取扱いの変更、第13条第4項関係でございます。食事の提供に要する費用は対象外、言葉で免除という形で今使っておりますが、免除する費用を除き、保護者から支払いを受けることができると規定しております。対象外（免除）とする費用は、保育所及び幼稚園等を利用する満3歳以上の子どものうち一定の所得未満の世帯に対する費用、第3子以降の子どもに対する費用及び満3歳。0歳から2歳ですね、の子どもに対する費用を除くということになっております。

下のほうに表をつけております。3歳から5歳、1号認定というのが幼稚園等でございます。2号認定というのが保育園というふうにお考えいただきたいと思っております。

無償化前は、2号認定、例えばにしはら保育園でしたらば保育料の中に副食費が含まれているということでございます。昨年10月以降、保育料の無償化に伴いまして、副食費は保護者負担ということで、3歳以上の保育料につきましては全額無料、副食費につきましては、ここに書いてある年収360万円未満相当世帯及び第3者以降は免除という規定がなされております。

②としまして、用語の整理その他所要の改正ということで、基準内容を実質的に変更するものではございませんが、法の改正により「支給認定」を「教育・保育給付認定」といった法の改正に伴います用語の整理、新旧対照表を見ていただくと分かると思っております。ほとんど「支給認定」を「教育・保育給付認定」といった形に用語を改めております。それと、内閣府令による基準府令の改正と同様の改正を今回やらせていただいております。

施行期日につきましては、公布の日から施行するというようになっており

ます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

すみません、訂正させていただきます。

今、私は下の表で「第3者」と言ったということですが、「第3子」です。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第82号、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第82号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第83号、西原村ねたきり老人等介護者手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

（住民福祉課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○住民福祉課長（藤吉昌也君）議案第83号についてご説明いたします。

議案第83号、西原村ねたきり老人等介護者手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村ねたきり老人等介護者手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由としまして、西原村ねたきり老人等介護者手当支給に関する条例中の用語を訂正する必要があるがございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

2枚目に条例の改め文、3枚目に新旧対照表を添付しております。

新旧対照表を見ていただきたいと思いますと思いますが、現在「痴呆症」という言葉は使っておりません。痴呆症という言葉は「認知症」という用語を使っておりますので、この新旧対照表のとおり、全部「痴呆症」を「認知症」に用語を改めるということで、今回の改正に出させていただきます。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第83号、西原村ねたきり老人等介護者手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第83号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第84号、村道の路線認定についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、議案第84号を説明いたします。

議案第84号、村道の路線認定について。

道路法第8条第1項の規定により、下記の村道路線を認定することとする。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

路線名、起点、終点の順に読み上げます。古閑西方1号線、起終点とも鳥子の野添になります。古閑西方2号線、起終点とも鳥子の野添になります。先の原1号線、起終点とも大切畑鶴になります。先の原2号線、起終点とも大切畑鶴になります。下小森1号線、起終点とも小森の前鶴になります。布田堤・北道角線、起終点とも布田の北道角になります。古閑東方1号線、起点、鳥子の古閑、終点、小森字風当鶴、古閑・大切畑線、起点、鳥子字古閑、終点、小森字大切畑鶴。

提案理由としまして、村道路線認定は、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由でございます。

続きまして、参考資料としまして位置図を添付しております。それぞれの路線につきましては、丸が起点、矢印が終点となります。

なお、ここに参考資料として記載してございます起終点の地番に関しましては、工事の都合上、今後、分筆や合筆等があり、変更になる可能性があることを申し添えます。

内容としましては以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

委員会るとき報告を受けまして審議しましたが、その中で漏れたといいますか、確認不足だったのですが、これは一応、村道となれば春と秋の道路品評会の対象というか、そういうことになると、集落内はある程度はみんな認識されておると思いますが、ここでいう大切畑の河川道というか、ああいうの辺りは地元というか大切畑の路線の延長になると思います。その辺のほうはどういう考えておられるのか、お願いします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）今度新しくお願いしました村道に関しましては、地元の集落とも協議をしております、古閑から大切畑に行く河川沿い、圃場整備沿いの村道に関しましても自分たちで切りますということで、もともとここは圃場整備ののり面なもので、その田んぼ、田んぼの受益者さんたちが個人で切られていたみたいで、あまりそんな負担にはならないということで、延長で延びてお金がようけもらえるんだったらお願いしますということで話を受けております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

今のところなんです、河川敷を県が切って今やっているんです。大切畑と風当で分けてやっているんですよ。その点は今後どうなるのか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）河川に関してはこれまでどおりやろうかと思っています。河川も去年ですか、県のほうから下の草を切らないでくださいということで、それはそれで結構地元からイノシシの巣になっているとかという要望が上がってまして、一応、県のほうでどうにか切ってもらえないかというのは再三お願いをしているところです。

今年、もしかしたら浚渫、泥を取るということで、県も予算の獲得でお願いしているということを伺っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）大切畑のほうは、道路沿いというのは今まで分けてやっておったんですが、田んぼのほうはできるんですよ。そこらあたりをきちんとしておいてもらわないと、県のほうに多分申請されると思いますので、そこらあたりは風当、大切畑とどこまでやれるのか、そういうものをきちんとしておいてもらいたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

- 議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第84号、村道の路線認定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第84号は原案どおり可決されました。
以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は24日午前10時より行います。
本日はこれをもって散会します。

午前11時57分 散会

第 4 号 (8 月 2 4 日)

令和2年第3回西原村議会定例会会議録

令和2年8月24日、令和2年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和2年8月24日（月曜日） 議事日程第4号

- | | | |
|--------|---------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 85号 | 令和2年度西原村一般会計補正予算（第7号）
について |
| 日程第 2 | 議案第 86号 | 令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 3 | 議案第 87号 | 令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 4 | 議案第 88号 | 令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 5 | 議案第 89号 | 令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 6 | 議案第 90号 | 令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 議案第 91号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 日程第 8 | 同意第 2号 | 西原村教育長の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 9 | 同意第 3号 | 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 10 | 同意第 4号 | 西原村農業委員の認定農業者等の数につき同意を求めることについて |

- 日程第 1 1 同意第 5 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 2 同意第 6 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 3 同意第 7 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 4 同意第 8 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 5 同意第 9 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 6 同意第 1 0 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 7 同意第 1 2 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 8 同意第 1 3 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 9 同意第 1 4 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 0 同意第 1 6 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 1 同意第 1 1 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 2 同意第 1 5 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 3 発議第 3 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣
について

- 日程第 2 4 発議第 4 号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 2 5 発議第 5 号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方
財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求
める意見書」について
- 日程第 2 6 組合議会報告について
- 日程第 2 7 委員会の閉会中の継続調査申出について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第85号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

議案第85号についてご説明いたします。

議案第85号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度西原村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億9,575万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億6,540万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いします。

第2表、地方債補正でございます。

1、変更。

起債の目的、1、臨時財政対策債、4、公共事業等債（道路新設改良事業）。

補正前、限度額1億1,300万円、1,990万円。

起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

補正後、限度額1億2,980万円、4,720万円。

起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

以上でございます。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税4,985万円の減額補正

でございます。普通交付税額確定による減額及び特別交付税措置分の増額でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金3,965万5,000円の増額補正でございます。社会資本整備総合交付金（道路橋梁事業）の増額でございます。

款項同じく、目5教育費国庫補助金2,011万円の増額補正でございます。公立学校情報機器整備費補助金等の増額でございます。

款項同じく、目6総務費国庫補助金1億145万8,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増額でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目5総務費県補助金3,394万3,000円の増額補正でございます。熊本地震復興基金交付金等の増額でございます。

9ページをお願いいたします。

款18寄付金、項1寄付金、目3ふるさと納税寄付金2億4,000万円の増額補正でございます。ふるさと納税寄附金等の増額でございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金4億3,963万2,000円の増額補正でございます。前年度剰余金確定によるものでございます。

款22村債、項1村債、目1臨時財政対策債1,680万円の増額補正でございます。

款項同じく、目2公共事業等債2,730万円の増額補正でございます。

次に、10ページからの歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費5億8,050万円の増額補正でございます。決算に伴う財政調整基金への積立て分等でございます。

款項同じく、目8企画費1億4,343万2,000円の増額補正でございます。ふるさと納税寄附返礼品関連予算等の増額でございます。

款項同じく、目16震災復興費2,600万円の増額補正でございます。住まいの再建継続利用支援事業関連予算等の増額でございます。

11ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目5社会福祉施設管理費1,666万4,000円の増額補正でございます。地域福祉センター空調機更新工事に伴う増額でございます。

13ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費2,000万円の増額補正でございます。村道維持補修工事に伴う増額でございます。

款項同じく、目2道路新設改良費8,995万1,000円の増額補正でございます。道路新設改良工事請負費及び公有財産購入費の増額でございます。

14ページをお願いします。

款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費3,747万4,000円の増額補正で

ございます。山西小学校及び河原小学校のタブレット端末購入に伴う増額で
ございます。

款同じく、項3 中学校費、目1 学校管理費1,864万8,000円の増額補正で
ございます。西原中学校給食室改築設計委託料等の増額でございます。

款項同じく、目2 教育振興費1,878万3,000円の増額補正でございます。タ
ブレット端末購入費の増額でございます。

15ページをお願いします。

款9 教育費、項4 社会教育費、目4 震災対策費1,308万2,000円の増額補正
でございます。地域コミュニティ施設等再建支援事業交付金等の増額でござ
います。

款11公債費、項1 公債費、目1 元金2億159万3,000円の減額補正でござい
ます。財政融資資金元金等の減額補正等でございます。

16ページをお願いします。

款13予備費9,466万3,000円の増額補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

14ページになります。

タブレットですけれども、これが小中合わせて600台ほど購入されます。

これは、全国で国のほうがやっていると思いますけれども、いつ頃から使用
できるようになるのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまの坂本議員のご質問にお答えいたします。

今現在、LAN工事の整備を発注して受注しております。それが終わり次
第、タブレットを今回補正でお願いして、購入を大体来年の1月頃を予定し
ております。その後調整をしまして、年度内には使えるようにしていきたい
というふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）今回は全国一遍に買われるような感じになりますと、
すぐこっちが言った数が入ってくるのかというのが心配なのと、あとタブレ
ットがどういうふうな使い方をされるのかというのが、タブレット購入とい
うふうに聞いているんですけども、まず、これは個人の持ち物ではないと。
教育委員会か学校になると思いますけれども、またタブレットですと、充電
を毎日されるとは思いますけど、それだけ1日で全部が充電できるように、そ
ういうのも整備されているのかということと、持ち物が誰というふうになるの
か、あとはどういった内容の勉強でこういったものを使うかの説明をお願い

いたします。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまのご質問にお答えいたします。

一応、持ち物に関しましては学校の備品という扱いになっていくと思いません。

それと、一度に購入ということで全国的な取扱いになっておりますが、今、メーカーのほうも全国に向けていろんな機種を発注というか、製造しております。多分、年度内には間違いなく入るということですのでうちは予定しております。うちは3校ですので、まだほかの町村に比べますと数的には少ないので、大丈夫かなというふうに思っております。

それと、今からのタブレットの使用なんですけど、できれば1日一、二時間のICTの教育関係に使っていききたいと。まずは国の施策としては、ICT授業の充実を図るということで国の施策がなっておりますので、その辺でいろんな方面で学習に使っていききたいというふうに思っております。

それと、充電につきましては、LAN工事と一緒に各クラスに充電保管庫を設置するというので発注しておりますので、使ったら保管庫に入れて充電をするというふうに一応考えております。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

12ページと13ページになります。目2の農業総務費で構造改善センター玄関扉自動ドア化工事と、13ページは観光費の中に萌の里の自動ドア改修工事とありますけれども、自動ドアをコロナ対策として改修工事されるのか、お伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）まず、構造改善センターの自動ドア化ということでございます。あの、事の発端は、全国自動ドア産業振興会というところがございまして、そこから1台分、これは扉等設置工事まででありますけれども、電気工事等は含まないわけではありますが、それについて1台寄贈するというような企画がございまして、応募いたしましたところ採択されたというのが事の発端でございます。

その業務を進めてくる中で、コロナ対策創生交付金のほうでも対象になるんではなかろうかというようなことになったので、今回そちらのほうにも希望を出しているというところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）企画課長。

○企画商工課長（林田浩之君）山下議員の質問にお答えします。

13ページの観光費の中で萌の里の自動ドア改修工事ということでござい

すが、こちらも、今現在萌の里に自動ドアがございます。そちらのほうが開かなくなったりとかするということでもございましたので、改修の修繕をするという形で、内側と外側とありますので2つ同時に改修工事を行うという形でございます。

こちらも、先ほど南利課長からありましたように、新型コロナの感染症対策の地方創生臨時交付金を充てるという形で考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

10ページです。16の震災復興費の12の委託料500万円の住まいの再建継続利用支援事業、設計委託料ですか、これに関して、その下の2,100万円のほうも同じ工事だろうと思えますけれども、この設計委託料というのが500万円というのは、2,100万円に対して高過ぎはしないかなというふうに思っております。大体一般的に3%から5%以内というふうに私は認識しておりますので、500万円に関してはどのような内容になっておりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）村上議員のご質問にお答えいたします。

この金額は、緑が丘の集会所、公民館建設ということで、熊本市のほうから災害公営住宅の中にありましたみんなの家を2棟頂きまして、それを合築して建設するものでございます。これに関しましては、2棟をこれからなんですけれども緑が丘の集落の皆さん方にどういうやつを建てたいかという要望を伺って、それから3回ぐらい間取りだったりとか外壁だったりとかいろんな打合せをしまして、それから設計に入っていただきます。その後、うちには工事に入ったときに監理する資格を持っている職員がおりませんので、そこも願うような形で500万円取らせていただいているところです。以上です。

○議長（宮田勝則君）村上高志君。

○2番議員（村上高志君）県のほうからの依頼を受けてということになりますと、1回建てたやつを西原のほうに移築するということになりますと、1回設計は上がっているということになります。今の設計の仕方からすれば、全部データ的なものはパソコンの中に入っておりますし、それを最初から立ち上げるのではなくて2棟をくっつけていく上では、もう下のベース的なものはできているかと思えます。その点も、なるべく住民の人の負担が安くなるように行政としては考えていただきたいと思えます。一応、一つはそれで終わります。

もう一つ、関連ですけれども議長、よろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）関連で、行き過ぎたら止めますけれども、どうぞ。

○2番議員（村上高志君）今、星田と日向に建っておりますが、看板等のなも

のはどのようになっていますでしょうか。

- 議長（宮田勝則君）村上議員、看板等の最後の「等」の字は何でしょうか。
- 2番議員（村上高志君）看板が立っておりませんで、星田のほうはもう完了しておりますし、工事中の看板もなかったかと思えます。日向のほうも看板等の設置はないかと思えますので、その点はどのようになっていますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

- 復興建設課長（吉井 誠君）お尋ねの向きは工事中の看板ということでしょうか。（「そうです」の声）一応、この事業は地元のほうが事業主体になっていただいていますで、私も気をつけて見てなくて、指導すればよかったですけれども、地元の集落のほうで大工さんとか工務店さんを雇われて建設するような形になっておりまして、通常であれば役場の場合は施工主とか事業主、請負業者さんの看板、あと工期とかも書いてあると思うんですけれども、そこに関しましては、集落が発注されていましてのでちょっと見落とししておりました。

今後、まだ緑ヶ丘とか日向も工事があっておりますので、できるだけ看板を設置してくださいということで指導していきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）今のでよございますか。

○2番議員（村上高志君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

- 5番議員（西口義充君）10ページなんですけれども、企画費のふるさと納税についてお伺いします。

去年は、5億円を超えたすばらしい基金が集まりました。課長次第で代わるごとに金額がどんどん変わっておりまして、村の財政基金に積み増しもできまして本当にありがたく思っておりますけれども、今、全国的に災害等も多くなりまして、今回、熊本の球磨郡のほうでも大きな災害がありまして、基金のほうも今回は向こうのほうに大分流れていくんじゃないかなという思いがあります。せっかく今まで西原の局のほうで頑張っておられましたので、今後とも高い水準での納税ができればいいなと思っております。

財政的にも本当にこの基金は大きなメリットがございますので、課長として今後の方向性と、いかにしたら今の基金が残せるのか、そういうことを考えていただいて頑張ってくださいならばと思っております。

また、西原村の事業者の方でも大変苦勞されている企業もございまして、そういう方の支援等も入れながら考えていただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）西口議員、基金じゃなくて寄附金ですよ。

○5番議員（西口義充君） 寄附金です。

○議長（宮田勝則君） 企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君） ただいまの西口議員の質問にお答えいたします。

現在、昨年度は5億円ほど寄附金でしたが、現在まで、昨年度と比較してみますと、4月、5月分については前年を上回っているような状況でございます。6月、7月になりますと、やっぱり寄附金のほうが前年比としましては落ちてきているというような形になってきております。これは、先ほど西口議員のほうも言われましたとおり、災害の被災地辺りへ寄附金が流れているのかもしれないというふうには想定しております。

それとあと、コロナ関係で収入が減った方とかが大分出てきているかと思えます。そのあたりで減ってきている分があるのかなというふうにも今のところ見ておるといふ状況であります。

今後は、先ほども言われましたとおり、今現在7社の商店がふるさと納税の返礼品を出されております。そのほかに、あと3社ほど今登録を検討されているというところもございます。ですから、そういった返礼品を出していただく商店等に声をかけながら、基本的に返礼品等を見て寄附されるところもございまして、魅力のある返礼品等があればそういった部分を活用していければというふうにも思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君） 5番、西口君。

○5番議員（西口義充君） 前向きに取り組まれておりますので非常に安心しておりますけれども、やはり地元の企業をどんどん活用していただいて、地元の方にも潤っていただき、寄附される方にも喜んでもらえるような商品を送っていただくなればと思っております。

寄附金のほうも、年末になると昨年も11月、12月と一気に増えたというようなことでございますので、そこに向けてまた頑張っていただくなればと思っております。

それから、坂本議員がタブレットの件をお話しされましたけれども、それについて教育委員会のほうにちょっとお伺いします。

来年度、タブレットのほうも購入かなというようにございましてけれども、それに向けてWi-Fi設備も学校等でも整ってくると思います。先日のお話で、各家庭への光通信、Wi-Fi等のされていない方も十数%あるというようなお話でございましたけれども、それに対して、やはり今後、コロナもありますし、仕事で厳しいところもございまして、設備にはそこまで回せないという家庭が出てくるのではないかなという思いもあります。

また、コロナが出てくれば臨時休業、学校のほうにも登校できないというような状況で、早め早めにそこら辺の施策、予算等も組んでいただいて、そういう設備ができないところの支援策というようなことも考えていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）日頃からお世話になっております西口議員のご質問にお答えいたします。

今回進めておりますタブレットは、今のところクロームブックというタイプのものがございます。先ほども坂本議員さんからも質問がございましたが、全ての学年でこれを有効に活用しなければなりません、まず有効に活用するためには先生方の研修が必要でございます。

現在このような状況下ですので、各家庭で使えるようにするためには先生方がオンラインでつながる必要がございます。そのときのための研修を先日はCHIERU（チエル）という会社の方等をお招きして進めているところです。オンライン研修を、オンライン授業を頭に入れたものを今検討しているところですが、まだ全員ができる状況ではありません。

それともう一つは、各家庭で全てそういった状況が整っているか、つまり家にWi-Fi設備があるかどうかといいますと、今のところ、十数%とおっしゃいましたが約20%強の家庭が整っていないというふうに、おしなべていきますとありますので、LTEといまして電話回線を内蔵した、iPhone等がございますね。それに電話回線を使うとインターネットに入れますが、それを内蔵したタブレットを20%程度導入しようと考えています。そうすると家庭の負担がなくなりますが、あと問題になってくるのは、その維持費です。村がそれを見なければなりません、それについてはまた検討する必要があるかと思いますが、現在そういう方向で進めているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）安心しております。今、先生方はオンライン授業下で研修中というふうなことで、そこにタブレット等、慣れるまで子どもたちも相当時間がかかるだろうと思えますし、やはりみんなが使えるように、今からの世代、IT化は重要で、取り入れた授業が入ってくると思えますけれども、西原村もどんどんそういうことに慣れた子どもも育ってくるというところでございますので、ご指導のほどよろしく申し上げます。

質問を終わります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第85号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第7号）について、原

案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第85号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第86号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君) 議案第86号につきましてご説明いたします。

議案第86号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,300万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,484万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金37万6,000円の増額補正です。交付対象となった40歳前特定健診委託料を一般会計から国保会計に組み替えたことによる交付金の増額補正であります。

続きまして、款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金5,262万8,000円の増額補正です。令和元年度決算に伴います増額補正であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款6 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費37万6,000円の増額補正です。40歳前特定健診委託料を一般会計から国保会計に組み替えたことによる増額補正であります。

款9 諸支出金、項2 繰越金、目1 他会計繰出金78万7,000円の増額補正です。これは、令和元年度実績に伴います一般会計からの事務費繰入れ分の返還に伴う増額補正であります。

あとは、予備費に5,184万1,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第86号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第86号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第87号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第87号につきましてご説明いたします。

議案第87号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,914万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,885万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金から款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金までの110万4,000円の増額補正です。高額医療合算サービス費の支払い増に伴う国庫支出金等の増額補正であります。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金8,771万4,000円の増額補正です。令和元年度決算に伴います増額補正であります。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費256万3,000円の減額補正です。これは、第8期事業計画策定業務委託料の契約残の減額補正です。

款2保険給付費、項3高額介護サービス等費、目2高額医療合算介護サービス等費144万円の増額補正です。これは、過年度分の高額療養費との合算

介護サービス費の精算に伴う増額補正であります。

款4 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 償還金1,658万3,000円の増額補正です。これは、令和元年度介護給付費及び地域支援事業費の額の確定に伴います返還金の増額補正であります。

款4 諸支出金、項2 繰出金、目1 繰出金345万4,000円の増額補正です。これは、令和元年度実績に伴います一般会計からの繰入れ分の返還に伴う増額補正であります。

8ページをお願いいたします。

予備費に7,023万5,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第87号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第87号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第88号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第88号につきましてご説明いたします。

議案第88号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,978万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入についてご説明いたします。

6 ページの歳入予算をお願いします。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金389万3,000円の増額補正です。令和元年度決算に伴います増額補正であります。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

7 ページをお願いいたします。

款 4 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 他会計繰出金10万1,000円の増額補正です。令和元年度実績に伴います一般会計からの事務費繰入れ分の返還に伴う増額補正であります。

あとは、予備費に379万2,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番議員、中西義信君。

○4 番議員（中西義信君）4 番、中西です。

ちょっとささいなことなのかもしれませんが、今の歳出のほうの他会計繰出金10万1,000円とあります。事務費返還と書いてありますけれども、一般会計の補正を見ますと、実は国保のときにちょっと疑問を持ってみたんですが、一般会計の先ほど審議をしました補正のページ9、一般会計のほうを見ていただいて、数字が10万円と78万6,000円なんですけれども、後期高齢者が10万円となっております。今、補正は10万1,000円となっている。

それと、国民健康保険のほうも1,000円違っておりますけれども、この違いは何なのかを。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中西議員の質問にお答えします。

歳出側が1,000円多いのは、歳出では1,000円未満を切り上げ、歳入側では1,000円未満を切り捨てますので、そこで1,000円の予算上は違いが出てまいります。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第88号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第88号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第89号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、議案第89号につきましてご説明いたします。

議案第89号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ834万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,914万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款1給水事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節2水道使用料過年度分3万2,000円の増額。

款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金、令和元年度決算認定にて確定しました実質収支2,331万2,553円に伴う831万2,000円の増額でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、節12委託料880万7,000円の増額補正、こちらに関しましては、万徳水道組合と西原村中央簡易水道事業の統合によります変更認可申請に伴う業務委託料として増額するものでございます。

同目の節14工事請負費に63万8,000円、これに関しましては河原地区の民地から公道への管の移設による増額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂悦朗です。

委託料について、今、万徳水道との合併ということで説明がありましたけれども、これまでは、現在も永田智広氏のボーリングされた水を万徳水道が地震後使用されておりました。この件について、そこでは漏水は今はいらないと思うんですが、今度、村営水道に入れたときにひよっとしたら破れるところが出るんじゃないかなと思うんですが、その点についてはどのように考えておられますか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えします。

万徳水道の前にこれまで布田とか鳥子地区とかそういう前例がございまして、基本的にはつないだら圧が多少上がって割れるという事例が発生しております。これに関しましても、一応万徳水道の現役員さんと1年ぐらいちょっと協力していただけないかということで話をしておりまして、割れたときには万徳組合さんと共同で補修工事をやっつけていこうかと思っております。

あと問題になってくるのが、組合水道に関しましては民地の中を管が通っているところが結構ございまして、それに関しましては現在も布田とか高遊とか、今回も補正で河原地区を上げていますけれども、少しずつ移設、うちの工事と併せてとかいうふうに解消していけたらなと考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、破れたときにはするということで、これは村のほうも今後、小森水道も合併に向けて今動いておりますので、将来的に万徳水道と、本来であれば万徳水道と小森水道は今回、次ボーリングして、それを使うということで多分進めておられたと思うんですが、万徳水道の場合は永田さんのほうにちょっと迷惑をおかけしているものですから、今回早めということで今、向けて取り組んでおられると思います。

今後、もし小森水道が合併するときには、今度は今の万徳水道を小森水道のほうにまた入れられるのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）今のご質問で、恐らく畑、風当とか万徳周辺も結構小森水道と万徳水道が入り交じっていて、管がばらばらということで、現在やっております集落再生事業で風当と畑につきましては一応小森の管を使いまして、現在、各宅地にもう一回掘らなくていいように入れていただいております。合併後は速やかに、同じような系統の管を探してつなげていきたいなと思っております。

今回委託に上げております予算の中で資産とか管路というのを全部調べますので、その後一応計画を立てて、それに沿って本管からのつなぎ込みということで考えていきたいと思っております。以上です。

- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第89号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第89号は原案どおり可決されました。
日程第6、議案第90号、令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
内容の説明を復興建設課長に求めます。
（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）
- 復興建設課長（吉井 誠君）それでは、議案第90号につきましてご説明いたします。
議案第90号、令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）。
1ページをお願いします。
令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）。
第1条、令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
第2条、令和2年度西原村工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入支出の予算額を次のとおり補正する。
左から科目、既決予算額、補正予算額、計の順に読み上げます。
収入。
第1款水道事業収益1,843万5,000円、0円、1,843万5,000円。
第1項営業収益1,094万9,000円、0円、1,094万9,000円。
第2項営業外収益748万5,000円、0円、748万5,000円。
第3項特別利益1,000円、0円、1,000円。
支出。
第1款水道事業費用2,005万7,000円、0円、2,005万7,000円。
第1項営業費用1,203万8,000円、14万7,000円、1,218万5,000円。
第4項予備費569万6,000円、マイナス14万7,000円、554万9,000円。
令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。
主な内容につきましてご説明申し上げます。
2ページ、収益的収入はございません。

3 ページをお願いいたします。収益的支出でございます。

款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 6 その他営業費用、節 1 その他営業費用14万7,000円の増額補正。

款 1 水道事業費用、項 4 予備費、目 1 予備費、節 1 予備費14万7,000円の減額補正。

主な内容につきましては、鳥子工業団地内の企業様において水道料金の基準となる契約水量に誤りがございまして、その誤りを是正し差額を還付するため、補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第90号、令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第90号は原案どおり可決されました。

換気のため暫時休憩します。

（午前11時10分）

（午前11時21分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

一般会計決算審議の中で、質疑と答弁による説明を補足させますので、復興建設課長、補足説明をお願いいたします。

○復興建設課長（吉井 誠君）昨日、村上議員と桂議員からお話がありました決算書158ページでございます。

7 土木管理費、2 道路橋梁費、5 集落復興事業費の事故繰越の備考の内訳です。まず備考の内訳は、外5件とありましたので別紙により表示をさせていただいております。外5件に関しましては各集落の用地測量の契約の支出となっております。

1 枚目に、158ページの中段なんですけれども、これに関しましてはまちづくり協議会支援業務委託料ということで、※1というところがあるかと思うんですけれども、契約自体は総額で2億4,878万8,990円となっております。

そのうち、平成30年度の繰越予算より支払っております。これが7,872万1,723円ということで支出をしております。事故繰越予算に載っておりますとおり、平成31年度で1億3,567万2,431円、それと事故繰越予算で足らなかった分を現年度から3,439万4,836円支払っております。

次のページ、お願いいたします。

次のページが、補助工事等竣工確認検査調書と申しまして、これは県が調査しましたということで、黒塗りの部分に関しましては県職員さんの個人名が入っておりますので黒塗りにさせていただいております。後につけておりますのが、設計監理と、まちづくりの年度ごとにどういう書類を納品しているかということで添付をしております。最終年度に関しましては子ども記録集とか再生だより、あと震災の動画も作っております。これは、できた時点で議会のほうに2枚か3枚DVDを置いておりますので、よろしければ見ていただければと思っております。

最後のページで、リーフレットの印刷費用、それを計上しております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）以上、補足説明が終わりました。

村上議員、目を通されてからの質問となるかと思えますけれども、今の説明で何かお伺い、お尋ねはありませんですか。

○2番議員（村上高志君）今のところありません。

○議長（宮田勝則君）次に、産業課のほうより説明をいたします。

産業課長。

○産業課長（南利孝文君）先般の決算の中で、ホイールローダーの免許区分はいかがなものかというようなお話でございました。この免許区分と申しますのは道路交通法に定められた内容でございます。

さきの堀田議員の一般質問の中で、一定の全長あるいは全幅を超えるものについては大型特殊車両免許が必要であるというような内容でお話をしたところでございます。大型特殊車両であるか小型特殊車両であるかの判断基準というのは、トラクターであれホイールローダーであれ変わりはないということでございますので、一定の全長、全幅を超えるものについては大型特殊車両の免許が必要になるということでございます。

ただ、注意していただかなければならないのが、トラクター等の農業用機械は農耕車限定ということでの免許で運転可能でございますが、ホイールローダーにつきましては農耕車には分類されてございませんので、農耕車限定ということであれば限定解除の免許を取得する必要があるということでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田議員、よございますか。

1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

ということで、整地運搬のほうの技術的な免許は役場の職員が何人か持っておられるということと、道路交通法でいう免許というふうにしますと、今、南利課長が言われた大型特殊じゃないと、これは道路を走れないと。現場に誰かが持って行って現場で整地掘削の免許を持っている職員は作業できるものですけれども、やはりそれでも緩和されるということになると、作業機、バケットの部分でございますが、今後バケットを例えば切って、溶接して170以下に収める、またはオプションが売ってありますので、そういうのに替えてするというので、今まで小型自動車で運転できる、普通免許は小型特殊が附帯しておりますので、そっちでできるということになります、今後どのようにしたいと思われませんか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）具体的にどうしようかということにはちょっとまだ検討いたしておりません。ただ、状況を見ながら、特に災害時ですとか大雪時、やはり迅速に対応できるということですので、ご提案のありましたような内容も検討しながら今後の方向性については定めていきたいというふうに思うところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）それと、この間現物を私も見たときにちょっと気になったのが、保険は入っているということで、免許のところも大型ではなかろうかというところで、今は使っていないというか運転していないということでしたが、特定自主検査、三角のシールですね。車でいう車検証が平成27年度で切れております。切れているか、もうそこでそれ以上貼ってありません。ということは、たとえ保険に入っておっても、もし事故があったときにもし検査がされていないということであれば保険が出るのだろうか。

それと、あと一つの疑問、特に検査をしていない場合は法的にも50万円以下の罰金が科せられます。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）ラベルが貼っていなかったということでございます。これについてはおわびを申し上げるところでございます。

先般申し上げましたように、堆肥センターにはほかにもローダーを置いてございます。一緒に点検をいたしております。これは労働安全衛生に伴う法律の関連だったと思います。に基づいて点検を行っているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）そうですね。整地運搬車はこの点検2年に1回だと私は認識しております。検査証においては3年間の保管が義務づけられておりますので、そこらあたりをもう一回正確に確認して、適正なる運行をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）補足関係の質疑と答弁はこれで終わります。

日程に戻ります。

日程第7、議案第91号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。
内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、議案第91号につきましてご説明いたします。

議案第91号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西大滑第10号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）。

2、変更前契約金額8,689万4,859円（税抜額7,899万5,327円）、変更後契約金額8,946万1,671円（税抜額8,132万8,792円）、256万6,812円の増となっております。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291番地1、会社名、株式会社下村組、代表者、代表取締役下村一恵。

変更の主な内容としまして、道路工の路床置換え及び残土処理となっております。これで上布田は事業が完了する予定でございます。

以上、ご審議方よろしく願います。

続きまして、この場を借りて修正とおわびを申し上げます。

令和元年度第3回定例会議案第89号におきまして参考資料として添付しておりました位置図について、一部工事箇所を誤って表示しておりました。住民の方々や議員さんに大変ご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

今後はこのようなことがないように、より一層チェック機能を強化し取り組んでまいりたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

関連でございますが、よろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）契約の関連ですか。

○2番議員（村上高志君）宅地耐震、契約の関連じゃないんですけども、工事の関連について質問させていただきませんか。

○議長（宮田勝則君）許可します。

○2番議員（村上高志君）いろいろ仕事が完了しておりますが、公共的な建物に関しまして、公民館等でございますが、まだ手すり、フェンス的なものができていないところがございます。地震のときの避難としてもその広場でみんなが集まって過ごしたこともございますので、今後、夜とかそういうところの避難のときに、高いところでは5mぐらいありますので危険なところもございます。どうかその点の工事を金額等予算化してもらえらると思いたしますが、よろしく願いたします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）お話のとおり、宅地耐震化事業に関しましては宅盤より下、擁壁とかそういう箇所が基本となっております。恐らく、工事を行いました瓜生迫公民館とかこれから行います小園、あとは新しくできました風当だったり大切畑の集会所に関しまして、結構擁壁が高うございます。おっしゃるとおりです。確かに、夜地震があったときとか集合されたときとかは相当危ないような感じでございます。

基本的には総務課の公園整備だと思っておりますけれども、3割程度の補助はあると思っておりますけれども、今後、復興基金の創意工夫分とかもございまして、一回執行部で相談させていただいて、またそれに関しては議員さんにお話しして提案させていただければと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）できるだけよろしく願いたしたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほか、質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第91号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第91号は原案どおり可決されました。

日程第8、同意第2号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）同意第2号についてご説明いたします。

同意第2号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについて。

西原村教育長に下記の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字布田950番地3。

氏名、竹下良一。

生年月日、昭和28年2月13日。

提案理由でございます。

西原村教育長竹下良一氏が令和2年9月30日をもっての任期満了とすることにより再任いたしたく、選任に対し議会の同意を要するためでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページに履歴書を添付しております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明がただいまありました。

竹下教育長より退席の申出がっておりますが、教育方針等に質疑があれば質疑を受け付け、その後退席を許可したいと思います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、竹下教育長の退席を許可します。

（教育長 竹下良一君 退場）

○議長（宮田勝則君）そのほか、執行部に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第2号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定しました。

竹下教育長の入場を許可します。

暫時休憩します。

（午前11時42分）

(午前11時43分)

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

竹下教育長に申し上げます。ただいま西原村教育長の選任につき同意を求めることについて同意されましたので、告知いたします。

なお、教育長より何かございましたら許可しますので、よろしく申し上げます。何かありますか。

教育長。

○教育長（竹下良一君）再任をいただき、大変光栄に思いますと同時に身の引き締まる思いでございます。

これまでの3年間は、先輩の教育長の後を一生懸命ついていくというふうなことをやってまいりました。ただ、学校教育については、私も学校教育関係者でございましたので、これまでと少し違った取組として、指導体制の確立等については努めてまいりました。

ただ、社会教育等々についてはまだ課題が残っております。これまでの3年間の取組を反省し、特に新型コロナウイルス禍での子どもたちの教育の在り方については慎重に検討しながら、今後の教育の在り方について検討を進めていきたいと思っております。それと同時に、懸案でありますGIGAスクール構想等についても今後、早急に解決を図っていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

○議長（宮田勝則君）次に、日程第9、同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長（須藤 博君）同意第3号についてご説明いたします。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

西原村固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字河原1915番地1。

氏名、西岡哲也。

生年月日、昭和21年11月15日。

提案理由でございます。

西原村固定資産評価審査委員会委員西岡哲也氏が令和2年10月18日をもって任期が満了することにより再任いたしたく、選任に対し議会の同意を要するためでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりました。

これより同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第10、同意第4号、西原村農業委員の認定農業者等の数につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 南利孝文君 登壇 説明）

○産業課長（南利孝文君）同意第4号についてご説明いたします。

同意第4号、西原村農業委員の認定農業者等の数につき同意を求めることについて。

西原村農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれに準ずる者の数を4分の1以上としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により議会の同意を求める。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

農業委員会等に関する法律第8条第5項により西原村農業委員会委員の過半数を認定農業者等とすることとすれば、委員の任命に著しい混乱を生じることとなるため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号により、西原村農業委員会委員の認定農業者等またはこれに準ずる者の数の割合について議会の同意を得る必要がございます。これが、この議案を提出する理由であります。

農業委員会等に関する法律第8条第5項に、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならないとされていますが、同項ただし書に、その区域内における認定農業者が少ない場合はこの限りでないと記載されております。この認定農業者が少ない場合とは、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項に「当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、

委員の定数に八を乗じて得た数を下回る場合」とされております。

本村の認定農業者数は現在66名で、本村の農業委員定数12に8を掛けた96を下回っております。農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号で、委員の過半数を認定農業者等とすれば委員の任命に著しい困難を生じることとなる場合、委員の少なくとも4分の1以上を認定農業者等とすることについて議会の同意を得たとき、委員の過半数を占めることを要しないという趣旨の規定が設けてございます。

以上を踏まえまして、委員に占める認定農業者等の数を少なくとも4分の1以上とすることについて、議会のご同意を求めるものでございます。

以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりました。

これより同意第4号、西原村農業委員の認定農業者等の数につき同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第4号、西原村農業委員の認定農業者等の数につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第11、同意第5号から日程第20、同意第16号及び日程第21、同意第11号並びに日程第22、同意第15号については、西原村農業委員の任命に関する議事となっております。

まず、日程第11、同意第5号から日程第20、同意第16号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 南利孝文君 登壇 説明）

○産業課長（南利孝文君）それでは、同意第5号から同意第16号についてご説明いたします。

同意第5号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する

法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年8月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、阿蘇郡西原村大字鳥子2276番地。

氏名、桂政博。

生年月日・年齢、昭和30年5月2日、65歳。

職業、会社員。

経営面積、6,630㎡。

任期、令和2年10月18日から令和5年10月17日まで。

適用、鳥子地区推薦。

提案理由。

現在の農業委員は令和2年10月17日で任期が満了するので、新たに農業委員を任命するため、上記の者について農業委員会等に関する法律第8条第1項により議会の同意を得る必要がございます。これが、この議案を提出する理由であります。

農業委員会等に関する法律に基づきまして、令和2年6月1日から7月6日の期間、推薦、応募の受付を行い、12名の定数に対して12名の推薦、応募がございました。令和2年7月10日に、推薦、応募のあった方々について西原村農業委員候補者評価委員会を実施いたしまして、委員会からの意見に基づき任命しようとするものでございます。

農業委員会等に関する法律第8条の委員の構成要件であります委員に占める認定農業者の数、利害関係を有しない者、年齢性別に偏りが生じないような配慮等について考慮の重きを置いた評価方法により、意見を提出いただいたのが、同意第5号から第16号の方々でございます。

同意第5号から第16号につきましては、内容が重複し、それぞれ記載のとおりでございますので、同意第6号以降は住所、氏名のみ朗読させていただきます。敬称は略したいと思います。

お聞きください。

同意第6号、阿蘇郡西原村大字小森1885番地、山田政晴。

お聞きください。

同意第7号、阿蘇郡西原村大字小森759番地1、中村一男。

次、お聞きください。

同意第8号、阿蘇郡西原村大字宮山1125番地、山本龍一。

次を開いてください。

同意第9号、阿蘇郡西原村大字布田1854番地、内田稔。

次、お聞きください。

同意第10号、阿蘇郡西原村大字布田986番地46、小城一也。

次をお聞きください。

同意第12号、阿蘇郡西原村大字河原650番地1、東厚。

次、お開きください。

同意第13号、阿蘇郡西原村大字河原1681番地、西村精記。

次、お開きください。

同意第14号、阿蘇郡西原村大字布田1666番地、丹波久美代。

同意第16号、熊本市東区小峯3丁目1番16号、高橋愛子。

以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑をされる際には議案番号を発言の上、質疑をお願い申し上げます。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、討論される際には議案番号を発言の上、討論願います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより日程第11、同意第5号から日程第20、同意第16号までを起立により1議案ごとに採決します。

同意第5号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意されたものといたします。

次に、同意第6号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第6号は原案どおり同意されたものと決定いたします。

次に、同意第7号について、原案どおり賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第7号は原案どおり同意されたものと決定いたします。

同意第8号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第8号は原案どおり同意されたものと決定いたします。

同意第9号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第9号は原案どおり同意されたものと決定いたします。

同意第10号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第10号は原案どおり同意されたものと決定いたします。

同意第12号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第12号は原案どおり同意されたものと決定いたします。

次に、同意第13号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第13号は原案どおり同意されたものと決定いたします。

次に、同意第14号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第14号は原案どおり同意されたものと決定いたします。

次に、同意第16号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第16号は原案どおり同意されました。

暫時休憩します。

(午後 0時04分)

(午後 0時06分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第21、同意第11号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件につきましては、堀田直孝君が直接利害関係がある事件であると認め

られますので、地方自治法第117条の規定により堀田直孝君を除斥にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。したがって、堀田直孝君の退場を求めます。

暫時休憩します。

(午後 0時07分)

(午後 0時07分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 南利孝文君 登壇 説明)

○産業課長(南利孝文君) 同意第11号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて。

前件までと同様でございますので、住所、氏名のみ朗読いたします。敬称を略します。

阿蘇郡西原村大字河原943番地1、堀田直孝。

以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりました。

これより同意第11号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第11号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第11号は原案どおり同意することに決定いたしました。

堀田直孝君の入場を許可します。

暫時休憩いたします。

(午後 0時09分)

(午後 0時10分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

堀田直孝君に申し上げます。ただいま西原村農業委員の任命につき同意を
求めることについて、満場一致で同意されましたので報告いたします。

日程第22、同意第15号、西原村農業委員の任命につき同意を求めること
についてを議題とします。

なお、本件につきましては山下一義君に直接利害関係のある事件であると
認められますので、地方自治法第117条の規定により、山下一義君を除斥に
したいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。したがって、山下一義君の退場を
求めます。

暫時休憩します。

(午後 0時11分)

(午後 0時11分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 南利孝文君 登壇 説明)

○産業課長(南利孝文君) 同意第15号、西原村農業委員の任命につき同意を求
めることについて。

内容は前件と同様でございますので、住所、氏名のみ朗読いたします。

阿蘇郡西原村大字鳥子7番地2、山下まり子。

以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりました。

これより同意第15号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることにつ
いて、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第15号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原
案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第15号は原案どおり同意することに決定いたしました。

山下一義君の入場を許可します。

暫時休憩いたします。

(午後 0時13分)

(午後 0時13分)

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

山下一義君に申し上げます。ただいま同意第15号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについては同意されました。

日程第23、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定します。

日程第24、発議第4号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者、桂悦朗君に求めます。

（9番議員 桂悦朗君 登壇 説明）

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

発議第4号、令和2年8月24日西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、西原村議会議員、桂悦朗。

賛成者、同じく上野正博、賛成者、同じく堀田直孝。

西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出の理由。

議会広報常任委員会の設置に伴い、西原村議会委員会条例の一部を改正する必要がある。これが議案を提出する理由です。

1枚めくってください。

西原村議会委員会条例の一部を改正する条例。

西原村議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「6人」を「5人」に改め、同条第2号中「4人」を「5人」に改め、同条に次の1号を加える。

3、議会広報常任委員会5人。

ア、議会だよりの編集及び発行に関する事項。

イ、議会の広報及び調査に関する事項。

附則、この条例は令和2年9月25日から施行する。

次のページには新旧対照表がありますので、これを見て何かあれば質問を

お願いします。以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございますか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第4号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、発議第4号は原案どおり可決されました。

日程第25、発議第5号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」についてを議題とします。

内容の説明を提出者、桂悦朗君に求めます。

（9番議員 桂悦朗君 登壇 説明）

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

発議第5号、令和2年8月24日、西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、西原村議会議員、桂悦朗。

賛成者、同じく中西義信、賛成者、同じく坂本隆文。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」について。

上記の議案を西原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

提出の理由。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今後さらに地方税、地方交付税の大幅な減少等により、地方財源はかつてない厳しい状況になることが想定されるため、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていく必要がある。これが議案を提出する理由であります。

1枚めくってください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一

般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地方経済活性化、雇用対策など喫緊の財源需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源確保機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見通しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

1枚めくってください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月24日、衆議院議長大島理森殿、参議院議長山東昭子殿、内閣総理大臣安倍晋三殿、財務大臣麻生太郎殿、総務大臣高市早苗殿、厚生労働大臣加藤勝信殿、経済産業大臣梶山弘志殿、内閣官房長官菅義偉殿、経済再生担当大臣西村康稔殿、まち・ひと・しごと創生担当大臣北村誠吾殿。

熊本県西原村議会。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）ただいま提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第5号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、発議第5号は原案どおり可決されました。

日程第26、組合議会報告を行います。

組合議会議員から報告がありましたらお願いいたします。

1番議員、堀田直孝君。

(1番議員 堀田直孝君 登壇 報告)

○1番議員(堀田直孝君) 1番議員、堀田です。

それでは、令和2年第2回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会報告をいたします。

令和2年8月11日午後2時より、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合会議室にて令和2年第2回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合定例会が開催されました。

議案につきましては、議案第5号、令和元年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算の認定について、議案第6号、令和2年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算についての2つの議案でした。

議案第5号の令和元年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算におきましては、歳入、予算現額6億528万3,000円、調定額6億845万6,174円、収入済額6億845万6,174円、不納欠損0、収入未済額0、歳出、予算現額6億528万3,000円、支出済額5億7,952万7,900円、翌年度繰越額0、不用額2,575万5,100円、歳入歳出差引残額2,892万8,274円、うち基金繰入金0という決算でした。

議案第6号、令和2年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算につきましては、令和元年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算に伴い繰越金が確定したために、歳入、補正前の額1,000万円、補正額1,892万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,995万円とするというものでした。

2議案とも全員一致にて認定、議決されました。

以上で益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会報告を終わります。

○議長(宮田勝則君) ただいま報告が終わりましたが、報告者に何かお尋ねはございませんか。

(「なし」の声)

○議長（宮田勝則君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第27、委員会の閉会中の継続調査申出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長上野正博君、総務福祉常任委員会委員長桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長林田直行君、以上の方々から申出がっております。

事件、期限等については記載のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付されました議事は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって令和2年第3回西原村議会定例会を閉会します。

午後 0時35分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

2 番議員 村 上 高 志

3 番議員 坂 本 隆 文